

史跡咸宜園跡  
保存整備事業報告書

2016年

日田市教育委員会



史跡咸宜園跡遠景



史跡咸宜園跡東家側全景



## ごあいさつ

豊かな自然に恵まれた日田市には、数多くの文化的・歴史的遺産があります。古くから北部九州の交通の要衝として栄え、古代遺跡や中世大蔵氏の繁栄を示す文物が残されています。

江戸時代には、徳川幕府によって九州地方を統治する西国筋都代役所が置かれ、九州の政治・経済上の重要な位置を占めることとなり、豆田町・隈町の商人を中心とした町人文化や学問・芸術の華が開きました。このうち、史跡「咸宜園跡」は、儒学者廣瀬淡窓が江戸時代後期に創設した私塾の跡として、日田市内で最も早く国の史跡として指定されました。私塾「咸宜園」は、全国 60 か国以上から 5,000 人を超える入門者が集った近世日本最大規模の私塾です。

本書は平成 15 年度から平成 26 年度まで実施した咸宜園跡東家側の保存整備事業の成果をまとめたものです。これまでの調査結果と整備事業に伴い判明した新たな知見を加え、かつての塾の姿が次第に見えてきました。

日田市では、これまで淡窓の居宅である「秋風庵」や書斎「遠思樓」等の建造物の保存修理を行うとともに、往時の史跡空間を復元すべく環境整備を進めてまいりました。

また、市内の学校教育では咸宜園教育の理念を活かした取組を進めており、さらに、まちづくり、地域づくりにもつなげるべく郷土の誇るべき文化遺産・貴重な地域資源として、今後も活用を図ってまいりたいと考えております。

最後になりましたが、事業全般にわたり様々なご指導を賜りました各専門分野の先生方をはじめ、調査にご協力いただいた多くの方々に対し、心からお礼を申し上げます。

平成 28 年 3 月吉日

日田市教育委員会

教育長 三筈 真治郎

## 例　　言

1. 本書は、平成 15 年度から平成 26 年度にかけて実施された史跡咸宜園跡保存整備事業（東家側）の報告書である。
2. 本書が扱う「咸宜園」とは、廣瀬淡窓が文化 14 年（1817）に、旧堀田村の現在地へ塾を移転してから、明治に閉鎖するまでを言う。淡窓が私塾を開いたのは文化 2 年（1805）のことであるが、「咸宜園」と称したのは現在地へ移転した後のことである。私塾「咸宜園」は道路を挟んで東西に広がり、伯父月化が建てた秋風庵（東家）と塾主の住まいであった考槃樓（西家）があり、その周囲に塾舎等の建物が存在していた。このうち、本書では秋風庵（東家）周辺の指定地の範囲を「東家側」、市道を挟んだ西側の指定地の範囲を「西家側」とする。
3. 本事業は平成 15 年度から平成 26 年度まで国庫補助事業として行われたが、同時に進められた日田市単独事業等による成果も含まれている。
4. 本書で使用した写真は、株式会社九州航空、株式会社中桐造園設計研究所に委託等により撮影したもの以外は、事務局の撮影によるものである。
5. 史料等の調査・利用については、公益財団法人廣瀬資料館及び有限会社廣瀬本家家産の多大な協力を得た。
6. 本書で使用した図版等のうち、発掘調査図面等は、有限会社九州文化財リサーチへ委託作成したものを使用した。工事関係図面は株式会社中桐造園設計研究所へ、歴史的建造物の図面は非営利特定法人本物の伝統を守る会へ、それぞれ委託作成したものが含まれる。その他の図版等は巻末の参考文献を利用して作成した。
7. 本書の編集・執筆は市文化財保護課で行った。編集・執筆担当は下記の通り。

第1章～第2章　　日田市教育庁世界遺産推進室　主任　原田　弘徳  
第3章 第1節　　日田市教育庁文化財保護課　主査　渡邊　隆行  
第3章 第2節～3節　日田市教育庁世界遺産推進室　主任　原田　弘徳  
第4章～第7章　　日田市教育庁世界遺産推進室　主任　原田　弘徳  
附図　　日田市教育文化財保護課　主査　渡邊　隆行

# 本文目次

第1章 史跡を取り巻く環境	第4章 整備概要
第1節 史跡の位置と環境	第1節 実施設計 ······ 77
(1) 自然環境及び社会環境 ······ 1	第2節 工事内容
(2) 歴史的環境 ······ 4	(1) 園路広場工事 ······ 78
第2節 史跡の概要	(2) 植栽工事 ······ 80
(1) 史跡の概要 ······ 7	(3) 排水路工事 ······ 82
(2) 文化財の指定 ······ 9	(4) 遺構表示工事 ······ 84
第2章 保存整備事業の経過	(5) サイン工事 ······ 86
第1節 保存整備基本構想 ······ 10	(6) 管理施設・その他工事 ······ 88
第2節 事業組織	第3節 施工過程 ······ 91-115
(1) 組織・体制 ······ 13	第4節 整備成果 ······ 116
(2) 委員会の経過 ······ 13	第5節 ガイダンス施設の建設 ······ 119
(3) 検討の過程・内容 ······ 14	第5章 管理・運営の内容及び体制
第3節 保存整備事業の経過	第1節 管理・運営体制 ······ 123
(1) 歴史的建造物の保存修理 ······ 14	第2節 保存管理の内容
(2) 支障物件等の撤去・移設 ······ 16	(1) 手法別保存管理の方法 ······ 125
(3) 環境整備工事 ······ 18	(2) 要素別保存管理の方法 ······ 126
(4) ガイダンス施設の設計 ······ 25	第6章 まとめ
第4節 全体事業経過図表 ······ 27-28	第1節 史跡咸宜園跡の保存整備事業について ······ 131
第5節 整備事業費 ······ 29	第2節 今後の課題
第3章 整備に伴う各種調査研究の内容と成果	(1) 保存活用上の課題 ······ 131
第1節 発掘調査	(2) 西家側の公有化・調査 ······ 132
(1) 発掘調査の経緯 ······ 30	第7章 附編・資料
(2) 第12次調査 ······ 33	第1節 工事現場の公開 ······ 134
(3) 第14次調査 ······ 34	第2節 普及啓発事業
(4) 第15次調査 ······ 36	(1) 学習講座・公開講座の開催 ······ 137
(5) 第16次調査 ······ 37	(2) 普及啓発用教材の作成 ······ 142
(6) 第17次調査 ······ 40	資料：咸宜園教育研究センター条例・規則
(7) まとめ ······ 42	附図 調査区位置図 (1/200)
写真団版 ······ 45	
第2節 文献調査	
(1) 文献調査の経緯 ······ 53	
(2) 主な調査対象の概要 ······ 53	
(3) 調査成果 ······ 57	
第3節 整備内容への反映	
(1) 東塾 ······ 71	
(2) 招隱洞・梅花塙 ······ 71	
(3) 講堂 ······ 75	
(4) その他 ······ 76	

## 図版目次

図 1-1 日田市の地勢	1	図 3-23 絵図に残る講堂	75
図 1-2 日田市の位置	1	図 4-1 全体計画図（当初）	77
図 1-3 大分県行政区	1	図 4-2 園路広場工事範囲図	79
図 1-4 日田市の地形と地質	2	図 4-3 植栽工事範囲図	81
図 1-5 年間降水量と気温	3	図 4-4 排水路工事範囲図	83
図 1-6 日田市の主要交通網	3	図 4-5 遺構表示工事範囲図	85
図 1-7 史跡咸宜園跡周辺の文化財	6	図 4-6 サイン工事範囲図	87
図 1-8 史跡咸宜園跡の範囲	8	図 4-7 管理施設工事範囲図	89
図 1-9 咸宜園絵図（大正絵図）	8	図 4-8 その他工事範囲図	90
図 2-1 支障物件等位置図	16	施工過程各種図面	91-116
図 2-2 年度別整備内容	18	自然石表層舗装	91
図 2-3 平成 21 年度整備内容	19	真砂土舗装 A、B	91
図 2-4 平成 22 年度整備内容	20	三和土舗装 A（通路用）	92
図 2-5 平成 23 年度整備内容	21	三和土舗装 B（バス乗降場用）	92
図 2-6 平成 24 年度整備内容	22	砂利舗装 A、B、礎石	93
図 2-7 平成 25 年度整備内容	23	プロテクター	93
図 2-8 平成 26 年度整備内容	24	芝生舗装	94
図 2-9 ガイダンス棟平面図（計画図）	26	庭石移設工	94
図 3-1 発掘調査年次配置図（1/500）	31	コンクリート緑石（境界用）	95
図 3-2 調査区配置図（1/400）	32	見切緑石	95
図 3-3 12 次調査区遺構実測図（1/80）	33	舗装留石	96
図 3-4 14 次調査区遺構実測図（1/150）	34	自然石緑石	96
図 3-5 2 ～ 5 号溝実測図（1/60）	35	鍛止めブロック	97
図 3-6 出土遺物実測図（1/4）	35	舗装留板	97
図 3-7 15 次調査区遺構実測図（1/60）	36	門扉 A（H23）	98
図 3-8 16 次調査区実測図（1/300）	37	門扉 A（H25）	99
図 3-9 挖立柱建物、水路状遺構実測図（1/60）	39	門扉 B（H22）	100
図 3-10 出土遺物実測図（1/4）	39	門扉 B（緊急時用 ソケット引き抜き型）H25	101
図 3-11 17 次 A 区遺構実測図（1/40）	40	垣門扉	102
図 3-12 心遠處（招隱洞）・梅花塙遺構実測図（1/80）	41	板塀（屋根付）	102
図 3-13 東家側遺構図（1/500）	42	板塀 A	103
図 3-14 調査成果と整備工事の対比（1/600）	43	板塀 B	104
図 3-15 長岡永鄰画咸宜園絵図	54	案内板	105
図 3-16 小栗布岳画咸宜園絵図	55	名称板工	106
図 3-17 絵図に残る東塾	57	車止め A、車止め B	106
図 3-18 絵図に残る招隱洞・梅花塙	62	函渠型側溝工	107
図 3-19 東塾推定平面図	72	円型側溝 A 工	107
図 3-20 招隱洞・梅花塙推定平面図	73	溜耕工	108
図 3-21 東塾推定平面図（説明板記載）	74	集水耕（H24）	108
図 3-22 招隱洞・梅花塙推定平面図（説明板記載）	74	集水耕（H21）	108

排水管	109	給水管、電線管 (H23)	114
硬質塩化ビニル管	109	石組み水路・井戸遺構表示工	115
グレーチング蓋工	110	図 4-9 整備成果全体平面図	116
消火栓移設	110	図 4-10 咸宜園教育研究センター外観図	120
フットライト工	111	図 4-11 咸宜園教育研究センター平面図	121
生垣工	112	図 5-1 史跡咸宜園跡管理運営体制	124
四つ目垣工	113	図 7-1 咸宜園入門っぽくす配置図	143
生垣支柱 A	113	卷末附図 遺構配置図 (1/200)	
電線管理設	114		

## 写真目次

写真 2-1 秋風庵	14	施工過程写真	91-116
写真 2-2 遠思樓	14	自然石表層舗装	91
写真 2-3 風呂便所棟・井戸屋形	15	真砂土舗装 A、B	91
写真 2-4 書蔵庫	15	三和土舗装 A (通路用)	92
写真 2-5 銅像	17	三和土舗装 B (バス乗降場用)	92
写真 2-6 生垣と土留	17	砂利舗装 A、B、礎石	93
写真 2-7 板塀	17	プロテクター	93
写真 2-8 水道	17	芝生舗装	94
写真 2-9 便所	17	庭石移設工	94
写真 2-10 入口	17	コンクリート縁石 (境界用)	95
写真 2-11 管理棟	17	見切縁石	95
写真 2-12 碑 (桜塚)	17	舗装留石	96
写真図版 1 (12次調査)	45	自然石縁石	96
写真図版 2 (14次調査)	46	門扉 A (H23)	98
写真図版 3 (15次・16次調査)	47	門扉 A (H25)	99
写真図版 4 (16次調査)	48	門扉 B (H22)	100
写真図版 5 (16次調査)	49	門扉 B (緊急時用 ソケット引き抜き型) H25	101
写真図版 6 (16次調査)	50	垣門扉	102
写真図版 7 (17次調査)	51	板塀 (屋根付)	102
写真図版 8 (遺物資料)	52	板塀 A	103
写真 3-1 明治末期～大正初期の咸宜園	53	板塀 B	104
写真 4-1 生垣 (オカメザサ)	80	案内板	105
写真 4-2 連蔽植栽の例 (アラカシ)	80	名称板工	106
写真 4-3 東塾平面復元	84	函渠型側溝工	107
写真 4-4 礎石、壁心、犬走り	84	円型側溝 A 工	107
写真 4-5 招隱洞・梅花塙平面復元	84	集水枠 (H21)	108
写真 4-6 礎石、壁心、犬走り	84	グレーチング蓋工	110
写真 4-7 史跡案内板 (北側)	86	消火栓移設	110
写真 4-8 板塀 (南側)	88	フットライト工	111
写真 4-9 遺構保存のための独立基礎	88	生垣工	112

生垣支柱 A	113	写真 4-19 正面軒先周り	122
給水管、電線管 (H23)	114	写真 4-20 座談室 (現・研修室)	122
石組み水路・井戸遺構表示工	115	写真 4-21 ガイダンス室 (現・展示室)	122
写真 4-10 整備状況 (東家側中央から東を望む)	117	写真 5-1 集水槽清掃前・清掃後	130
写真 4-11 整備状況 (東家側北側から南西を望む)	117	写真 7-1 修復現場公開・差茅体験の様子	136
写真 4-12 広場東側	118	写真 7-2 平成 23 年度講座	137
写真 4-13 広場北側	118	写真 7-3 平成 24 年度講座	138
写真 4-14 園路	118	写真 7-4 平成 25 年度講座	139
写真 4-15 バス乗降場	118	写真 7-5 平成 25 年度体験学習講座	140
写真 4-16 休道之詩碑	118	写真 7-6 平成 26 年度講座	141
写真 4-17 桜塚 (初桜之句碑)	118	写真 7-7 咸宜園ペーパークラフト	142
写真 4-18 センター正面	122		

## 表目次

表 1-1 日田市の人口推計	3	表 2-12 史跡咸宜園跡保存整備事業等の経過	27-28
表 2-1 史跡咸宜園跡保存整備委員会	13	表 2-13 年度別整備事業費一覧	29
表 2-2 史跡咸宜園跡保存整備委員会の経過	13	表 2-14 咸宜園教育研究センター建設事業費	29
表 2-3 主な整備内容 (年度別)	18	表 3-1 発掘調査一覧表	30
表 2-4 主な整備内容 (平成 21 年度)	19	表 3-2 出土遺物觀察表	44
表 2-5 主な整備内容 (平成 22 年度)	20	表 3-3 東塾建築関連史料年表	58
表 2-6 主な整備内容 (平成 23 年度)	21	表 3-4 南塾建築関連史料年表	60
表 2-7 主な整備内容 (平成 24 年度)	22	表 3-5 梅花塙建築関連史料年表	63
表 2-8 主な整備内容 (平成 25 年度)	23	表 3-6-1 招隱洞建築関連史料年表	64
表 2-9 主な整備内容 (平成 26 年度)	24	表 3-6-2 招隱洞建築関連史料年表	65
表 2-10 建築基準法と消防法	25	表 3-7 招隱洞・梅花塙合体建築関連史料年表	66
表 2-11 機能別室名一覧表	26	表 3-8 招隱洞・梅花塙合体の経緯	69

## 資料目次

資料 7-1 修理現場公開実施要項	134
資料 7-2 体験募集案内	135
資料 7-3-1 咸宜園入門ぼっくす紹介	144
資料 7-3-2 咸宜園入門ぼっくす紹介	145

# 第1章 史跡を取り巻く環境

## 第1節 史跡の位置と環境

### (1) 自然環境及び社会環境

#### 1) 日田市の概要

国指定史跡「咸宜園跡」の所在する大分県日田市は、北部九州のほぼ中央にあたり、大分県西部に位置する。平成17年3月22日には旧日田郡(天瀬町・大山町・前津江村・中津江村・上津江村)と合併し、南北48.63km、東西24.88km、面積約666.03km<sup>2</sup>、人口は約7万7千人(現在約7万人)の新日田市が誕生した。市の境界は西が福岡県うきは市や朝倉市、朝倉郡東峰村、八女市星野村、同矢部村、北は福岡県田川郡添田町、大分県中津市、東は大分県玖珠郡玖珠町や熊本県阿蘇郡小国町、同南小国町、南は熊本県山鹿市、菊池市とそれぞれ接している。日田市の面積のうち、農耕地は5.2%、宅地は2.2%に過ぎず、山林面積が78.8%を占める。

この日田市を起点に、西に向かえば福岡県久留米市や太宰府市・福岡市、北に向かえば北九州市や中津市・宇佐市、東に向かえば由布市を抜け別府市・大分市、南に向かえば竹田市や阿蘇・熊本市へと通じる。これらのルートは天領として栄えた近世期には筑後国高良山道・久留米城路、筑前国太宰府路・福岡城路、彦山路・小倉城路、豊前国宇佐宮路・中津城路・玖珠郡森宮路、直入郡岡城路・肥後国阿蘇山路・隈府路・熊本城路と呼ばれ、日田の地は旧国の主要な地域と結ばれていた文字通り交通の要衝の地である。

現在でも福岡県との交流が深い日田市は、西に流れる筑後川の上流に位置するという地理的条件から、古来より西からの文化の影響を強く受け発展してきたまちで、大分県のなかにあっても伝統や文化など全般にわたって独自の特徴を色濃く残している。江戸時代には幕府の西国筋郡代役所(日田代官所)が置かれ、九州の政治・経済の中心をなす一方で、この時代に始まった杉の植林は日田杉の一大生産地として知られるようになり、筑後川の豊富な水量にちなみ「水郷」と称されている。

#### 2) 日田市の地形・地質・水利

日田市の地形は北半分が典型的な盆地地形で、日田盆地と称される。現在の市街地に当たるのが日田盆地の沖積面で、標高は約75

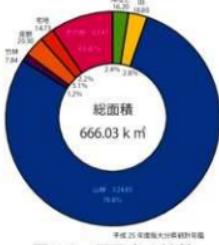


図1-1 日田市の地勢

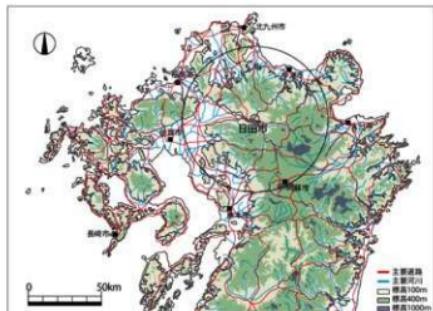


図1-2 日田市の位置



図1-3 大分県行政区

～90 mを測る。盆地内には、日隈・月隈・星隈と呼称される残丘があり、盆地底沖積面周囲には、市内では原（はる）と呼ばれる山田原・吹上原・葛原・須ノ原・町野原・佐寺原・長者原などの、標高150 m前後の台地が段丘状に広がっている。

この台地の外側には童体山(345 m)・西の山(308 m)・片峰(約500 m)・大石峠(約450 m)など標高約200～600 mの溶岩や礫岩からなる台地がめぐり、さらにその外側の市の境界域には岳滅鬼山(1,036.8 m)・大将陣山(910 m)・一尺八寸山(707 m)・月出山岳(709 m)・五条殿山(834 m)・釈迦岳(1,231 m)といった標高約700～1,000 m級の山々が連なる。さらに遠方には英彦山(1,199 m)系・久住山(1,786 m)系・阿蘇外輪山(900～1,100 m)が広がる。

日田市は九州第一の河川である筑後川の上流に位置し、市域大半の河川の系統は筑後川水系に属している。本市の夜明地区より上流が筑後川上流域に位置づけられ、市域においては、久住山や阿蘇外輪山を源とする玖珠川や大山川は盆地東部で合流して三隈川となり、さらに台地の合間を縫うようにして流れ出る高瀬川、二串川、内河野川といった小河川が合流して筑後川となる。さらに西流して大肥川が合流し筑後平野を経て有明海へと注いでいる。

### 3) 日田市の気候と産業・交通・人口推移

日田市は内陸型気候であり、盆地周辺や盆地底部に中小河川が縱横に走っていることと、放射熱が夜間急激に上空に飛散するため、秋から冬にかけて底霧の発生をみるとが多い。内陸部特有の性質から昼夜の気温差が甚だしく、夏季は熱雷をともなう驟雨（にわか雨）性の降雨が多い。風は西または西北西の風が多いが、地形の関係から風は比較的弱い。

この日田地方特有の気象は、スギ・ヒノキの成長に適し、周囲の山林地帯に全国屈指の林業地日田を創り出した。特にスギは秋田・吉野とともに日本三大美林の一つとして有名である。この豊富な林産資源を活用した木材関連産業は、市の基幹産業のひとつとなっている。

日田市の交通網についてみると、大分一久留米間のJR 久大本線、日田一小倉間のJR 日田

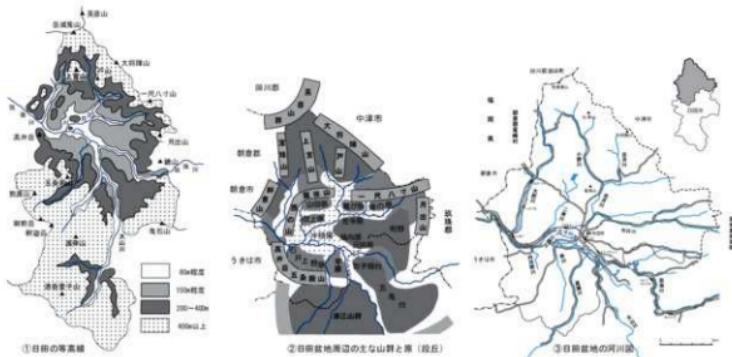


図 1-4 日田市の地形と地質

彦山線が通じ、主要幹線道路は国道 210 号・211 号・212 号・386 号の 4 本の交通幹線がそれぞれ放射状に福岡や北部九州の主要都市に通じている。更に九州横断自動車道長崎大分線大分自動車道の開通により県北西部における産業、経済の流通網を確立している。

このような交通状況において、史跡咸宜園跡に至る主要交通機関との距離は、JR 日田駅から約 1km、大分自動車道路日田 IC から約 1km と幹線交通網と近距離にあり、各交通網と結ぶバスが運行するなど好立地となっている。

また、日田市の人口は昭和 35 年の 98,651 人をピークに徐々に減少している。合併後も人口の減少は収まらず、今では 7 万人を切った状態となっている。人口の減少に対して世帯数は増加の一途をたどっており、昭和 35 年と比較して平成 27 年では約 6 千世帯増加している。これは核家族化などの世帯構成の変化を反映しており、全国的な状況と連動した状況を示している。

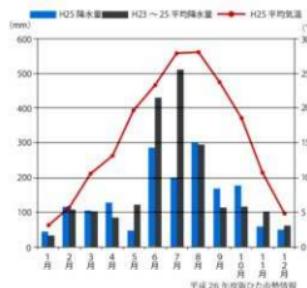


図 1-5 年間降水量と気温



図 1-6 日田市の主要交通網

表 1-1 日田市の人口推計

年度	総人口	人口増減率	世帯数	[田] 日田市	[田] 前津江村	[田] 中津江村	[田] 上津江村	[田] 大山村	[田] 天瀬町
昭和 35 年	98,651	△ 1.4	19,032	68,437	3,143	5,277	3,333	6,168	12,293
昭和 40 年	94,121	△ 4.6	20,446	66,787	3,008	4,404	3,040	5,755	2,253
昭和 45 年	87,102	△ 7.5	21,008	64,866	2,380	2,870	2,254	5,118	9,614
昭和 50 年	83,649	△ 4.0	21,832	63,969	2,164	2,140	1,768	4,701	8,907
昭和 55 年	83,886	0.3	22,865	65,358	2,004	1,805	1,560	4,716	8,437
昭和 60 年	83,655	△ 0.3	23,237	65,730	1,907	1,587	1,535	4,727	8,169
平成 2 年	81,580	△ 2.5	23,883	64,695	1,834	1,505	1,475	4,373	7,698
平成 7 年	79,776	△ 2.2	24,566	63,849	1,687	1,360	1,407	4,226	7,247
平成 12 年	77,369	△ 3.0	25,218	62,507	1,646	1,338	1,308	3,910	6,660
平成 17 年	74,165	△ 4.1	25,370	60,946	1,396	1,194	1,053	3,600	5,976
平成 22 年	70,940	△ 4.3	25,551	59,120	1,164	984	878	3,402	5,392

\*平成 22 年度国勢調査結果による  
平成 27 年: 66,526 | 25,135 | 平成 27 年 10 月 1 日時点 (平成 27 年度国勢調査速報値)

## (2) 歴史的環境

### 1) 日田盆地の歴史と遺跡の概要

日田市において人類の生活の痕跡が確認されるのは、約3万4千年前の後期旧石器時代初頭頃で、繩文時代に入ると盆地周辺台地や小河川流域において遺跡が確認されている。

弥生時代には、環濠集落などが多数確認されている。なかでも、盆地内の拠点集落でもある吹上遺跡では、大型成人用甕棺墓群とそれに伴う武器型祭器や装身具類などの副葬品が出土している。これらの遺跡では、福岡平野や佐賀平野を中心とする北部九州弥生文化の影響を色濃く見てとることができる。

古墳時代には国内最古の豪族居館とされる小迫辻原遺跡や穴觀音古墳・法恩寺山古墳3号墳・ガランドヤ古墳1・2号墳などの装飾古墳がある。いずれも筑後川下流域との強いつながりが引き継がれていたことを示している。

律令制下の古代日田郡には、5郷、14里、1駅が置かれ、史跡の位置する平野部東側一帯には古代官衙や寺院に関連する施設がつくられたと考えられる。11世紀前半には、水田開発に伴って、擬任郡司であった大蔵氏が台頭する。

大蔵氏は鎌倉幕府から地頭職が安堵された後は御家人となり、日田氏を称した。15世紀中頃に大蔵姓日田氏、16世紀前半には大友姓日田氏が滅亡し、八郡老支配の戦国時代を経て、日田は太閤蔵入地となつたが、慈眼山一帯がその拠点である。

### 2) 近世日田の歴史

#### ① 豊臣政権下の日田

豊後大友氏が文禄の役（文禄2年（1593））での失態により改易されると、日田郡は太閤蔵入地となつた。翌年には代官である宮木長次郎（豊盛）が日田・玖珠郡の代官として5千石を付与され、両郡を支配した。宮木は、筑後川（三隈川）脇の日隈山に日隈城（隈城）を築き、田島にあった町場を城下に移して隈町がつくられた。この日隈城と隈町を政治の拠点として、日田における代官支配が始まる。なお、永山城築城及び豆田町形成後の隈町は、在郷町として発展し、豆田町と並んで山田家・森家などの掛屋を中心に栄えた。

#### ② 江戸初期の日田

慶長6年（1601）、小川光氏が日田に入部し、月隈山に丸山城（後の永山城）を築き、友田村より町場を移して城下に丸山町（後の豆田町）をつくった。元和2年（1616）には譜代大名石川主殿頭忠総が入城し、城名を永山城、丸山町を移して永山町と改めた。

寛永9年（1632）に日田は杵築藩（小笠原氏）・中津藩（小笠原氏）の預所となった。寛永14年（1637）の島原の乱の際には、日田が兵糧米供給地としての役割を果たし、戦略的重要性が増すことになる。そのため、寛永16年（1639）には、日田郡は大名支配から代官支配地へと切り替わり、代官役所である永山布政所が設置され、以後幕府直轄地（以後、天領と呼ぶ。）となつた。

なお、丸山城（後の永山城。以後、永山城と呼ぶ。）は35年間近く城としての機能を保持するが、代官所（永山布政所）が新設されると廢城となつた。廢城後の永山城は代官所に関連する神社が建てられるなど、永山布政所の管理用地となつた。

#### ③ 天領日田の発展

天領となって以降、日田郡は松平日田藩領となつた天和2年（1682）～貞享3年（1686）

の間を除き、慶応4年（1868）まで代官・郡代による支配が続いた。代官所は、近世史料では日田御役所とも記されているが、現在は「永山布政所」と呼ばれている。この永山布政所の所在地は、永山城の南の丸山2丁目とみられ、隈町の山田家に残る天保年間頃の御陣屋絵図に当時の建物配置が描かれている。

代官所が設置されると、直轄地の年貢収納や九州諸藩の監視に務める役割によって、商業的需要が高まり、筑後地方を中心に多くの商人が日田に移住した。特に公金（後に「日田金」と称す。）の出納役となった「掛屋」とよばれる代官所御用達の有力商家が営む金融業を中心に繁栄した。日田代官は、次第にその重要性が高まり、九州幕府領の日田代官支配地が増え、西国筋郡代へと昇格した。郡代は幕府領を統轄し、九州諸藩の監察の任を帯びていた。豆田町・隈町といった2つの商家町には代官所の掛屋を務める豪商も生まれ、九州幕府領の政治・経済の中心地として発展した。

#### ④咸宜園の創設

豆田町・隈町のほぼ中間に位置する堀田（濠田）村に、淡窓の伯父・月化が隠宅・秋風庵を築いたのは淡窓が生まれる前年の天明元年（1781）のことである。淡窓は幼少期に月化夫妻に秋風庵で養育された。36歳のときに淡窓が塾を咸宜園跡に遷した当時の堀田村の様子は、「ト居」という漢詩に残されており、十数戸の人家しかない閑静な場所であった。淡窓はそれまで豆田町を中心に塾の場所を転々としていたが、かねてから閑静な場所で塾生と共に教育に当たりたいという思いがあり、また幼い頃養育してくれた伯父・伯母の世話をしたいという思いもあって、秋風庵の隣接地（現在の指定地西家側）に塾舎（西塾）と自らの居宅（西家・考槃樓）を設けた。これが現在の史跡咸宜園跡での私塾「咸宜園」の始まりである。

#### 3) 番末から明治維新へ

明治政府成立ののち、日田は日田県となり、初代県令として後の総理大臣となる松方正義が着任した。この松方県政下では、全国的に注目された児童養護施設である養育館の建設をはじめ、生産会所の設置、豆田一新橋の架橋、日隈神社の創建などが進められた。

幕府の崩壊によって日田商人が回収できなかった大名貸し（日田金）は膨大な額となり、また明治政府の初期の政策で献金を強いられた日田金は底をつき、次第に日田は没落の一途をたどる。一方、明治維新による生活様式の変容は、木材需要の高騰を生み、農業中心であった日田の経済に爆発的な杉の植林ブームを引き起こした。明治25年（1892）には全森林面積の20%であった杉の人工林は、昭和初期には全体の50%にも達し、製材所などの工場の発展をもたらし、日田の林業を発展させたことから、日田の産業革命ともいわれている。

#### 4) 大区小区制と町村合併

明治4年（1871）11月、旧豊後國一円と旧豊前國の一部（下毛郡・宇佐郡）を領域とする大分県が成立し、翌5年（1872）には県下の17町1,801村を8大区159小区に分けて統治した。日田郡域の2町91村は八大区となり、豆田町は5村（陣屋廻・城内・中城・上城内・堀田）とともに5小区に位置付けられた。その後、豆田町と隈町による合併が明治34年（1901）に行われ、日田町となった。両町合併前の人口は明治9年（1876）で8千人弱であったが、合併時には1万人を超えていた。日田町の発足後、豆田町には郡役所・収税署・警察署・裁判所などの公共施設が建設され、隈町には日田銀行・日田実業銀行などの企業が開業した。政治と経済の機能という両町の役割が分かれていった。

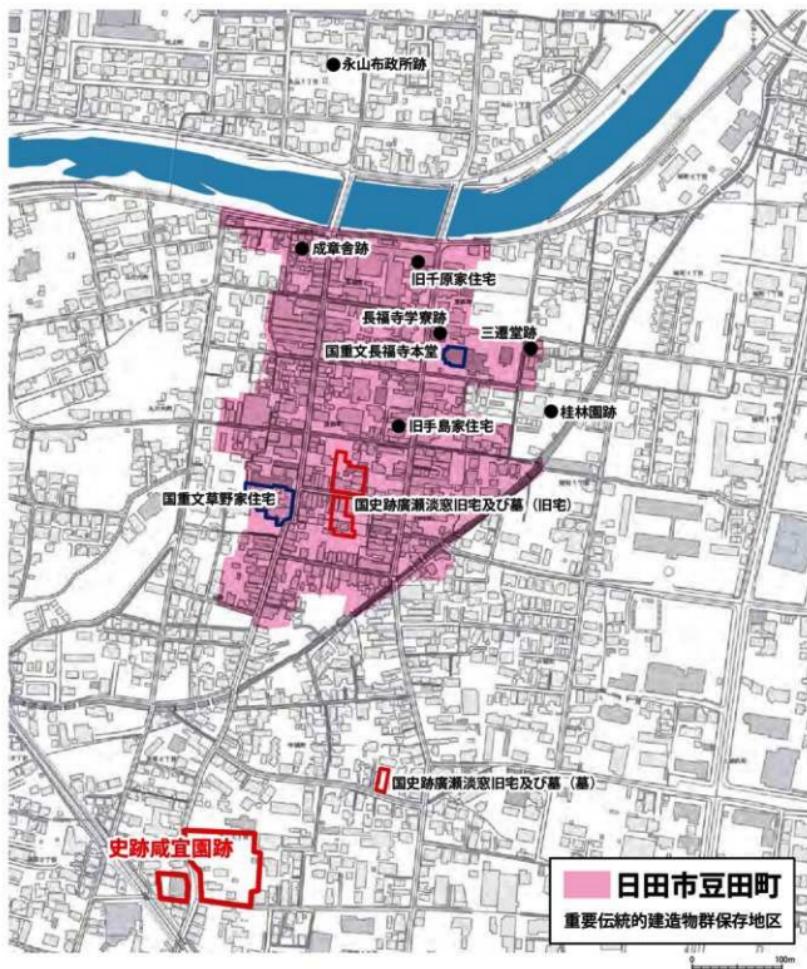


図 1-7 史跡咸宜園跡周辺の文化財

## 第2節 史跡の概要

### (1) 史跡の概要

#### 1) 沿革

廣瀬淡窓は、天明2年（1782）、豊後日田の豪商・廣瀬家5代目三郎右衛門（桃秋）の長男として生まれた。廣瀬家は、延宝元年（1673）に博多から日田に移住し、屋号を博多屋という日田を代表する豪商である。淡窓は号で、幼名は寅之助、通称は求馬。諱は簡、のちに建といった。他に芻陽、遠思樓主人など。没後の諡は文玄先生。幼少の頃から体が弱かった淡窓は、家業を弟・久兵衛にゆずり、自らは学問の道へ進み、松下西洋や亀井南冥らに師事した。

江戸時代後期は教育熱が高く、幕府直轄の「昌平坂学問所」や全国の各藩には武士が通う「藩校」がつくられ、個人が主宰する私塾も多く生まれた。淡窓は文化2年（1805）、長福寺の学寮を借りて開塾し、その後、成章舎、桂林園（荘）と場所や塾名を変え、文化14年（1817）、36歳のときに現在の史跡咸宜園跡に咸宜園を開いた。

咸宜園の咸宜とは、中国の詩集『詩經』の中にある「殷、命を受く、咸宜、百禄之れ何う」からきている。咸く宜しとは、すべてのことがよろしいという意味で、淡窓は門下生一人ひとりの意思や個性を尊重する教育理念を塾名に込め、身分や階級制度の厳しい時代にあって、入門時に学歴・年齢・身分を問わない三奪法によって全ての門下生を平等に教育した。

咸宜園の教育制度は、淡窓が長年にわたる教育実践の中で工夫を重ね、改良を加えて作り上げたもので、例えば、一人ひとりの学力を客観的に評価し、等級で席次をつけて月の初めに公表した月旦評、規則正しい生活を実践させる規約、門下生に塾や寮を運営させ、全員で職務を分担する職任など、門下生の学力を引き上げながら社会性を身につけさせる教育を行った。また、漢詩人としても知られる淡窓は情操教育として詩作を奨励し、塾生の主な作品は漢詩集『宜園百家詩』としてまとめられている。

徹底した実力主義と門下生の個性を尊重した教育は全国的に知られるようになり、長福寺学寮での開塾から明治30年の閉塾まで、10名の塾主によっておよそ5,000名の門下生が巣立ち、江戸時代を通じて国内で最大の私塾となった。

教育者という天職を得た淡窓は病に苦しみながらも、安政3年（1856）、75年の生涯をまとうし、塾は義子の青邨や甥の林外に引き継がれた。著名な門下生には大村益次郎、高野長英、長三洲、上野彦馬、清浦奎吾らがいる。

#### 2) 咸宜園建造物の沿革

淡窓は伯父月化の別荘であった秋風庵の隣接地に、自らの居宅と塾舎を設けたことに始まり、塾生が増えるに従い必要な建物を建て増していく。文献史料によると、講堂（1821年）、東塾（1824年）、梅花塙（1830年）招隱洞（1832年）南塾（1847年）、遠思樓（1849年）がそれぞれ建てられている。このほかに塾生の寄宿先として間借りをする「外塾」が咸宜園近郊に存在し、その一部は豆田町重要伝統的建造物群保存地区内の建物として現存しているものもある。

明治期になり、咸宜園は断続的に維持されていくが、明治23年（1897）には咸宜園の蔵書類が散逸することを危惧した門下生の有志により、秋風庵隣接地に書蔵庫が建設された。

この際に東塾は売却され、その利益が書蔵庫建設に充てられたことが書蔵庫棟札に残されている。また、これ以前に、遠思樓は明治7年に中城町へ移築され、招隱洞・梅花塙も書蔵庫建設以前には失われていた。講堂は豆田尋常小学校の仮校舎として利用された後、破却されたものと考えられる。また、西家側の建造物は明治22年に日田郡役所の建物が建設された際に壊されたものと考えられる。

明治30年に咸宜園が閉鎖した後、大正5年に淡窓図書館が建設されるまでの間どのような状態であったかは不明である。明治末から大正期にかけて、指定地東側の北半分には、日田郡立工業徒弟学校から日田漆器株式会社に繋がる建物が建築された。その南に大正5年に日田郡立の淡窓図書館が建設され、昭和35年に改築、平成元年に市内上城内町に移転するまで咸宜園跡に存在していた。

歴史的建造物としては、秋風庵が現存し、平成5年度から8年度にかけて保存解体修理が行われたほか、昭和29年に遠思樓が中城町から史跡地内へ戻され、平成8年、10から12年度に保存修理工事が行われた。また、秋風庵付属の風呂・井戸・洗い場の地下遺構が確認され、上屋部分の復元工事も行われた。

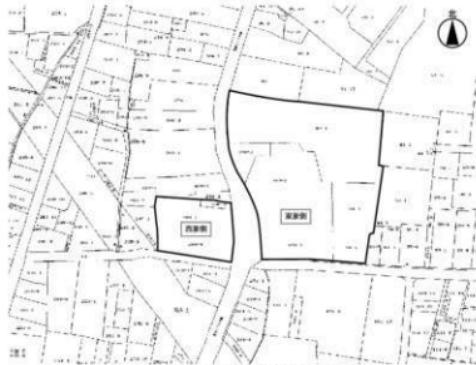


図1-8 史跡咸宜園跡の範囲



長岡永郭画(大正2年) 公益財団法人廣瀬資料館蔵

※青文字は現存する歴史的建造物

図1-9 咸宜園絵図(大正絵図)

## (2) 文化財の指定

名 称：咸宜園跡

所在地：日田市淡窓 2 丁目 94-3、99-1、100-1、100-2、296-1、296-2

指定面積：6,647.86m<sup>2</sup> (東家側：5,519.8m<sup>2</sup> 西家側：1,127.25m<sup>2</sup>)

指定年月日： 昭和 7 年 7 月 23 日

管理団体指定： 日田市（平成 5 年 8 月 3 日）

指定説明：

昭和 7 年当時の史跡指定においては「指定説明」と称する文書はないが、大分県学務部長（当時）から所有者にあてた指定通知文に、指定の趣旨が記されている。

ここでは、日田市教育委員会が保管している通知文と本文の写しを、原文のまま掲載する。

[指定通知カガミ]

社兵第四四八號

昭和七年八月五日

大分縣學務部長 印

咸宜園所有者

廣瀬正雄 殿

史跡名勝天然記念物指定ニ関スル件

左記史跡ハ官報七月二十三日 文部省告示第百九十一號ヲ以テ指定相成候處 指定ノ

事由並ニ保存ノ要件ハ別紙ノ通ニ付保存ニ關シテハ遺漏無之様御取計相成度

[指定通知]

咸宜園址

所在地

大分県日田郡日田町大字南豆田字中城

指定地積

民有 八筆 八段九畝十五歩一合七勺

説明

文化十四年廣瀬淡窓私塾ヲ開キ子弟ヲ教養セシ以來、旭莊、青村、林外相続シテ帷ヲ下シタル所ナリ  
県道ヲ挟ミテ西側ナル旧郡役所所在地域内ニハ、モト考槃樓、西塾、南塾等ヲ置キ、東側ナル淡窓図書館所在地域ニハ、モト秋風庵心遠處、達思樓、東塾、講堂等ヲ置キ、總稱シテ咸宜園ト稱セリ、今旧時ノ遺構ヲ微スヘキモノハ秋風庵及書蔵庫ノ二棟トス

庵ハ東西八間半 南北三間半、草葺二階建ナリ、天明元年淡窓ノ伯父月花ノ建テタルモノニシテ後 長春庵、春風園、東家、和肅堂等ト改稱セシモ、今初名ニ復シ秋風庵ト稱ス、安政三年淡窓此庵ニ歿ス、書庫ハ瓦葺二階建土藏造ナリ

庵及書庫ノ外主要建物遺存セスト雖敷地ノ境界明カニ尚旧規ノ見ルヘキモノアリ

指定ノ事由

保存要目史蹟ノ五部第五ニ依ル

保存ノ要件

公益上必要已ムヲ得サル場合ノ外現状変更ヲ許可セサルコトヲ要ス地域内ノ樹木ノ保護ハ勿論旧時ノ建物及附属工作物ハ応急ノ修理並ニ火氣ノ使用ニ十分ノ注意ヲ要ス

## 第2章 保存整備事業の経過

### 第1節 保存整備基本構想

史跡咸宜園跡は、文化14年（1817）に豊後日田の儒学者・廣瀬淡窓が創設し、後に近世日本最大級の規模を誇った私塾「咸宜園」の跡である。史跡咸宜園跡は昭和7年7月23日に国史跡に指定された。文化財指定後は、所有者であった廣瀬家やと日田市が中心となって管理に当たってきた。大正5年から咸宜園跡に存在した淡窓図書館が平成元年に移転したことを契機とし、日田市では、平成2年3月に策定した『日田市第3次総合計画』のまちづくりの大綱“ロマンに満ちたうるおいのある文教都市の実現”のための中心的な施策として、咸宜園跡の歴史公園化を計画し、その事業化を目指した。折しも、史跡内に残る秋風庵の屋根等の傷みが進行し、早急な保存修理の着手に迫られていた時期でもあった。

こうした状況を踏まえ、平成4年度に「史跡咸宜園跡保存整備基本構想」を策定し、翌平成5年度から秋風庵の保存修理をはじめとする老朽化した建造物の修理や史跡地を咸宜園全盛期である淡窓晩年期の姿へ復元的整備を図るために、東家側の史跡整備を進めてきた。建造物修理や史跡整備に伴う発掘調査及び絵図や淡窓の著作物等の文献史料調査によって、咸宜園の全容の一部が明らかとなった。咸宜園当時の建造物は、主に居宅・秋風庵と書斎・遠思樓が現存するのみであるが、往時の塾を構成した講堂や寄宿舎の存在が絵図や淡窓の日記等の文献により、その存在が明らかとなっており、発掘調査においても淡窓夫妻の居宅・書斎跡の「招隱洞・梅花塙」や寄宿舎として用いられた「東塾」の跡が確認されている。

平成5年度から平成12年度にかけて、「秋風庵」「遠思樓」の復元修理を行った。また、平成13年度までに、東家側の公有化を実施した。あわせて発掘調査を進めながら、平成15年度より平成26年度にかけて、史跡の環境整備工事を中心とした史跡咸宜園跡保存整備事業を実施してきた。このうち平成22年度には、史跡北側の隣接地に廣瀬淡窓および咸宜園についての調査研究・普及啓発を担う「咸宜園教育研究センター」が開館した。

平成19年度～21年度にかけて実施された書蔵庫の保存修理については、「史跡咸宜園跡書蔵庫保存修理工事報告書」に詳しいため、ここでは割愛する。

次に、「史跡咸宜園跡保存整備基本構想」を示す。特に事業計画部分について適宜修正を加えられながら、事業が進められた。

#### 史跡咸宜園跡保存整備基本構想

平成23年9月 事業計画最終改訂

##### 1. 基本方針

日田市では、「第4次日田市総合計画」の中で、本市を北部九州の中核都市として位置づけ、21世紀を展望した中で、目標とする将来都市像を「人、まちの個性が輝き、響きあう共生都市」と定めて、まちづくりを進めている。

この将来都市像実現のための、まちづくり大綱の一つに“郷土を愛し心豊かな人が育つまちづくり”をかけ、その中の中心的かつ代表的な役割を担う施設として史跡咸宜園跡の保護と整備をうたっている。

教聖廣瀬淡窓が開塾した全国に名高い「私塾咸宜園」は、その独創的な教育方法により、全国から多数の門下生が参集して学び、近代日本を担った多くの俊才を生み出している。

こうした、文教都市豆田の顔でもある貴重な文化遺産を永く保存し、市民はもとより広く内外の人に周知するとともに、その教育・活動の継承の場とし、現代に甦る「成宜園」として整備し、活用・公開に努める。

そのためには、史跡成宜園跡を構成する建物の保存修理を行うとともに、「成宜園」を旧状に復すための必要な用地の確保や施設の整備を行い、さらには日本を代表する「私塾成宜園」の教育・活動を現代に生かすための整備を進め、史跡の有効的な活用を図る。

また、伝統的建造物群である豆田地区の保存整備との調和を図り、その中核施設として整備を行う。

## 2. 基本計画

### 1. 保存計画

#### ①史跡内に不要な施設の移転

現在、史跡指定地内には、史跡成宜園跡の保存、活用面など文化財保護上、不要な施設がある。そこで、施設の所有者などへ、文化財保護への理解を求め、施設の移転を行う。

#### ②史跡成宜園跡内建造物の保存修理

現在、史跡指定地内には、当時の面影を偲ばせる建造物として秋風庵、遠思樓等の復元が完了したが、書蔵庫、土壙などの修理が残っている。これらの建造物は永年の間に痛みもひどく、著しく老朽化の状況にある。こうした現状から、保存修理を行う。

### 2. 整備活用計画

#### ①史跡成宜園跡としての復元的整備

現在、史跡成宜園跡を訪れる見学者は、成宜園=秋風庵というイメージをもちやすい状況にある。そのため、往時の「私塾成宜園」の全体像を理解できるように、講堂・塾舎などの施設を復元的手法で整備する。

#### ②「私塾成宜園」の教育・活動の継承を目指した施設整備

「成宜園」の教育理念については、淡窓没後も市民をはじめ多くの人々に継承されている。史跡成宜園跡はその実践の場であった。

こうした「成宜園」を今後も教育の場として生かすための環境整備が必要となる。

そのため、「成宜園」教育の理解を深めるための必要な資料の展示、公開機能を備えたガイダンス施設を整備し、広く教育の場としての活用を図る。

その活用として、社会教育、学校教育の場所としての提供を行う。

#### (社会教育)

社会教育いわゆる生涯学習で一般の方々を対象に成宜園の歴史などを含め全般にわたる学習を公民館の講座に取り入れるなど積極的に広く活用を図る。

#### (学校教育)

小、中学校を対象とした、総合的な学習の一環に廣瀬淡窓研究を取り入れ、その教育方法、人物像等々に焦点を当て、学年層に応じた学習を行い、自ら学び、自ら考えその生き方などを学ぶ、総合的な学習の場として成宜園の位置付けを行う。

### 3. 咸宜園と周辺地域との一体的活用

日田市は「天領」として、九州の政治と経済の中心地であった。豆田地区が政治のまち、隈地区が商業のまちとして栄え、代表的な二つの地域があり、それぞれ独特の文化を形成し発展してきたが、現在は豆田に比して隈地区は時代の流れで活気や賑わいが失われつつあることから「隈のまちづくり」と称して委員会が結成され、まちづくりの方向性が検討されている。

一方、豆田地区は都市計画サイドで都市景観形成事業として取り組んでいるが、日田の歴史を背景にした伝統的な町屋地割が色濃く残っており、文化財的にも重要な建造物を有し、歴史的意義も高く、それらの魅力に引きつけられ多くの観光客が訪れている。

そこで、豆田地区を先駆けて伝統的建造物群保存地区に指定し保存整備を行い限地区をも含めたより伝統的な町並みを再興し、両地区のほぼ中心に位置する咸宜園と豆田、隈地区的歴史的町並みを日田の歴史遺産として歴史、観光の拠点としての一体的活用を図る。

### 3. 事業計画

#### 1. 第1期計画（平成5年度～平成16年度）

史跡内に残る歴史的建造物の保存修理事業として、秋風庵、井戸屋形、便所、遠思樓等の復元が完了し、指定史跡の一部公有化も行った。

今後も、第1期計画の中で史跡の公有化や「講堂・東塾」に関する「東家」の調査や建物の復元に向けた検討などを行う。

##### （1）史跡の公有化

##### （2）「講堂・東塾」に関する調査（発掘調査等）及び第2期計画の策定

##### （3）「東家」の環境整備（支障物件の撤去など）

#### 2. 第2期計画（平成17年度～平成19年度）

講堂・東塾の復元検討、「東家」の環境整備及び展示用資料の調査、収集並びに「西家」の公有化に努める。

##### （5）「講堂・東塾」の復元検討

##### （6）史跡内の銅像（廣瀬正雄氏）の移転

##### （7）書蔵庫の保存修理

##### （8）「東家」の環境整備（支障物件の撤去など）

##### （9）九州労働金庫に対し、移転の理解を求める

##### （10）ガイダンス施設の検討

##### （11）展示用資料の収集

#### 3. 第3期計画（平成20年度～平成25年度）

東塾、招隱洞・梅花塙の復元に向けた調査、「西家」の公有化・整備計画策定等の検討、ガイダンス施設の建設や史跡内の環境整備などを行う。

##### （12）ガイダンス施設の建設

##### （13）「西家」の公有化・整備計画の策定等についての検討

この事業を実施するにあたって、学識経験者を中心とする保存整備委員会を設置するとともに、広く市民などの幅広い意見を求め、事業の適正かつ円滑な推進を図る。

## 第2節 事業組織

### (1) 組織・体制

平成15年度から史跡咸宜園跡保存整備事業への着手に伴い、「史跡咸宜園跡保存整備委員会」を新設し、指導・助言をいただきながら、事業を進めてきた。同委員会は平成25年度まで開催した。

委員	慶應義塾大学名誉教授	仲野 隆 (平成15~25年度)	事務局	田川市教育委員会教育部	指揮・監修
別府大学名誉教授	飯塚 宗治 (平成15~25年度)		今井 権 (平成16~19年度)		北村 道一 (平成15~25年度)
別府大学学長	飯田 雄基 (平成15~25年度)		磯井 由二 (平成16~25年度)		酒 賀廣 (平成20~24年度)
九州大学名誉教授	宮本 雅樂 (平成15~25年度)		佐藤 功 (平成20~24年度)		高木 謙司 (平成15~25年度)
有斐図書高等専門学校教授	船越 勝弘 (平成15~25年度)		高木 謙司 (平成15~25年度)		田川市教育委員会文化課長 飯野 順一 (平成15~16年度)
元西日本大手銀行教諭	岡本 伸 (平成15~25年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
元大分県立歴史博物館長	安田 兼重 (平成15~25年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
蘭葉園緑植物園長	安藤 喜雄 (平成15~25年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
「公会」里親資料館理事長	安藤 喜雄 (平成15~25年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
田川市文化財保護会副会長	宮原 伸夫 (平成15~25年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
指導	元文化庁文化財監修官主査調査官	宮原 伸夫 (平成15~25年度)	田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
同 調査官	白崎 寛介 (平成18~19年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	市原 伸夫 (平成20~25年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	鶴谷 忠義 (平成15~16年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
大分県教育文化課	古木 清一 (平成15~21年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	江田 駿一 (平成16年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
	高橋 駿一 (平成17~18年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	東原 亮 (平成17年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
	後藤 一重 (平成18年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	阿賀 駿太郎 (平成18~22年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
	松本 康弘 (平成19年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	小林 明彦 (平成22~23年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
	後藤 伸一 (平成23~24年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	佐藤 吾作 (平成24年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
	明坂 明教 (平成25年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		飯野 順一 (平成15~16年度)
	二野野 翼 (平成25年度)		高橋 伸人 (平成15~16年度)		田川市文化財保護課長 吉村 伸一 (平成15~16年度)
	大分県鹿児島文化財センター所長	鶴谷 忠義 (平成17年度)			
	大分県立歴史博物館館長	鶴谷 忠義 (平成18年度)			
	筑波大学教授	江口 朝人 (平成15~25年度)			
ナゾザバー	(公財)文化財監修官保存技術協会	宮古 喜義 (平成15~25年度)			
	株式会社中根造園設計研究室	中根 香三 (平成17年度)			
	田川市教育センター研修生	中島 京 (平成18年度)			
	NPO法人 本物の伝承を守る企業社長 畠井 信義 (平成22~25年度)				

表 2-1 史跡咸宜園跡保存整備委員会

### (2) 委員会の経過

#### 史跡咸宜園跡保存整備検討委員会

1	保存整備事業、史跡の公有化などについて
2	平成13年12月1日 保存整備事業、史跡の公有化などについて
3	平成14年8月5日 保存整備基本計画、策画調査などについて
4	平成15年3月17日 後の保存整備についての意見交換会などについて

#### 史跡咸宜園跡保存整備委員会

1	これまでの経緯報告、事業報告、今後の方針について
2	平成16年10月18日 田川市公署の復旧工事、方針の検討について
3	平成17年1月27日 事業変更、ソフト審査などについて
4	平成18年1月9日 事務局より木根健一の変更、次年度事業、ガイドンス施設設計計画について
5	平成19年2月22日 次年度事業計画変更、ソフト審査、ガイドンス施設について
6	平成19年3月21日 次年度事業計画変更、ガイドンス施設について
7	平成19年6月7日 事業変更、ガイドンス施設の建設計画について、吉田 弘毅の活用について
8	平成20年5月10日 施設修理、施設復旧、復元復旧方針、吉首園教育研究センターの建設について
9	平成20年12月25日 施設修理、軟式野球方針、運営活用、センター建設、歴史的窓幕について
10	平成21年9月1日 事業変更、次年度事業計画、センター建設の変更などについて
11	平成22年3月24日 事業変更、次年度事業計画、センターの変更などについて
12	平成22年7月16日 事業変更、東野、柏原清、中根の復元などについて
13	平成23年2月1日 事業変更、東野、柏原清、中根の復元、今後の整備方針などについて
14	平成23年9月18日 目次改訂、東野、柏原清、中根の復元、整備方針の変更などについて
15	平成24年3月16日 事業変更、(公財)文化財監修官保存技術協会などについて
16	平成24年6月27日 事業変更、(公財)文化財監修官保存技術協会などについて
17	平成25年4月24日 事業変更、(公財)文化財監修官保存技術協会などについて
18	平成25年6月17日 事業変更、(公財)文化財監修官保存技術協会などについて
19	平成26年3月15日 事業変更、(公財)文化財監修官保存技術協会などについて

表 2-2 史跡咸宜園跡保存整備委員会の経過

### (3) 検討の過程・内容

平成 16 年度に地形測量、平成 17 年度に史跡全体の整備に関する実施設計を行い、本格的な環境整備工事が開始された平成 21 年度以降は、整備に伴う発掘調査結果の報告や「東塾及び招隱洞・梅花塲復元実施設計」に伴う文献史料調査経過についての指導助言、環境整備工事については、雨水側溝・園路舗装整備や植栽・板塀等の意匠等についてのご意見をいただきながら、保存整備工事を進めてきた。

また、あわせて咸宜園のガイダンス施設（咸宜園教育研究センター）の建設にあたっても、指導助言をいただいた。

#### 第3節 保存整備事業の経過

##### (1) 歴史的建造物の保存修理工事

###### 1) 秋風庵

天明元(1781)年に淡窓の伯父月化が建てた居宅で、後に淡窓・林外等歴代塾主も利用した。平成 5 年度から 8 年度にかけて保存修理工事が行われ、また平成 22 年度には、建物の茅葺き屋根の老朽化した部分の差し茅による修理工事を行った。

###### 修理・整備の経緯

平成 5(1993)年度 保存修理工事（～平成 8(1996)年度）

平成 22(2010)年度 屋根・壁等修理工事着工、竣工



写真 2-1 秋風庵

###### 2) 遠思樓

嘉永 2(1849)年に淡窓の書斎として建てられ、詩会の場等として利用された。明治 7(1874)年に他所へ移築された後、昭和 28(1953)年に史跡内に戻された。

###### 修理・整備の経緯

平成 8(1996)年度 保存修理工事  
（～平成 12(2000)年度）着工、竣工



写真 2-2 遠思樓

### 3) 風呂・便所棟

秋風庵に近接して設置され、発掘調査により遺構が確認された。

#### 修理・整備の経緯

平成 10(1998) 年度 風呂・便所棟復元工事



写真 2-3 風呂便所棟（左）・井戸屋形（右）

### 4) 井戸屋形・洗い場

井戸屋形・洗い場は秋風庵に近接して設置され、発掘調査により遺構が確認された。

#### 修理・整備の経緯

平成 9(1997) 年度 井戸屋形工事

平成 22(2010) 年度 屋根修理工事

### 5) 書蔵庫

明治 23(1890) 年に咸宜園蔵書の散逸を防ぐため、建てられた土蔵である。後に梅花塙跡の遺構上にあることが判明したため、同時期に建設中の咸宜園教育研究センターと一的な活用を図るべく、史跡地内で移築を行った。

#### 修理・整備の経緯

平成 19(2007) 年度 保存修理工事

(～平成 21(2009) 年度)



写真 2-4 書蔵庫

## (2) 支障物件等の撤去・移設

史跡咸宜園跡の環境整備にあたり、旧来日田市立淡窓図書館が所在していたことなどに由來する工作物等については、整備に伴い撤去または移設を行った。

咸宜園跡の仮公開に伴う仮設便所については咸宜園教育研究センターの開館に伴い撤去し、水道は史跡地内を多目的広場として整備された後は、植栽への散水用として利用している。

旧淡窓図書館時代の花壇や入口門扉については地下構造に配慮しながら撤去し、新たに板塀を整備した。

石碑類は史跡の公開活用のため、しかるべき位置に移設した上で解説板を設置した。

また、史跡の解説員用の管理棟は、史跡地内全体の来訪者の導線等を考慮して、平成22年度に日田市単独事業で東側へ移設した。

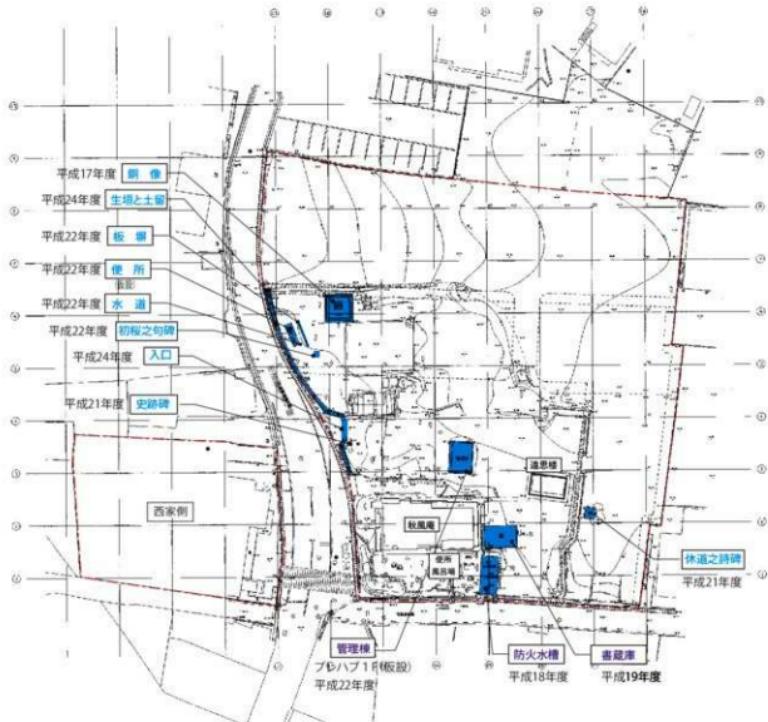


図2-1 支障物件等位置図



写真2-5 銅像



写真2-6 生垣と土留



写真2-7 板塀



写真2-8 水道



写真2-9 便所



写真2-10 入口



写真2-11 管理棟



写真2-12 碑（桜塚）

### (3) 環境整備工事

整備工事の範囲、および年度別の整備範囲を次に示す。

#### 1) 整備対象全体範囲図



表 2-3 主な整備内容（年度別）

工種	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
環境整備						
伐採	樹木撤去	樹木撤去	樹木剪定・撤去	—	樹木伐採	—
撤去移設	碑石移設	桜塚・庭石移設	消火栓移設	—	板垣撤去	—
造成排水	円型側溝・樹	—	—	雨渠型側溝	雨落玉石	—
施設	舗装・車止め	プロテクター	案内板・門扉	真砂土舗装	門扉・板等・舗装	名称板・案内板
設備	—	フットライト	給水管・電線管	電気ケーブル移設	フットライト	—
植栽	生垣・樹木	玉物・彌栄	植栽溝・生垣	植栽溝（生垣下部）	生垣	—
東勢	—	—	—	—	平面復元	—
講堂	—	—	—	—	平面表示	—
花壇・看板	—	—	—	—	平面復元	—
芝生・砂利路	—	—	—	—	平面復元	—
秋風庵	—	屋根・壁修理	—	—	—	—

## 2) 年度別工事範囲図

①平成 21 年度

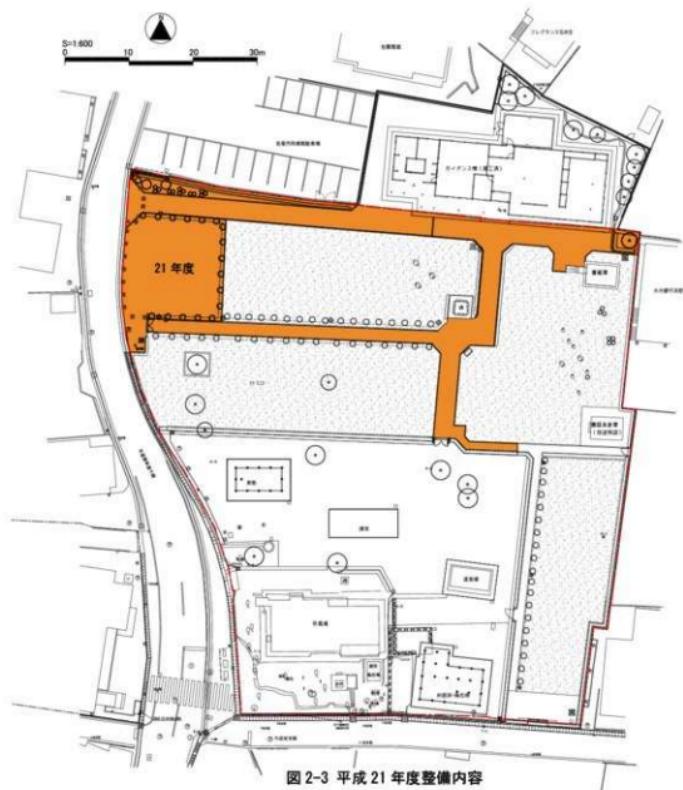


図 2-3 平成 21 年度整備内容

表 2-4 主な整備内容

工種	施設名称
伐採	樹木撤去
撤去移設	休道之碑・史跡牌移設
造成排水	円形側溝・集水井
舗設	自然石表層舗装、土固化舗装、見切縁石・車止め
設備	—
植栽	生垣、樹木
造形物	—
講堂	—
保存	田代祭・春花祭
井戸・既設水路	—
秋風廬	—

②平成 22 年度



図 2-4 平成 22 年度整備内容

表 2-5 主な整備内容

工種	施設名称
樹木	樹木撤去
搬移	桜塚・庭石移設
排水	造成排水
施設	プロテクター、門扉 B
設備	フットライト
植栽	玉物・彌芝・ミツバツツジ
東塾	—
遺構保有	—
講堂	—
保存	田園調・有花者
井戸・礎石保	—
秋風庵	秋風庵屋根・壁および井戸屋形の屋根修理

③平成 23 年度

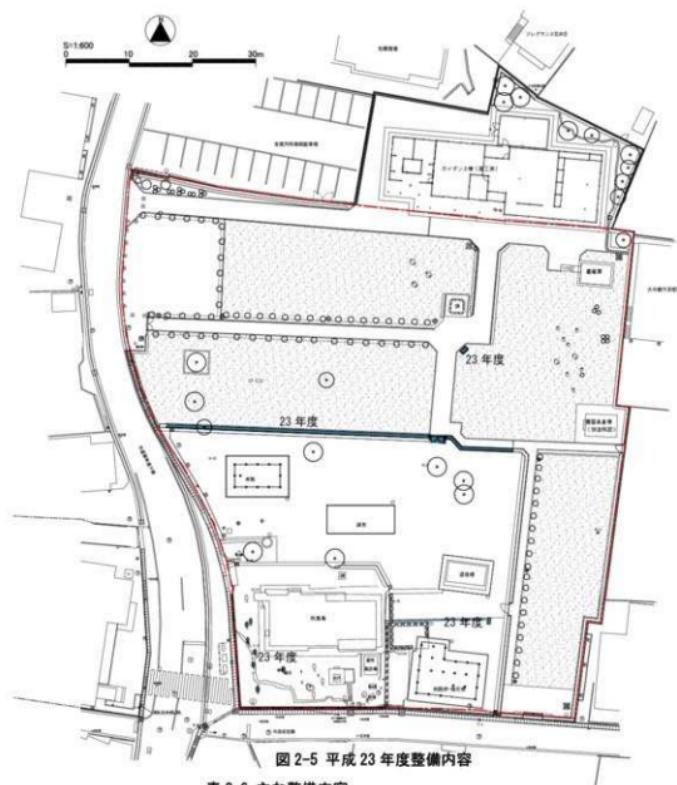


図 2-5 平成 23 年度整備内容

表 2-6 主な整備内容

工種	施設名称
環境整備	樹木剪定・撤去 撤去移設 消火栓移設
造成排水	—
施設	案内板・門扉 給水管・電線管
設備	廓耕機・生垣
施設	—
講堂	—
造園保存	芝庭園・菊花壇 芝P・石造物
秋風壇	—

④平成 24 年度

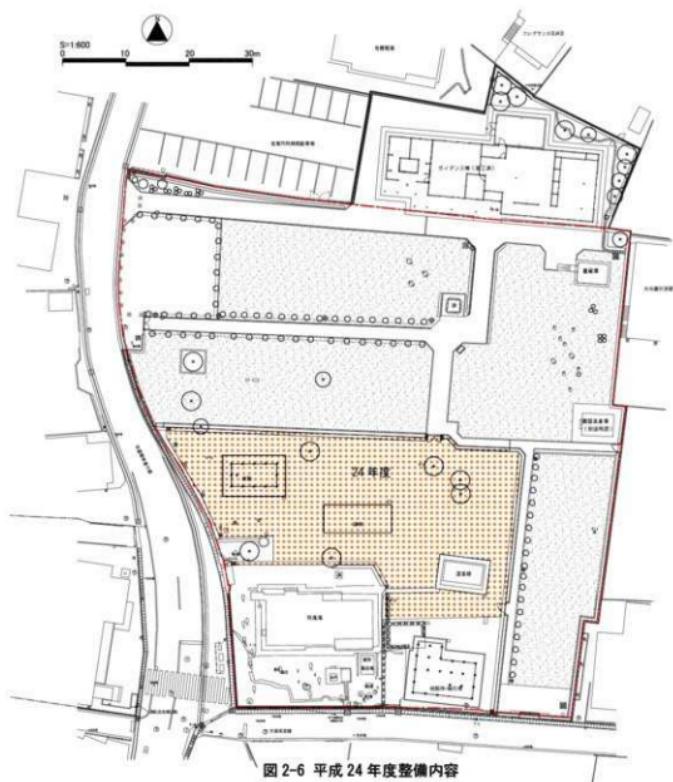


図 2-6 平成 24 年度整備内容

表 2-7 主な整備内容

工種	施設名称
伐採	—
撤去移設	花壇・生垣
造成排水	箇渠型側溝、集水樹
施設	真砂土舗装
設備	電気ケーブル移設
植栽	植栽溝（生垣下部）
東塾	—
講堂	—
保存	記念碑・看板等
	井戸・石造物等
	秋楓庵

⑤平成 25 年度



図 2-7 平成 25 年度整備内容

表 2-8 主な整備内容

工種	施設名称
樹木伐採	樹木伐採（南境界付近）
境地敷削減	撤去移設
造成排水	板暗断去 雨落玉石
施設	門扉・板暗・真砂土舗装、芝生舗装
設備	フットライト
植栽	生垣
清掃機器保存	平面復元 講堂
講堂	平面表示
芝生庭・花壇	平面復元
井戸・礎石舗装	平面復元

⑥平成 26 年度

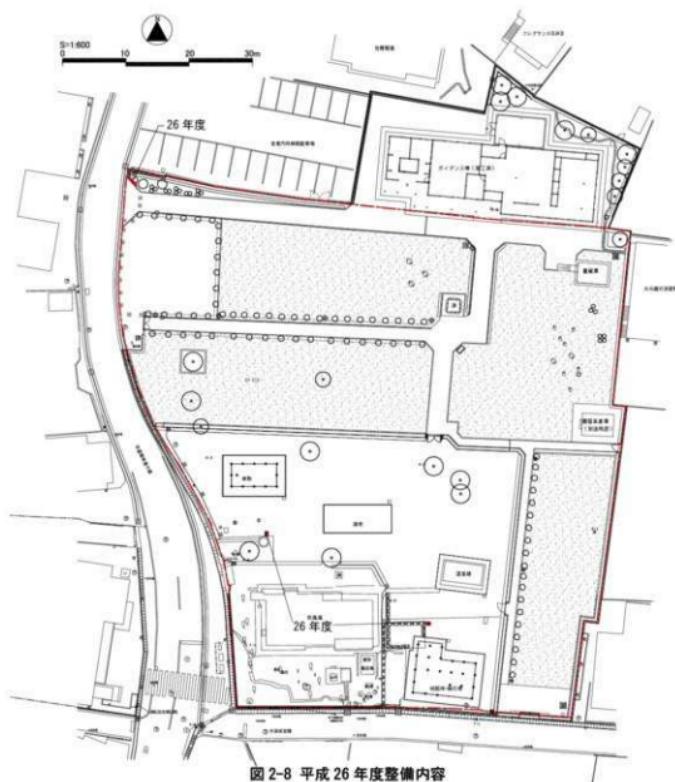


図 2-8 平成 26 年度整備内容

表 2-9 主な整備内容

工種	施設名称
構造改修	—
施設整備	—
施設整備	—
施設整備	名称板、案内板
設備整備	—
植栽	—
清掃保全	—
東塾講堂	—
御旗・御花壇	—
御石垣	—
秋篠庵	—

#### (4) ガイダンス施設の設計

平成 18 年度から 19 年度にかけて、史跡咸宜園跡に隣接する市有地を利用して咸宜園のガイダンス施設建設の検討がなされ、整備概要については、第 4 章で触れる。

1) 敷地位置と配置 史跡指定地外市有地（敷地面積 761.01m<sup>2</sup>）とする（図 2-9）。

2) 構成の方針 ガイダンス棟は

- ア. 史跡の解説案内（ガイダンス・展示室）
- イ. 咸宜園教育の継承と研究拠点および情報発信（研究室、座談室、収蔵庫）
- ウ. 利用者への便益サービス（便所、事務室）で構成する。

3) 意匠の方針

史跡咸宜園跡の全体像を把握し、復元公開している秋風庵や遠思楼に対して、高さや形状も控えめでかつ調和し、史跡咸宜園跡のイメージを守れるものとする。日田の材料や工法を用いた木造平屋寄せ棟造りとする。建物内の動線はバリアフリーとする。

4) 法的検証

表 2-10 建築基準法と消防法

申請者	大分県日田市長	
申請形式	計画通知	
建設場所	大分県日田市渋窓2丁目2-13	
面積	6,280.81 m <sup>2</sup>	
用途区域	第二種住居	壁面後退の規定は無い
防火地域	準防火	
建蔽率	6 %	
容積率	200 %	
既存建屋	秋風庵、遠思樓、書蔵庫	
その他		
構造	木造平屋建て日本瓦葺き	地盤調査の結果・・・べた基礎
用途	咸宜園展示場	
建築面積	384.04 m <sup>2</sup>	
床面積	344.12 m <sup>2</sup>	
軒高	4.90 m	
棟高	7.40 m	
柱の小径	150 mm	
横架材間の距離	4.50 m	1/30 OK
屋根	日本瓦	
外壁	木舞真壁（土壁）一部板張り	
内壁	木舞真壁漆喰塗り	
防火界壁	桁行き方向12m以内に設置	令1114条 小屋裏に準耐火構造の壁
設備	収蔵庫に自動消火設備（独自）	38.02 m <sup>2</sup>
煙感知器		
採光	必要	法28条
換気	必要	法28条
排煙	必要	
軒裏	面戸板 θ30	法62条の2 防火構造
外部建具	アルミ建具	法64条
<b>消防法</b>		
防火対象物	表1 (8) 図書館等・・・	法8条 人員算定 74人
		非常ベル、消火器、誘導標識の設置

表 2-11 機能別室名一覧表

機能	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	比率 (%)	適用	機能	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	比率 (%)	適用	機能	室名	面積 (m <sup>2</sup> )	比率 (%)	適用	
世界の歴史文化内 ガイダンス 展示室	休憩室	4.28	1		休憩室	30.42	8	研究(4部)		事務室	11.41	3			
	ガイダンス 展示室	104.09	27	・他の構成は展示設計の 第一歩です	展示室	28.32	8	研究(4部) ・展示(4部) ・会議(4部)		宿泊	46.58	12	・成田空港飛行場、おけいこう 飛行場利用料金を割引料金に する。		
	小計	108.37	28		収納	14.28	4	・洋服ための商品(ラッ ルのラッカ、衣類等)		内廊下	39.92	10	・成田空港第1ターミナル ・成田空港第2ターミナル ・成田空港第3ターミナル ・成田空港第4ターミナル		
					小計	73.20	20			小計	87.91	25			
														合計	384.04 100.00

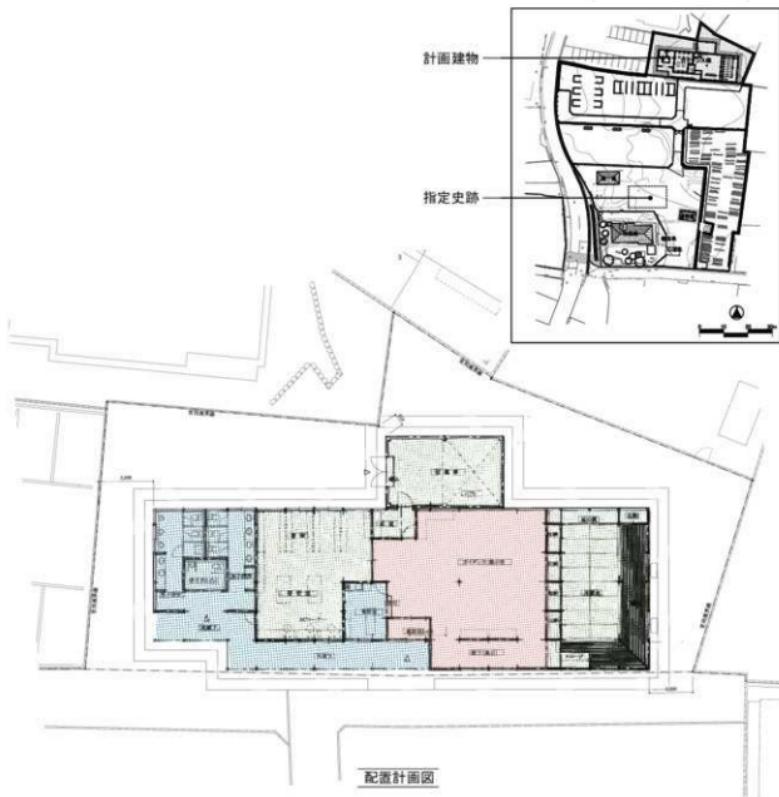


図 2-9 ガイダンス棟平面図（計画図）

#### 第4節 全体事業経過図表

年度別に整理した事業内容を下表に示す。(平成3年度～平成26年度)

表2-12 史跡咸宜園跡保存整備事業等の経過(平成5～平成12年度までは保存修理事業、平成15年度～26年度まで保存整備事業として実施)

項目	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
史跡の公有化																										
秋風庵	■秋風庵内の発掘調査																									
講堂・東塾・心遠館等の確認		■心遠館(招福門)発見									■講堂発見		■東塾発見	■講堂発見												
思想の確認																										
書庫の確認																										
その他の確認			■桂井石列の発見	■桂井(便所跡)の発見							■桂井の確認															
資料調査	■講堂・東塾資料調査															■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査	■文部省資料調査		
基本構成面	平成4年に史跡咸宜園跡保存整備基本構成を決定し、平成5年度より事業着手												成宜園教育研究センター(ガイドイング)の検討・実施設計													
実施設計	■秋風庵復元修理設計												■桂井復元修理設計				■史跡咸宜園跡保存整備実施設計(東側のみ) (支障物件の除去、造成、排水、説明板等を含む)					■東塾・梅花庵・招福門復元実施設計 H19-1/H20				
保存修理工事	保存修理工事																									
秋風庵	■桟橋及び木造複数梁、柱体工事、茅葺存小屋の撤去																								■桂井復元・便所修理工事	
(付属施設)			■井戸復元の復元																							
遺思樓			復元修理																							
書庫																										
保存整備(保存修理を除く)																■基礎 撤去工事	■新設移設工事	■防火水槽撤去								
委員会・その他	保存修理工事委員会																成宜園教育研究センターの建設									
			■廃溜池が秋風庵・遺思樓などを容れ ■秋風庵一般公開開始														■道路外整備工事(壁面)(H19-1)	■道路外整備工事(H48)	■道路外整備工事(H33)	■道路外整備工事(H33)	■道路外整備工事(H33)	■内板工事	■板塀整備工事			
																	成宜園教育研究センター 運営委員会									
																									成宜園教育研究センター 運営委員会	

## 第5節 整備事業費

平成 15 年度から平成 26 年度にかけての事業費は下記の通りである。

平成 3 年度から平成 14 年度までは『史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書一本編・建造物編一』参照。

財源	(単位：千円)														
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度			
本 体 事 業 費 計	国庫補助金	8,879	3,850	3,080	3,233	1,780	4,250	10,350	28,071	15,000	9,150	8,255	16,750	3,125	113,573
	県費補助金	1,375	730	—	517	—	680	1,655	3,899	2,400	872	1,320	2,680	500	16,428
	市費	5,505	2,920	1,320	2,716	1,780	3,570	8,695	24,371	12,600	8,278	6,935	14,070	2,625	95,385
	計	13,759	7,300	4,400	6,486	3,560	8,500	20,700	58,141	30,000	18,300	18,510	31,920	6,750	275,386
	内訳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
本 体 事 業 費 計	国庫補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	県費補助金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	市費	—	1,295	—	—	655	—	516	—	7,702	—	105	1,798	12,068	
	計	—	1,295	—	—	655	—	516	—	7,702	—	105	1,798	12,068	
	合計	13,759	8,595	4,400	6,486	4,215	8,500	21,216	56,141	37,702	18,300	18,510	31,920	8,048	275,386
	内訳	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	実施設計費等	—	2,100	—	4,043	—	—	—	5,232	8,775	735	—	—	20,885	
	建築整備工事費	2,730	3,885	—	1,142	2,226	—	—	25,851	12,339	7,822	10,794	28,686	1,609	97,084
	建物修理工事費	—	—	4,392	—	—	6,392	19,319	13,288	7,035	—	—	—	50,426	
	免担調査費等	10,006	—	—	—	—	947	155	358	—	—	301	—	1,481	13,248
事 業 費 計	史料調査費等	—	—	—	—	—	—	—	—	483	55	—	—	538	
	音楽室等設備費等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	制作費等	544	794	—	756	—	—	—	9,996	—	7,400	3,910	2,800	2,050	26,156
	事務費	479	521	8	525	1,334	1,181	1,226	1,416	1,851	1,860	1,450	2,014	181	14,026
	計	13,759	7,300	4,400	6,486	3,560	8,500	20,700	58,141	30,000	18,300	18,510	31,920	6,750	275,386
整 備 事 業 費 計	管理料等	—	—	—	—	—	—	—	—	4,657	—	—	—	—	4,657
	空き地化開発等	—	—	—	—	—	—	—	510	—	3,045	—	105	1,798	3,461
	空き地開拓開発等	—	1,295	—	—	655	—	—	—	—	—	—	—	—	1,950
	計	—	1,295	—	—	655	—	—	—	—	—	—	—	—	1,950
	合計	13,759	8,595	4,400	6,486	4,215	8,500	21,216	56,141	37,702	18,300	18,510	31,920	8,048	275,386

表 2-13 年度別整備事業費一覧

### ■咸宜園教育研究センター建設事業費（関連事業費）

あわせて平成 19 年度から平成 21 年度にかけて実施された咸宜園教育研究センター建設にかかる事業費は下記の通りである。（国土交通省「まちづくり交付金」事業を活用）

財源	(単位：千円)			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	全額
国庫補助金	6,000	50,600	20,500	77,100
県費補助金	—	—	—	0
市費	—	2,900	103,000	105,900
計	6,000	53,500	123,500	183,000
内訳	—	—	—	—
実施設計費等	5,867	—	—	5,867
建築主体工事費	—	23,835	56,933	80,768
機械設備工事費	—	6,720	12,207	18,927
電気設備工事費	—	2,415	7,496	9,911
展示制作工事費	—	18,270	37,275	55,545
外構工事費	—	—	6,709	6,709
事務費	133	2,260	2,880	5,273
事業費計	6,000	53,500	123,500	183,000

表 2-14 咸宜園教育研究センター建設事業費

## 第3章 整備に伴う各種調査研究の内容と成果

### 第1節 発掘調査

#### (1) 発掘調査の経緯 (第1・2図)

発掘調査については、平成4～15年度にかけて実施した重要遺構確認調査などの内容をまとめた「史跡咸宜園跡秋風庵他保存修理工事報告書一発掘調査編一」において11次にわたる調査報告を既に行っている。今回報告するのは、その後に実施した史跡の整備工事における調査や復元整備の為の確認調査などの内容を報告するものである。平成15年度から実施した調査は12～17次の6次回に及び、その詳細については表3-1に示すとおりで、12次が咸宜園に隣接する市道咸宜線改良工事に伴う発掘調査、14・16・17次調査が整備工事に伴う立会調査、15次が復元整備実施設計のための確認調査であった。

史跡咸宜園跡の東塾範囲に関する整備は平成26年度で完了したことから、以上のような17次にわたる発掘調査も完了し、調査総面積は3,530m<sup>2</sup>となった。

なお、書蔵庫の保存修理に伴い、基礎下部の調査を行った13次調査については、平成21年度刊行の「史跡咸宜園跡書蔵庫保存修理工事報告書 附発掘調査」において既に報告済みであるため、本報告では割愛する。

※なお、今回の報告にあたり、調査面積をCADにて再計測し表1に記載した。本報告を正式面積とする。

表3-1 発掘調査一覧表

年次	調査年度	事業名・調査要因	調査目的	調査年月日	調査面積 (m <sup>2</sup> )	主要成果
1次	平成4年度	咸宜園跡地保存整備事業	遺構確認	19921001～1030	217.1	
2次	平成6年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	19940801～19950331	126.2	秋風庵
3次	平成7年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	19960108～0329	541.5	心遠如意遺構
4次	平成8年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	19961203～19970331	216.8	井戸、心遠如意遺構
5次	平成9年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	19970910～19980127	313.1	井戸、洗場遺構 東側境界溝
6次	平成10年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	19980928～19990210	135.0	
7次	平成11年度	国道212号線高規格化中化 水道埋設管工事に伴う立会	工事立会	19981104～19990207	28.4	暗渠、西側境界溝
8次	平成11年度	日田条里咸宜園跡地発掘調査 (道路工事受託調査)	緊急発掘	19990728～1002	36.1	西側境界溝
9次	平成11年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	19990728～20000229	327.9	
10次	平成14年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	20020520～0829	266.8	豊穴遺構
11次	平成15年度	史跡咸宜園跡保存修理事業	遺構確認	20010702～1125	1053.0	彌歎杖遺構
12次	平成15年度	市道咸宜園跡改良工事	工事立会	20040217～0220	40.6	南側境界溝
13次	平成19年度	史跡咸宜園跡記念物保存修理事業	遺構確認	20071227～20080331	49.0	梅花塙
14次	平成21年度	咸宜園教育研究センター建設工事に伴う立会	工事立会	20100202～0205	24.1	
15次	平成22年度	史跡咸宜園跡鉄砲合戦活用推進事業「東塾」等復元施設設計に伴う立会	立会調査	20101118～1227	30.1	東側境界溝
16次	平成24年度	史跡咸宜園跡保存整備工事に伴う立会	工事立会	20121226～0225	118.1	水路状遺構
17次	平成25年度	史跡咸宜園跡保存整備工事に伴う立会	工事立会	20140127～0204	6.4	梅花塙基礎
				合計	3530.0	

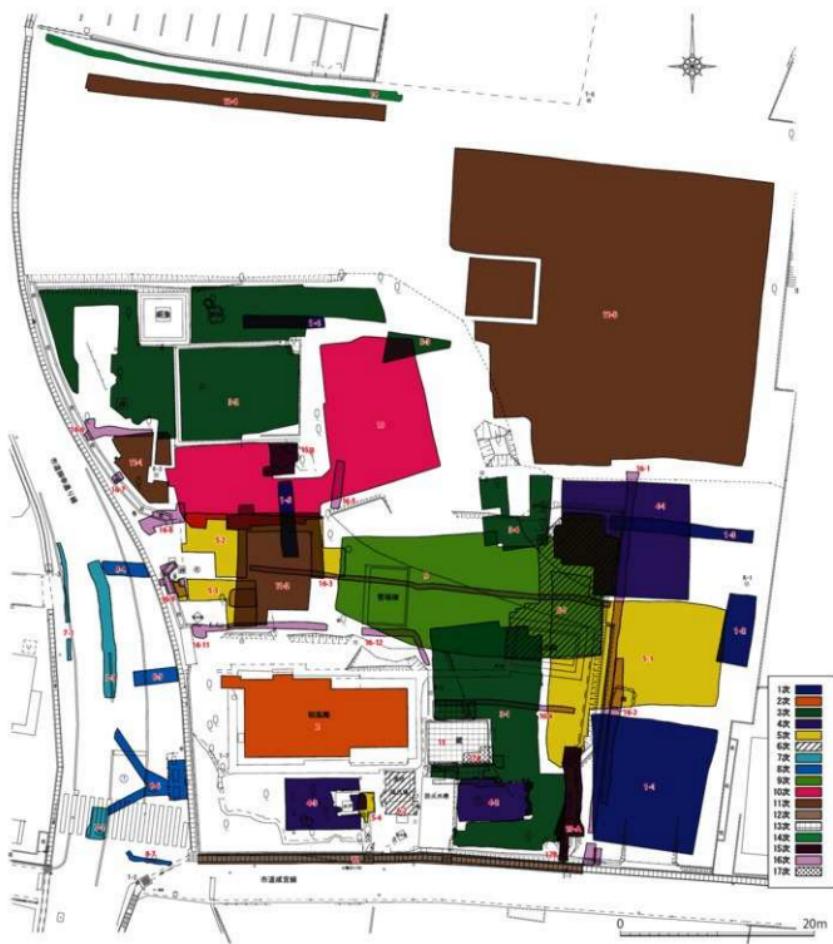


図 3-1 発掘調査年次配置図 (1/500)

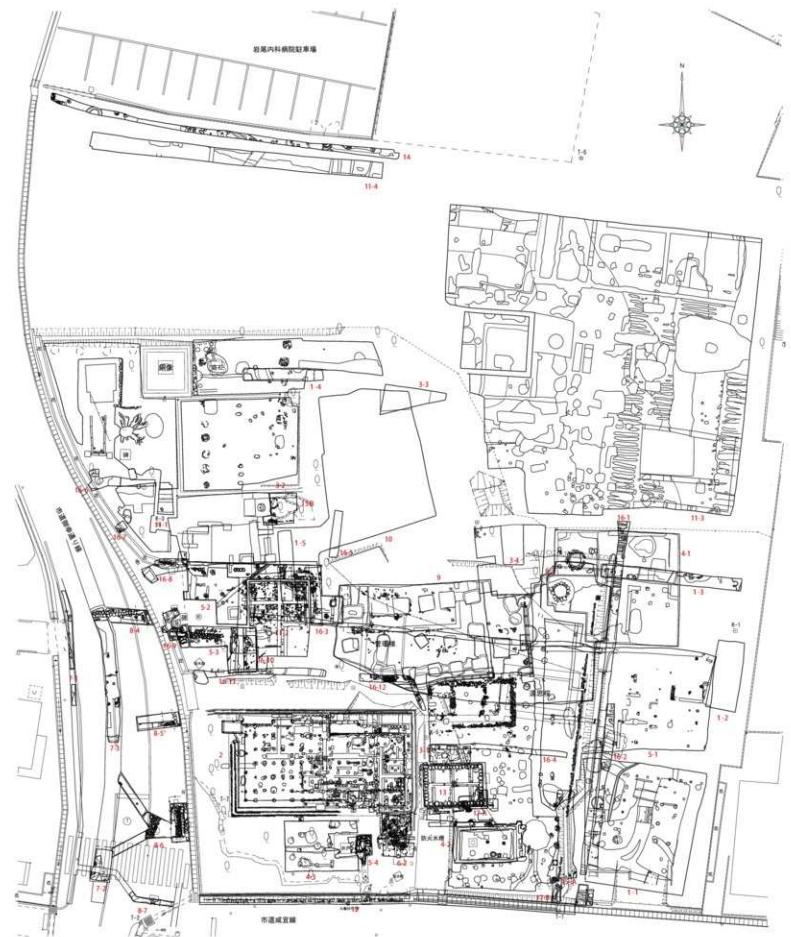


図 3-2 調査区配置図 (1/400)

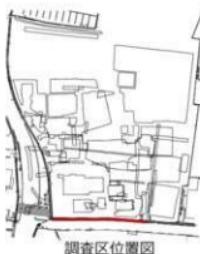
## (2) 12次調査(図3-3)

調査は咸宜園東塾の南側に隣接する市道咸宜線水路改良工事に伴って立会を行ったものである。敷地境界に位置するコンクリート水路を再整備し、蓋をかけるものであった。咸宜園跡東家側の南側境界については、市道内まで広がる可能性が指摘されているため、今回の工事に先立ち調査を行った。

調査はコンクリート水路補修であるため、既存コンクリートを撤去したのちに裏込め部分の確認を行った。この裏込め部分を撤去するとアスファルト面より深さ40cm程下部に玉石によって組まれた水路が確認されたことから、石組水路の確認と測量を行った。なお、この石組水路については埋め戻されて水路下部に保存されることから、最低限の調査に留めて工事を許可した。

### 水路(図3-3)

石組水路で、アスファルト面南側に二段程度の扁平な河原石が検出された。北側にもコンクリート基礎下部に河原石が一定程度見られた。溝の幅は約20cm、深さ10~20cmで、底面は小礫混じりの暗褐色地山に鉄分が沈着した状態で、上面は過去の水路工事によって削平されていた(断面C・D)。さらに、咸宜園の西端より約18m東の位置に5次調査4区で確認された井戸及び洗場遺構からの排水路へと繋がる南北方向の溝石組が確認された。断面A・B個所で見られるように井戸と洗場遺構に繋がるのはほぼ確実であり、さらに、この南北石組以東では水路に用いられる礫が小型化し、整然と並ばないことから、南側のこの石組水路は洗場遺構につながる形で整備されたものと推測される。なお、西端より約24mの位置からは石組は検出されておらず、下層の礫が広がる状態であった。過去の整備によって一部破壊等を受けているものと思われるものの、南北方向の石組以東にも水路石組の痕跡が見られることから、洗場遺構と一体的に水路が再整備される以前から南側水路に存在していた可能性が考えられる。なお、洗場遺構については当初期から明治期の期間が考えられることから、この水路についても石組水路についても咸宜園期のものの可能性が考えられよう。



### (3) 14次調査(図3-4)

調査は咸宜園北側に新設する史跡のガイダンス施設も兼ねる「咸宜園教育研究センター」建築にあたり、上下水道設置のために地下を掘削せざるを得ない範囲について調査を行った。この範囲については、埋設管が入り遺構保存が難しいことから、完掘のうちに記録保存を行った。

調査はトレーンチ状の調査箇所を対象に、重機で掘り下げるから遺構検出を行った。遺構検出面までは暗黒褐色土が約40～50cm程堆積しており、黄褐色粘質土の地山に暗褐色土の遺構が掘りこまれていた。暗黒褐色土上面が咸宜園時代の遺構面と考えられるが、今回の調査では咸宜園に関連する遺構が上面で確認出来なかったことから、地山面までの掘り下げを実施した。なお、調査区東側には黒褐色の落ち込みが見られたが、埋設管掘削が及ばないため完掘は行わなかった。

遺構の多くは近現代の擾乱であったが、このうち2～5号溝やピットなどからは縄文時代から古墳時代にかけての遺物が出土し、当該期の遺構と考えられることから報告を行う。

#### 2号溝(図3-5)

調査区東側で検出された浅く幅の広い遺構で、幅7.5～9mを測る。底面には多数のピットが掘り込まれている。弥生土器が出土しており、弥生時代の溝ないし竪穴等の可能性が考えられる。

#### 3号溝(図3-5)

調査区中央部にて検出された溝で幅約50cm、深さ約20cmの断面逆台形を呈する。弥生時代中期末の遺物が出土しており、当該期の遺構と考えられる。

#### 4号溝(図3-5)

調査区中央部にて検出された溝で幅約80cm、深さ約30cmの断面逆台形を呈する。

#### 5号溝(図3-5)

調査区西側にて検出された溝で幅約150cm、深さ約40cmの断面逆台形を呈する。

#### 出土遺物(図3-6)

1～3は2号溝より出土した。1は弥生土器の甕である。2は甕の頸部で断面薄台形状の突帯が巡る。3は甕の胴部である。4は3号溝より出土した弥生土器甕の頸部で、断面三角形の突帯が巡る。

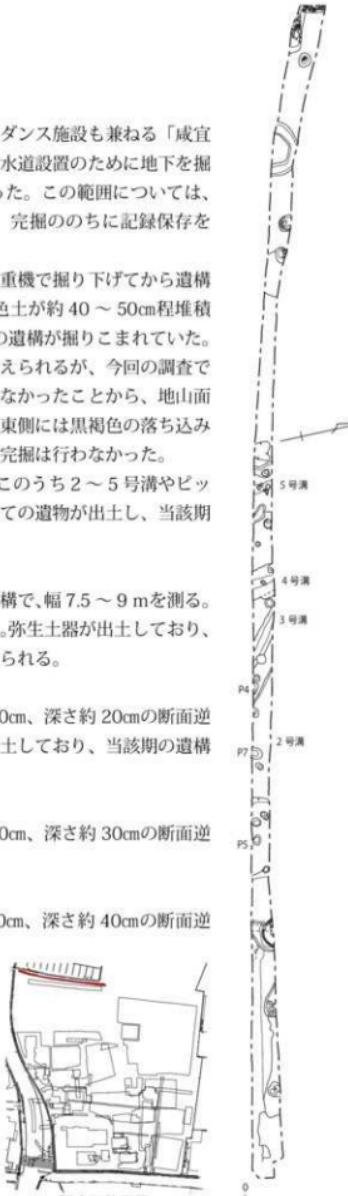


図3-4 14次調査区遺構実測図(1/150)

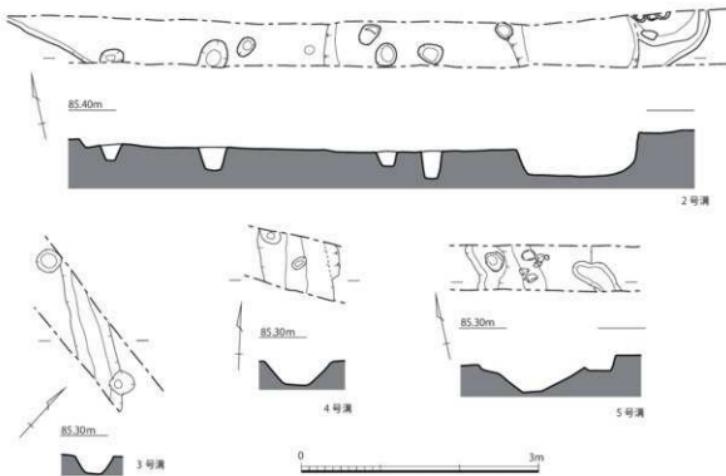


図 3-5 2～5号溝実測図 (1/60)

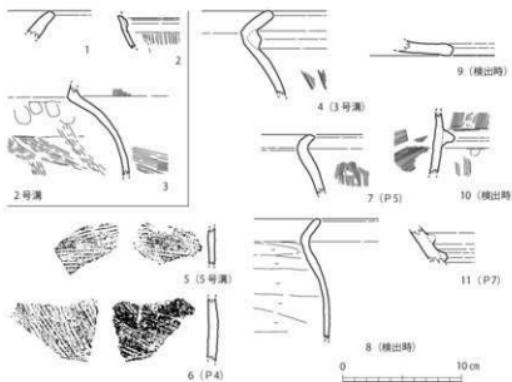


図 3-6 出土遺物実測図 (1/4)

5・6は縄文土器の鉢で内外ともに条痕が巡る。遺構からの出土であるが、地山にも土器片が含まれることから地山黄色ロームが縄文時代の包含層で、5・6は流れ込みの遺物と考えられる。7はP5より出土した土師器甕で口縁部が小さく湾曲する。8は土師器甕で内面ケズリが施される。9は高環の脚部か。10・11は弥生土器壺で、10は断面三角形の突帯が1条、11は断面逆台形の突帯が2条巡る。

#### (4) 15次調査(図3-7)

調査は咸宜園建物(東塾及び心遠廻(招隱洞))の復元整備実施設計にかかり、建物規模や範囲を確認するために、実施設計委託業務において立会調査を実施した。対象となったのは3次1区及び4・5次調査で確認された心遠廻(招隱洞)建物及び東側境界石列の整備にかかり、建物及び石列の未調査箇所の範囲の確認と10次調査で確認した灰土の基盤を有する竪穴遺構の東側範囲の確認である。それぞれをA・B区とし、かつ4次調査で確認された心遠廻と10次調査の竪穴遺構の建物遺構の保存状況について確認するため、これらの調査区についても調査対象とした。なお、調査は表層の除去を重機で実施してから、人力により検出を行った。

#### A区(図3-7)

5次調査において確認されていた東側境界石列の続きを確認された。約11.9mの調査区内で確認された石列は、北側4石が5次調査で確認済みのもので、残り1.9mの石列と間を4.6m飛ばしたところから、長さ4.9mの石列が南側境界石列まで続いていた。これらの石列は小礫で5次調査と同様のサイズで、咸宜園時代の地表面に直接置かれて並べられていた。間が飛んでいる箇所については、削平を受けたのか、もともとなかったのかは不明である。また、南側の石列は心遠廻跡礫石4・5から20cm程度しか離れていないことが判明した。

#### B区(図3-7)

10次調査において確認されていた灰土基礎を有する竪穴遺構の北東端と未調査であった箇所の状況が明らかとなった。灰土遺構に関しては北東端の40cmを確認した。樹木の植わっていた箇所に関しては土坑状の集石が2箇所確認されたものの、咸宜園跡に関する遺構との判断は出来なかった。

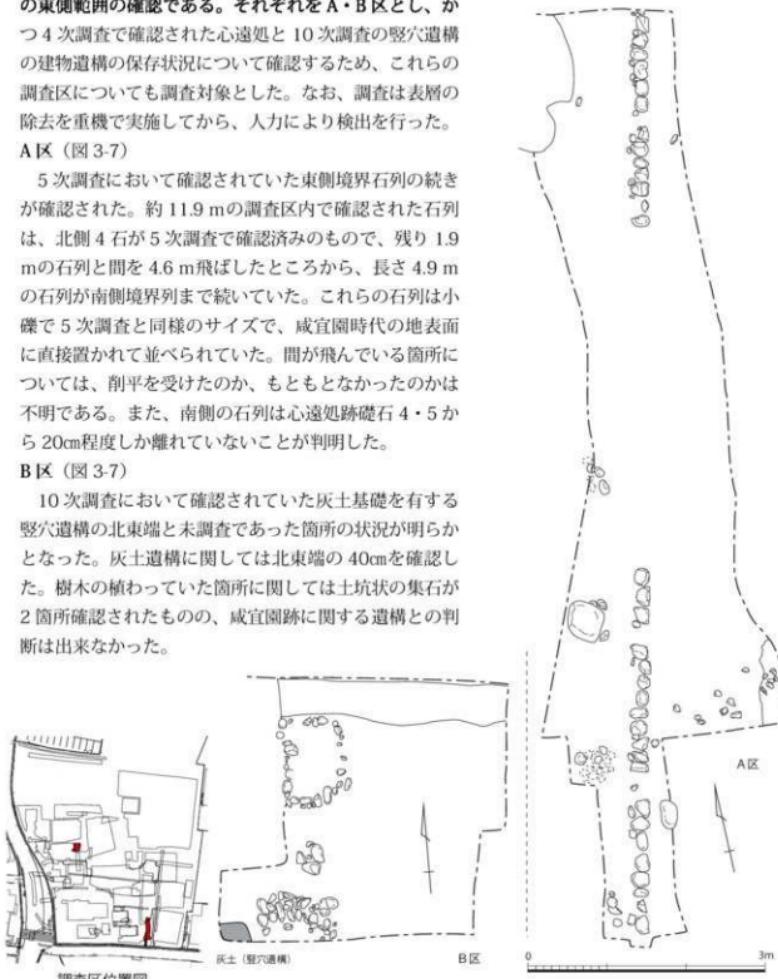


図3-7 15次調査区遺構実測図(1/60)

(5) 16次調査(図3-8)

調査は史跡咸宜園跡の園路等の整備にかかる植栽溝や側溝及び集水溝などの設置工事12箇所(区)に先立ち実施した。これらの設備については基本的に地下の掘削を伴うことから、掘削によって遺構面が破損される範囲と深度に関しての記録保存を行うこととした。なお、それぞれの調査区の工事内容については、16-1区が集水溝と側溝、16-2区が植栽溝、16-3区が電線管理設、16-4・5区が造成深度確認用トレチ、16-6～9・11区が集水溝、10区が電線管再設置、12区が側溝である。それぞれの調査区からは過去の調査で確認された遺構が殆

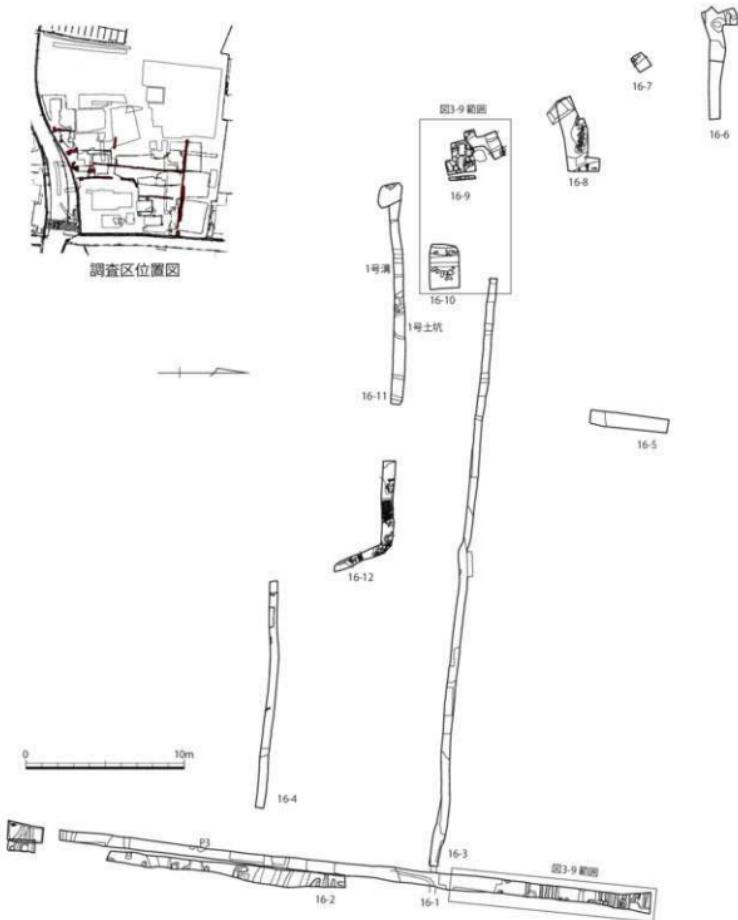


図3-8 16次調査区実測図(1/300)

ど確認されていたものの、そのほとんどが咸宜園に関する遺構ではなく、大半が近現代の攪乱坑であった。そのため、16-4・5区以外のトレンチにおいては、掘削が及ぶ深度までの調査を行い、咸宜園時代の遺構面（暗黒褐色土）より下層（2～30cm程度）の地山面（黄褐色粘質土）まで掘り下げ、検出作業を実施した。なかでも16-1、2区では1次調査で確認された溝状の遺構の続きとみられる痕跡が確認された。また、16-11で確認された1号溝などは中世期の遺構と判断された。咸宜園時代以前の生活痕跡を示すこれら溝状の遺構は掘削が全面に及ばないことから、全掘は極力避けて上層面の掘削に留めることとした。また、16-9では咸宜園に関する遺構である2号井戸（16-10）からのびる水路跡の続きが確認されたことから、集水桟の位置を遺構に影響の無い1.5m北側にすらして施工することとした。以下12区の調査区のうち特徴的な遺構について説明する。

#### 掘立柱建物（図3-9）

16-1区において確認された建物跡で、調査区端に暗黒褐色埋土の5穴の柱穴列を確認した。これらの柱穴列は近現代の東西方向の多条溝状遺構に切られており、掘削もこの検出上面に及ばないことから、完掘を避けて上層部のみの確認に留めることとした。直径3～40cm程度で、P5～9には礎石ないし根石が確認された。柱穴の深さについては不明であるが、南北4間の7.8m以上の建物であると考えられる。遺物が出土していないことから、所属時期については判然としないが、咸宜園時代以前の層から出土していることや埋土が上層よりも黒色が強くややしまりがあることなどから、少なくとも中世以前の柱穴ではないかと推測される。

#### 水路状遺構（図3-9）

集水桟を設置するために5次調査区で確認された水路跡の延長部分破損状況を確認したところ、現況道路脇まで水路床石と三和土が残っていることが確認された。水路遺構は2号井戸から西側へと延びており、その延長は5.8mを測る。4m程は小礫を2列並べて隙間を三和土で埋めるのに対し、西側は幅40cm程の長方形板石を並べ、溝壁に比較的大きな礫を埋め込んでいるものの、南側などでは礫は抜き取られていた。西端は8次調査で確認された大正時代の石組水路の東側礫列と堰方と想定される攪乱によって失われていた。板石が西側に続いておらず三和土が広がることから、水路端までそれほどの距離はなかったものと想定され、8次調査で確認された咸宜園時代の東家西側境界溝に繋がっていた可能性が高いと考えられる。

なお、遺物の出土は見られなかった。

#### 出土遺物（図3-10）

1～3は16-11区の1号溝上層より出土した。このトレンチは上面を側溝設置、下層を秋風庵電送管設置のために掘削されるため、掘削が及ぶ溝上面のみ掘り下げを行い埋土より遺物の出土が見られた。1・2は土師器環で回転ナフ底面は回転糸切りである。3は土師器環だが、外面に指圧痕が残る。1・2は14～15世紀、3は古代のものか。4・5は16-11区の1号土坑より出土した。この土坑はガラス片等の混入も見られる近現代の攪乱である。本来、当該期の遺構が存在していた可能性がある。4・5共に須恵器の环身で、いずれも高台が底部に巡る。8世紀の前半代の所産と考えられよう。6は16-1区P3より出土した土師器環である。8世紀頃の所産か。

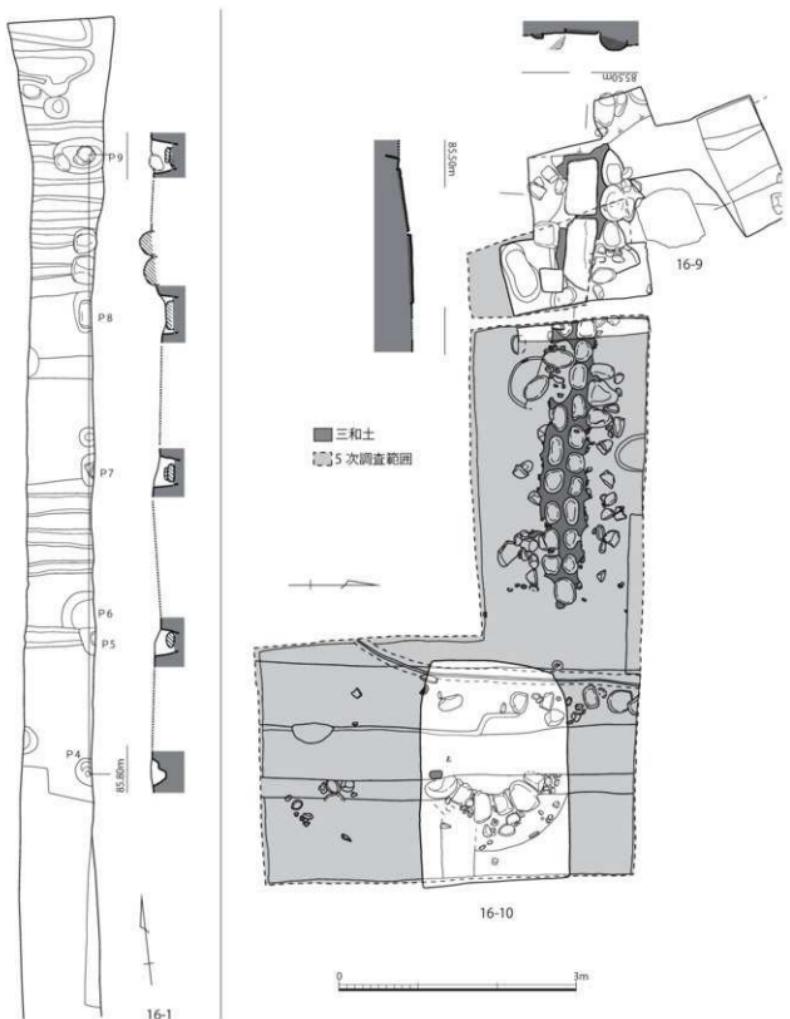


図 3-9 挖立柱建物、水路状遺構実測図 (1/60)

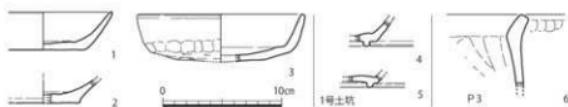


図 3-10 出土遺物実測図 (1/4)

#### (6) 17次調査(図3-11)

調査は史跡咸宜園跡心遠処(招隱洞)の整備において、当初期の位置関係を保っていないと判断されて史跡北東に移動した書蔵跡の礎石を一部除去することから、除去後の遺構確認のために立会を行った(A区)。そのほか、木塀設置工事のために、東側境界石列の南端についても立会を行った(B区)。なお、B区については、工事により遺構の破壊が及ばないことを確認し埋め戻している。

以下、A区の遺構確認成果について説明する。

##### 建物礎石遺構(図3-11・図3-12)

13次調査においては、所蔵庫礎石下から発見された栗石群Aが梅花塙と心遠処(招隱洞)の合体後の礎石であると結論づけられていたが、書蔵庫礎石の除去範囲も僅かであったことから、整備において礎石除去(復元建物整備に影響のある最低限)を行う過程で、他にも栗石などが所在しないかどうかを確認した。除去した書蔵庫礎石は9石で、13次調査で既に除去していた3石も含めると12石となった。礎石下部の土を数cm程度除去したところ、礎石下部には栗石が殆ど散かれておらず、数点の礫が見られる程度であった。その中でも礫が複数点集中している箇所(栗石B)が確認された。この礫は書蔵庫礎石を直接支えておらず、他の箇所よりも2つの礎石下部にまたがって集中している状況であった。以上の

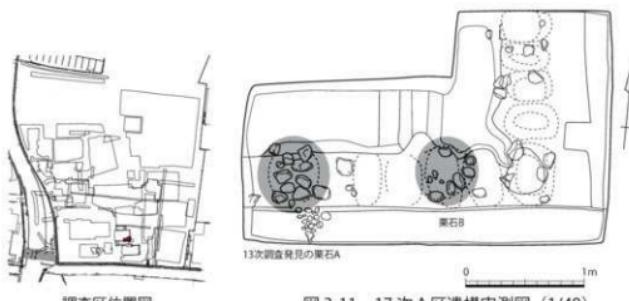
①礎石下部には数cmの土が堆積していた。

②他の礎石下部には礫の集中は見られない。

③書蔵庫礎石の地盤として利用されたにしては礫集中部が2礎石にまたがっている。

という状況から、この礫集中部は、書蔵庫礎石とは別遺構として利用されていたものがそのまま残っていたか、或は再利用されていた可能性が考えられ、本来ここに礫を集中させた礎石栗石があったものと想定したい。しかし、もしこの栗石Bが礎石であれば、13次調査で確認した栗石Aとの関係に矛盾が生じ、梅花塙遺構の基礎が異なることになるため、3・4・13次調査成果と本調査成果を整合させて再検討(第12図)を行った。

これまでの調査成果を統合した図に6尺間を1間とする線を引くと、心遠処(招隱洞)遺構の基礎は殆どが1間6尺程度の1.82m程度で展開しており、若干のズレはあっても6尺3寸(1.9m)範囲には収まっていることが分かり、心遠処(招隱洞)遺構が規格的な建物であったことが分かる。そこで、この規格に沿って、基礎10・12から北側に延長すると、ピットA



(基礎 A) と栗石 B (基礎 B) はこれらの線上に位置しているのに対し、栗石 A は基礎 14 の延長とはならず、半間程度の位置にある礎石ということになる。したがって、4 叠程度の建物である梅花塙 (注 1) の基礎としては矛盾することになる。したがって、梅花塙については、栗石 B 及び基礎 A が礎石に該当し、東端については後世に滅失したものと想定した。なお、基礎 12・10 から基礎 A・B との間は 2m ほどとやや 6 寸程間が離れるが、梅花塙が後に人力で持ち上げて心遠処建物にくつつけたことから、少し間があいても差し支えないものと考えたい。また、栗石 A (基礎 C) については、1.1m 程度と短いことから、入口の下屋庇基礎の可能性等を想定しておきたい。(註 2)

註 1 梅花塙と招隱洞との関係については「史跡成吉園跡書籍庫保存修理工事報告書 附貯蔵調査」を参照。

註 2 建物想定については、整備担当原田弘徳と資父信義との協議に基づく。

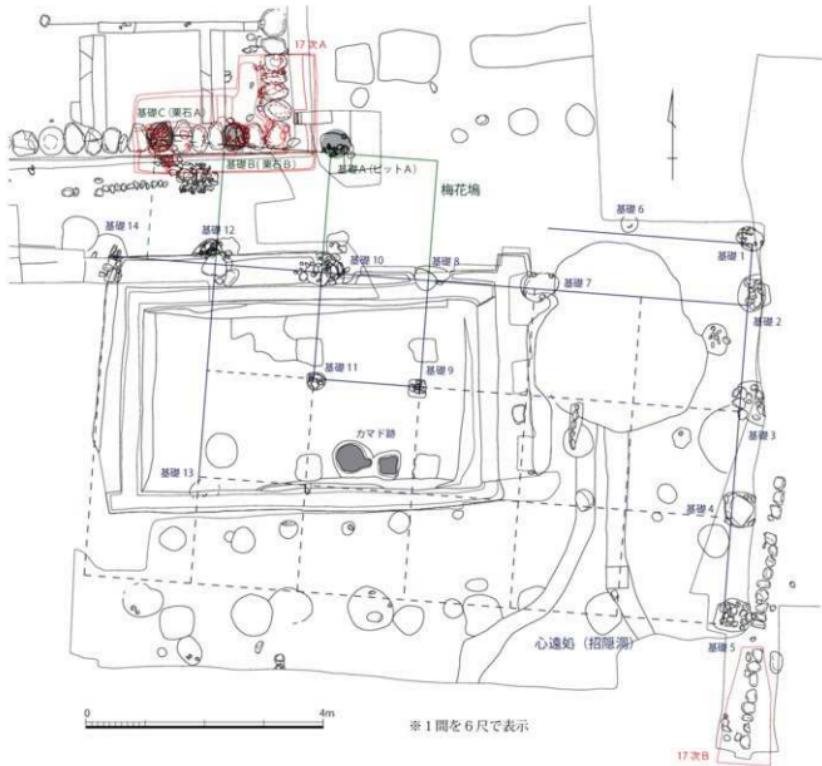


図 3-12 心遠処 (招隱洞)・梅花塙遺構実測図 (1/80)

## (7)まとめ

12・14～17次の調査成果を、「史跡咸宜園跡秋風庵他保存修理工事報告書一発掘調査編一」において整理された咸宜園時代の東家の遺構群に追加して整理する（図3-13）。

南側境界溝は洗場遺構と同時に整理されたとすれば本来の境界であった可能性があり、水路自体も古くから複数回整備された可能性があることから、咸宜園時代の溝であった可能性が考えられた。東側境界石列については心遠處（招隱洞）遺構に隣接して南側境界までのびており、さらに、水路状遺構も西側境界溝に繋がっていた可能性があることも明らかとなった。このように咸宜園の東・西・南側の境界と各遺構群との関係性を示す成果を得ることが出来た。また、心遠處（招隱洞）と梅花塙遺構を再検討する成果が得られ、建物の位置関係を推定することが出来た。このように、史跡整備に関する基礎的なデータを得たうえで、適切な整備工事を実施することが出来たことが本調査の重要な成果であったと言える。



図3-13 東家側遺構図 (1/500)

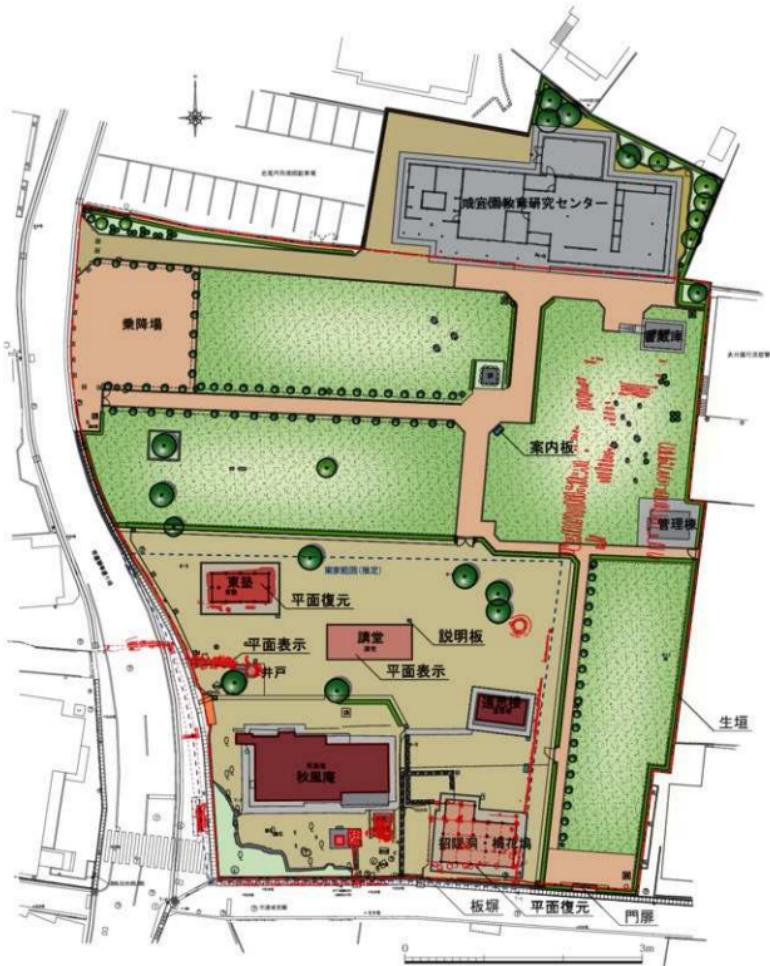


図 3-14 調査成果と整備工事の対比 (1/600)

さらに、各調査区において明らかとなった咸宜園時代以前の遺構群の存在からも貴重な成果を得られた。咸宜園のある場所は、過去の試掘調査の成果などから、日田市内の沖積平野部においても比較的安定した比高差2m程度の広大な微高地であったことが判明している。弥生時代から中世にかけての遺構群の存在は、当該地の立地条件の良さを示すものであり、市内有数の遺跡であったものと推測された。このような立地の良さは後の秋風庵の建設や咸宜園開墾の有利な条件となったものと考えられよう。

表3-2 出土遺物観察表

種類 番号	年次	遺構名	種別	器種	法 量		調整		胎 土	焼成	色 調		備 考	
					口径	底径	器高	外面	内面		内面	外面		
6-1	14次	2溝	弥生土器	甕	-	-	-	ナデ	ナデ	ABCH	良好	黄柾	柾	
6-2	14次	2溝	弥生土器	甕	-	-	-	ハケ	ナデ	ABCE	良好	柾	柾	
6-3	14次	2溝	弥生土器	甕	-	-	-	ナデ・ハケ	ハケ・指オサ	ABCH	良好	にぶい柾	柾	
6-4	14次	3溝	弥生土器	甕	-	-	-	ハケ	ナデ	ABCEH	良好	黄柾	黄柾	
6-5	14次	5溝	鏡文土器	鉢	-	-	-	条痕	条痕	ABCE	良	黒柾	黒柾	
6-6	14次	P 4	鏡文土器	鉢	-	-	-	条痕	条痕、ナデ	ACEH	良	にぶい柾	灰柾	
6-7	14次	P 5	上師器	甕	-	-	-	ナデ	ナデ	ACE	良好	柾	柾	
6-8	14次	一括	上師器	甕	-	-	-	ナデ	ケズリ	ABCE	良好	にぶい柾	柾	
6-9	14次	一括	弥生土器	高环	-	-	-	ナデ	ナデ	ACEH	良好	黄柾	柾	
6-10	14次	一括	弥生土器	直	-	-	-	ハケ	ハケ	ABEH	良好	黒柾	黄柾	
6-11	14次	P 7	弥生土器	直	-	-	-	ナデ	ナデ	ABEH	良好	柾	柾	
10-1	15次	1溝	上師器	环	(11.6)	7.0	3.2	回転ナデ・系 切板状压痕	ナデ	AC	良好	暗黄柾	暗黄柾	
10-2	15次	1溝	上師器	环	-	(6.2)	-	回転ナデ・系 切	回転ナデ	AC	良好	暗黄柾	暗黄柾	
10-3	15次	1溝	上師器	环	(14)	-	4	ケズリ・指オ サエ	回転ナデ	AC	良好	明柾	明柾	
10-4	15次	I上坑	須恵器	环	-	-	-	回転ナデ	回転ナデ	AC	良好	青灰	青灰	
10-5	15次	I上坑	須恵器	环	-	-	-	回転ナデ	回転ナデ	AC	良好	青灰	青灰	
10-6	15次	P 3	上師器	甕	-	-	-	ナデ・指オサ エ	ケズリ	AC	良好	暗赤柾	暗赤柾	

法量の単位はcm。O書きは残存または復原を表す。

胎土：A角閃石 B石英 C長石 D赤色粒子 E白色粒子 F黑色粒子 G芸母 H砂粒



12次 水路跡検出状況（西から）



12次 水路跡検出状況（東から）



12次 東側完掘状況（西から）



12次 南北石組水路（南から）



12次 洗場遺構と水路



12次 調査地遠景（西から）

(12次調査)

写真図版 2



14次調査全景（西から）



14次 2号溝（東から）



14次 2号溝遺物出土状況



14次 3号溝（南から）



14次 4号溝（南から）



14次 5号溝（南西から）

（14次調査）



14次 5号溝（北西から）



15次 A区全景（北東から）



15次 A区石列（東から）



15次 心遠處（招隱洞）遺構 基礎 5 と  
東側境界石列（北から）  
(15次調査)



15次 B区全景（北面から）



16次 1区調査状況（北から）  
(16次調査)



16次 1区掘立柱建物（北から）

写真図版 4



16 次掘立柱建物 P 4



16 次掘立柱建物 P 5



16 次掘立柱建物 P 7



16 次掘立柱建物 P 8



16 次掘立柱建物 P 9



16 次 2 区掘立柱建物 (北から)



16 次 3 区調査状況 (西から)



16 次 1 区調査状況 (東から)

(16次調査)



16次4区調査状況（東から）



16次5区調査状況（南から）



16次6区調査状況（西から）



16次7区調査状況（北から）



16次8区調査状況（東から）



16次9区水路状遺構（西から）



16次9区水路状遺構（北から）



16次9区枠位置変更箇所（北から）

（16次調査）

写真図版 6



16次 10区調査状況（東から）



16次 11区 1号溝（北東から）



16次 11区調査状況（西から）



16次 11区調査状況（東から）



16次 12区調査状況（東から）



（16次調査）



17次A区書蔵庫礎石除去後（北から）



17次A区書蔵庫礎石除去後（南から）



17次A区検出状況（北から）



17次A区検出状況（南から）



17次A区栗石A・B（北から）



17次B区調査状況（北から）

（17次調査）

写真図版 8



6-2



6-3



6-4



6-5



6-6



6-7



6-8



6-10



6-11



10-1



10-2



10-3



10-4



10-5



10-6

## 第2節 文献調査

### (1) 文献調査の経緯

それまでの調査結果等に基づいて、平成 17 年度に史跡全体の整備に関する実施設計を行った。発掘調査で明らかにされた塾生の寄宿舎「東塾」および淡窓の居宅「心遠廬（招隱洞）」の遺構については、歴史的建造物の復元的整備を行う方針が示された。明治 23 年建築の書蔵庫の位置に淡窓時代の居宅「招隱洞」や書斎「梅花塙」の遺構がある可能性が以前から指摘されており、平成 19～21 年度、秋風庵東側の書蔵庫の保存修理工事に伴う発掘調査の結果「梅花塙」と見られる遺構が確認された。往時の建物の復元とかつての咸宜園全盛期（淡窓晩年期）の史跡空間を復元することを目的としていたこと、史跡隣接地に廣瀬淡窓および咸宜園に関する調査・研究拠点である「咸宜園教育研究センター」が建設予定であったことから、史跡地内に同センターと一緒に活用を図るべく、書蔵庫はセンター隣接地（史跡内北東部分）に曳家移設後に保存修理が行われた。

平成 21 年度から 22 年度にかけて、史跡咸宜園跡の失われた建物の復元を目指し、「史跡咸宜園跡東塾及び招隱洞・梅花塙復元実施設計」に着手した。咸宜園に近接する豆田町・重要な伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の調査に携わり、日田地方の古建築に精通した大工・左官・建築士等で構成される NPO 法人「本物の伝統を守る会」（理事長・養父信義氏）に本実施設計業務を委託し、関連資産建築調査・近郊古建築調査・史料調査等を日田市教育委員会とともに進めた。

本節は復元実施設計に伴い、実施した文献史料調査の成果についてまとめたものである。

### (2) 主な調査対象の概要

#### 1) 古写真

咸宜園を撮影した写真で最古のものは、明治 41 年 1 月 9 日に大阪朝日新聞に掲載された西村天因のコラム記事に用いられた写真である。咸宜園を南側から撮影し、現存する秋風庵の南東部と明治 23 年に建築された書蔵庫の様子が写されている。大正 2 年の「淡窓先生頌徳祭」で作成された小冊子『淡窓先生小傳』や絵葉書にも同じ写真が用いられている。



写真 3-1 明治末期～大正初期の咸宜園

## 2) 絵図

### ■大正絵図（公益財団法人廣瀬資料館蔵）

大正2年、淡窓生誕130年を記念して日田で開催された「淡窓頌徳祭」の際に、かつての門下生が集結し、最盛期の咸宜園の様子を語り合い、門下生の絵師・長岡永邨によって描かれたもので、これまで公益財団法人廣瀬資料館で管理されてきた。当時すでに東塾などの失われた建物もあったが、門下生達の記憶に基づいて往時の咸宜園の姿を今に伝える貴重な絵図史料である。

咸宜園を北側から眺めたかたちで描かれており、左側に東家側、右に西家側の建物が描かれている。

#### 東家側

- ・「東塾」
- ・「講堂」
- ・「遠思樓」現在の「遠思樓」
- ・「和肅堂・立雪寮」現在の「秋風庵」
- ・「心遠廻・梨雪館」(招隱洞・梅花塙)

#### 西家側

- ・「考槃樓」
- ・「吹万洞」
- ・「南塾・南樓」
- ・「西塾・西樓」  
(冷翠館・瓊林館)
- ・「風呂・釜屋・物置」



図 3-15 長岡永邨画 咸宜園絵図（公益財団法人廣瀬資料館蔵）

### ■明治絵図（佐伯市善教寺蔵）

明治 16 年（1883）に門下生の真宗僧・小栗憲一（布岳）によって描かれた咸宜園の全容で、淡窓が建てた建築物のほか、借家であった北塾や淡窓の墓所である「長生園」（国史跡「廣瀬淡窓旧宅及び墓」の墓部分）もあわせて描かれている。小栗憲一は、豊後戸次の僧で、弘化 4 年（1847）に入門し、嘉永 6 年（1853）に塾を離れた。「長生園」が描かれていることから淡窓没後の様子を含めて描いた作ではあるが、小栗が在塾時、最盛期を迎えていた咸宜園在塾時の様子を思い起こしながら描いたと考えられる。大正絵図に比べると簡略化されて描かれている印象が強いが、それまで咸宜園の様子を伝える絵図史料として大正絵図のみであったが、この明治絵図によって、大正絵図に描かれた咸宜園内の建物構成や配置がほぼ間違いないことが証明された。大正絵図の真正性が補完された大きな発見であった。

咸宜園を南西方向から眺めたかたちで描かれており、左側に西家側、右側に東家側が描かれている。

#### 東家側

- ・「講堂」
- ・「東塾」
- ・「秋風庵」
- ・「懷舊樓」
- ・「夜雨寮」（招隱洞の間取り空間の名）

#### 西家側

- ・「西塾」
- ・「遠思樓」
- ・「南塾・南樓」
- その他
- ・「北塾」
- ・「長生園」



図 3-16 小栗布岳画 咸宜園絵図（大分県佐伯市善教寺蔵）

### 3) 文献史料

#### ①復元建物の建築年代に係る史料

##### ・淡窓の日記類

対象期間：文化 10 年（1813）年 8 月 23 日

～安政 3 年（1856）9 月 5 日

淡窓が 32 歳の時から、亡くなる直前までつづった日記類であり、咸宜園内の建築物に関する記述も豊富で、建築時の様子を詳細に伝える史料である。日記類は時期によって名前が異なり、総称して「淡窓日記」と呼ばれる。

##### ・懐旧樓筆記（淡窓の自叙伝）

対象期間：天明 2 年（1782）4 月 11 日～弘化 2 年（1845）12 月末

淡窓が自らの誕生から、64 歳当時のことをまとめた自叙伝であり、日記の執筆を開始した後は詳細な記述ができるようになっている。日記史料とともに淡窓自身が後年回顧・述懐した記述も見られ、建物の呼称の変遷についての理解するために必須の史料である。

（以上、『増補淡窓全集』上・中・下巻（日田郡教育会編）収録）

#### ②復元建物の建築年代以外の史料

##### ・咸宜園日記

対象期間：文久元年（1861）～明治元年（1868）8 月 30 日

咸宜園編とあり、著者は不明であるが、おそらく咸宜園に在籍していた門下生のうち、都講（塾頭）に近い人物によってまとめられたものであろう。

淡窓没後、咸宜園の建物の利用について記述が見られ、淡窓時代の呼称ではないと考えられる「大正絵図」に見える建物の呼称が用いられている。招隱洞・梅花塙にあたる建物の利用方法についても記述がある。

##### ・廣瀬青邨咸宜園改革案 明治 7 年（1874）

咸宜園第 3 代塾主の廣瀬青邨が記した咸宜園改革案。屋宅田園・書籍・貸付・借用など、明治維新後に咸宜園内の施設の処分について述べた改革案で、負債の返済のために建物売却のほか、利用について畠地として開墾すべきことなどに触れられている。咸宜園内の建築物が明治以降にどのように売却ないしは破却されることになったかをうかがい知る史料である。この改革案がそのまま遂行されたか不明だが、遠思樓は同年に売却され、他所へ移設されたことが棟札に残されている。

##### （建物該当部分）

・第 1 条 東家は沽却いたしその地面開発して小作米大豆のうち取立地税の内に差し加え申すべきこと。庭上の樹木は残し置くこと。元心遠處庭前の樹木は掘り去り申すべきこと。（後略）

・第 2 条 西家は屋宅地面とも沽却いたしたこと。

（中略）

・第8条 遠思樓は先人養老のため築造いたし候てその名世上に鳴り候に付きこれだけは残し置きたく候らえども、借財支消の方法相立ちかね、財主迷惑に相成り候ては相済まずに付きこれ又沽却いたし申すべきこと。但し新校いたさず内はこれも存じ置き候て苦しからず候と考えられ候。わずかな十余金の値打ちこれ有るくらいのものなればなり。(中略)

明治7年9月8日 範治 親戚御中

淡窓の書斎であった「遠思樓」は、その詩集『遠思樓詩鈔』にも名が見えるように、世上によく知られた建物であり、残し置きたい意向があった。しかし、借財返済のために、やむなく売却すべきだとしている。実際、遠思樓の建物は売却され、昭和28年まで他所へ移設された。

### (3) 調査成果

以下、整備事業にあたっての文献調査の成果を建造物ごとに整理した。

#### 1) 東塾

##### ①概要

東塾は文政6年（1823）に建築が開始された。東塾の建設については淡窓の日記や自叙伝においても、記述に乏しいため、どの時点で完成したのか判断としない。翌年文政7年（1824）5月に未完成ながら「新塾」に門下生を入れたことが伺え、文政7年には建物が完成していたと見ることができる。

懐旧樓筆記によると、のちの「講堂」（1821築）は、当初、西家側の「西塾」に対して「東塾」と呼ばれた。「新塾」として「東塾」が完成すると、呼称を改めたことが記録されている。

### 絵図に残る東塾



「咸宜園圖」（大正2年 長岡永都画）

東塾部分（北より見る）



「咸宜園圖」（明治16年 小栗布活画）

東塾部分

図 3-17 絵図に残る東塾

「東塾」建築関連史料年表

年	工事項目	『遠思樓日記』	備考（関連工事含む）
(文政六年) 11月	西塾の炊屋を建て始める。 建設を決め、地業工事を始める。	毀_西塾炊屋_新_之。功始 -於是日_。	(関連工事) 同時期の建築工事 「講堂」の前に新たな塾を建てるにした。 「東塾」は丸屋家の古材を転用して建設した可能性。
(文政六年) 12月 (上棟式)		初欲築塾於東塾前面。 經而假手於丸屋七兵衛家、以有負徳於予也。 (中略) 是日始使入來經営築地、拂平東塾其事。	新塾上棟。 (関連工事) 西塾炊屋の上棟か?
(文政七年) 1月 地鎮祭	この前後、淡窓の病重く、記述が少ない	招_橋本_、祭_新塾地祇_。 供_酒飯_。	(前後の日記の記述によると、天候が悪い: 雪続き) 他の建物に比べて地業工事期間が非常に長いのは、灰土地業を行っていたためか。 (前後の日記の記述によると、真冬だったため、工事が思うように進まず)
(文政七年) 5月	未完成ながら生徒の荷を搬入	移_生徒十餘人於新塾_。經 宣木、墨、以、人多難_處、苟移_之也。	「新塾」に該当するのは「東塾」のみと思われる。 半年かかっても未完成部分が残っている。
(文政七年) 8月	(既に完成している) 泥棒を捕まえた。	新塾獲_穿窬者_。	壁に穴を開けて忍び込んだことから、既に竣工しが住んでいた（盗むものがあった）ことが判る。
		『咸宜園日記』	
(文久二年) 2月	東塾の屋根修理。	修東塾屋	東塾の屋を修す。
(文久二年) 5月		使久一葺修諸塾	久一をして諸塾を葺修めせしむ。
(慶應四年)			

表 3-3 東塾建築関連史料年表

## ②史料

### ・古写真

東塾を撮影した古写真は残されていない。

### ・絵図史料

明治絵図には「東塾」「東樓」の呼称が見られるように、2階屋で描かれている。また、いずれも瓦葺ではなく茅葺の建物として描かれている。位置は秋風庵の北側、講堂の西側に描かれている。

### ・文献史料

懐旧樓筆記 卷・頁は『増補淡窓全集』上・中・下巻（日田郡教育会編）

### <東塾建設関係>

文政6年（1823）

10月27日

塾の炊屋を改め作ること、日記に見えたり。時すぎて其事明かならず。定めて今の炊屋なるへし。本西塾の西北隅に立連ねたり。失火の畏あるを以て、改めて宅の東北に立て、土蔵作りにせり。西塾庵のありし所は、座を広めて、席数畳をしきり。

11月3日

始めて新塾を築けり。即今の東塾なり。丸屋七兵衛が家より經營したり。是れは我が家に借財あるを以て、これを以て贖ふなり。成就の日、日記に見えす。何れ数旬を歴しなるへし。（卷23 P 294）

日記や自叙伝においても、東塾の建築に関する部分の記述は多くない。ただし、その後利用については、門下生の寄宿舎として、あるいは講義の場として、もしくは淡窓夫妻が寝泊りをしたこともあった。毎年のように蚤を見つけたであるとか、蚤に悩まされているなどの記述は毎年のように散見される。

東塾は、明治に入ってからも存続したとされ、明治23年（1890）に咸宜園蔵書や淡窓の遺品が散逸することを危惧した門下生の有志達によって、秋風庵の東側に書蔵庫（現在は史跡地内に移設）が建てられた。書蔵庫建設の原資として東塾の売却益107円（当時）が用いられたことが、書蔵庫棟札に残されている。

### ・咸宜園「書蔵庫棟札」

予之寓干咸宜園独想藏蓄書籍於茅屋豈終保無回錄之憂乎夜半念

及干此不能瞑目者多矣貞文君偶帰歸鄉談及文庫之事君曰鬻長物

東塾以充其資何憂不成君與敬四郎君議寄書以建築為囁

七三郎氏聞之日我以金百七円買東塾使良匠從事焉因

相議以匠井上廣太為主任全就其功矣明治廿三年庚寅十二月

諫山東作 記

のことから、遅くとも明治23年（1890）まで東塾は存在しており、書蔵庫建設に伴い解体され、部材が売却されたことがいえる。

東塾の建設に係る記述は、招隱洞・梅花塲に比べ乏しいため、後年、門下生の増加のため、西側に建設された「南塾」の建設の記述をあわせて掲載する。「大正絵図」で東塾と南塾は、規模は異なるものの、2階建て茅葺きの建物として描かれており、用途も門下生の寄宿舎として利活用されたことが分かっている。このため、東塾の類似建物として南塾を参考とした。

### 「南塾」建築関連史料年表

年	月	工事項目	『進修錄』	備 考
弘化四年 (一八四七)	十二月	縄張りをする。	觀_建_塾地_。迎_橋本出雲_共議。	
	正月	(月旦評を早める。)	將_レ_經營事_。故速_レ_之也。	經營のことがあつたため、月旦評の作成を早める。
	二月		版築。	7
	三月	上棟	新塾上棟。	(縄張りから 日)
	四月	塾がほぼ完成する。	新塾略成。是日吉辰。仮移_二生於樓上_。	
	五月	新塾完成のお祝いをする。	遍飯_内外塾諸生_。慶_新塾成_。且勞_レ_之也。 <small>初來生</small> 招_橋本出雲_。行_新築祭_。	門下生が手伝いをしたのだろう。
	六月		移_諸生十四人於新塾樓上_。 <small>樓上略成</small> 。樓下未_成。	新_塾成 新_塾完成
	七月	新塾が完成する。	新塾成。移下諸生居_講堂、西家_。(中略) 者上、合_樓上下_。凡三十三人。樓上十八畳、楼下十七畳、結構之美、眺望之觀、為_諸塾冠_。乙酉之歲、塾生過_百。將別當_塾、而予罹_重疾_。塾生退減。其事遂止。五年來復振。遂有_此舉_。	新_塾成 新_塾完成 であり、結構之美、眺望之觀は、諸塾の中でも一番である。

表 3-4 南塾建築関連史料年表

## 2) 招隱洞・梅花塙

### ①概要

淡窓は文化 14 年(1817)36 歳のときに現在の咸宜園跡で塾を構えた後、文政 12 年(1829)には、25 歳下で、末弟である廣瀬旭莊(淡窓の義子となるが、後に弟に復す)に塾政を任せることを考え、自らは隠居することとした。それまで淡窓は西家(大正絵図の「考槃樓」)で生活をしており、東家(秋風庵)には、文化 14 年淡窓転居当時は伯父の月化が生活し、月化が文政 5 年(1822)に亡くなった後は、淡窓の父・桃秋が生活をしていた。

弟・旭莊に塾政を任せるにあたり、西家を旭莊に譲り、淡窓自らは東家を間借りするような形となった。文政 13 年(1830)閏 3 月に、旭莊を西家に移らせ、自らは東家で隠居することを計画したが、淡窓自身の書斎を新たに東家(秋風庵)の東側に建てることとした。これが後に「梅花塙」と呼ばれる書斎である。

ところが、その年の年末には、秋風庵の 2 階に移っている。その理由は、書斎は狭く、本来食事や休息の場所ではない。書斎は読書の所とし、東塾は接客を行う所とする。南楼(秋風庵 2 階)は食事や休息の場所とする。また、同じころ、旭莊は筑後国生葉郡足立氏の娘と結婚している。

淡窓は天保 3 年(1832)11 月、梅花塙の南に新たに居宅を構えることとした。その理由として、懐旧樓筆記によると、秋風庵の 2 階は暗く読書に適さず、炊事等の煙が上り寝起きに不都合がある。梅花塙は二疊二間で狭く用を成さず、妻からも苦情が出ているため、秋風庵の東側・梅花塙の南に新宅を築いた。これが「招隱洞」と呼ばれる居宅である。建築にあたり、秋風庵にいる父・桃秋に許可を得ているが、父はいずれ秋風庵を淡窓に譲る予定であるので、新居を構える必要はないとのことであったが、淡窓が説得して建築した経緯がある。

後に梅花塙を「北塙」、招隱洞を「南塙」と呼び、間に垣根や池を設けるなどの小工事や、庭園や空間に呼称をつくり、さらにその呼称を変更するなど狭い範囲で情景豊かに記述され、淡窓のプライベートな空間として活用された。

天保 10 年(1839)、書斎としての機能を失っていた梅花塙を曳屋し、招隱洞と合体させている。その後も書斎や居宅として利用され、客間としても使われることもあった。

「咸宜園日記」によると、淡窓没後には、淡窓の影(肖像画か)が掲げられ、門下生がむやみに立ち入りを禁止されるなど、淡窓や廣瀬家の私的空間としての取扱いをされたようである。その後は、梅花塙のことを指すと考えられる「梨雪館」の呼称が見られ、そこを管理するポストが設けられるなど、塾舎の一部として利用された可能性も見られるようになる。

招隱洞・梅花塙の建物がいつまで存在していたかについては、先に見た青邨の咸宜園改革案では「元心遠廻庭前之樹木ハ掘去リ可申事」の一節があるように、明治 7 年時点ですでに建物が失われていたと見る場合。もしくは「心遠廻」は淡窓時代には招隱洞東側の 6 疋間の呼称であったため、建物は残っているものの、部屋の呼称がその時点で変わっており、もともと心遠廻と呼ばれた部屋の前の庭木については取り去るべきだと指摘していることも考え得る。

招隱洞・梅花塙の最後も書蔵庫建築との関係が注目される。

明治 41 年時の新聞に掲載され、大正 2 年の小冊子や絵葉書に用いられた秋風庵・書蔵庫を南側から撮影したと考えられる古写真に、招隱洞・梅花塙は確認されない。平成 19 年か

ら 21 年度にかけての書蔵庫保存修理工事で移設される際の発掘調査で曳屋後の梅花塙と見られる遺構が確認されたが、書蔵庫の位置は、明治～大正初期頃の古写真の位置とは異なつておらず、当初の位置から変更された可能性がある。その理由として考えられるのは、大正 5 年（1916）の初代淡窓図書館書蔵庫建設のため、咸宜園書蔵庫がより秋風庵に近接した位置に移動した。移動後の書蔵庫の下から梅花塙と見られる遺構が確認され、古写真によれば当初の書蔵庫の位置も、招隱洞・梅花塙が存在した位置と近接している可能性が高い。このため、遅くとも明治 23 年の書蔵庫建築時までに招隱洞・梅花塙も破却ないし売却されたと見るべきだろう。

②史料

・古写真

前述の明治末～大正初期の古写真によると、招隱洞・梅花塙想定位置には、建物は存在していない。

・絵図史料

「大正絵図」「明治絵図」のうち、招隱洞・梅花塙に該当する部分を拡大して掲載する。

・文献史料

### 絵図に残る招隱洞・梅花塙



「咸宜園図」（大正2年 長岡永都画）

招隱洞・梅花塙部分

※絵図の心遠庵・梨雪館は淡窓以降の呼称



「咸宜園図」（明治16年 小栗布岳画）

招隱洞・梅花塙部分

※この絵図では招隱洞を夜雨寮と記載

図 3-18 絵図に残る招隱洞・梅花塙

招隱洞・梅花塙の建設及び合体についての文献史料については、別頁に一覧で解説する。

「梅花塙」建築年表

年	月	工事項目	『欽斎日曆』	備考
文政十三年 （一八二〇年）	五月	(地鎮祭)	見_橋本亘。雇人運土。 以_ト築地壟_故也。	大原八幡宮宮司 橋本亘の占いにより、執り行う。
	六月	基礎工事着手	雇人及命_門生_築_地安 礎。	地築。 人を雇い、 基礎工事を手
	七月	上棟（梁） 大工棟梁は要助	新築上梁 <sup>「萬</sup> <sub>「要助」</sub> 徳令監之。 経費始終皆 託_徳令。	「要助」 天保 年 角 座敷の棟梁を務めた。 (文政から天保期に活躍した廣瀬家お抱えの大工) 徳令→人名（塾生）
	八月	瓦工事を行う	新築安 <sub>「瓦」</sub> 瓦。	瓦を「初」ではなく「安」 なので2日で屋根工事が 終わったらしい。
	九月	概ね完成 (ここまで)	新築自_上梁_來。工師率_ 徒弟_日來襄事。至_是日 略畢。 未完成。上壁 築壁里附。	壁・建具・畳工事は未了。 <sup>「」</sup> B
	十月		大風如_三日_。家不_舉。 火。皆寄_食東家_。柳樹 折。	月 日同じような台風 皆、東家（秋風庵）に集まって 食事する。柳の木が折れる。
	十一月	畳をしき。	與_伸平謙吉_小_酌新築 …。予以_靜壽死。中傳鬱悶。放縱_苦_…。 放浪_。新築未_充。布_無能坐。	新築で酒を飲むため、畳を しいた。
	十二月	壁塗り完了 (壁工事完了)	新築塗壁畢_於是日_。	素人が「この日で終わった」と認識できたというこ とは中塗りか。
	正月	障子と正工事を終え、 襖と垣根工を残し、ほぼ完了。	新築障子及 <sub>「賀」</sub> 左恵成。 用_正工事_是始畢。其所_未_成。布_須留_二_及外牆而 已。計_所_賀。萬十六七金。比_初所_算。 施加_一倍。心領沿側。然至_其明更淨几_。開 淡可_。愛_。因難。以_實玉_易_。之。亦不_顧也。	左官工事が済んだ後に仕 けているので板仕舞の掛け庇か。 この時点で襖（布須麻） 枚と垣根は出来ていない。 費用は予定の2倍近くな ってしまったが、出来は良 い。（淡窓自身は大変満足）
	二月	これまでの、月	6 ～17両（蓋_一六_七） (ここまで)	
	三月	(食事会中止)	是日將饗家君於新築。以光 看不果。	父を饗應するはずのものを 果せず
	四月	(家人と小飲食)	與家人小_飲新築_。	小宴を設けている。襖の有 無は不明。
	五月	新築の建物を「書斎」 呼ぶことにする。	日暮小_酌於書斎。新築以_書斎 稱。曉_於此。	初めて「書斎」という呼称 が見える。
	六月	造根工	造新築廊。	
	七月	垣根完成	新築築成。	
	八月	「書斎」を読書専用と する。	是日自_書斎_移_於南樓_。 書斎很小。本非_食息_處。 以_其爲_新築_。故初標遷焉。 以_書斎_爲_讀書之所_。以_ 東塾_爲_接客之所_。以_ 南樓_爲_食息之所_。	生活の場を書斎から南楼に 移す。書斎は読書専用とし、 接客は「東塾」で行う。

表 3-5 梅花塙建築年表

「招隱洞」建築関連史料年表

年	日	工事項目	『醒齋日曆』	備考
		島久兵衛に建物新築（招隱洞）を相談する。	之_魚町_。與_島久兵衛_謀_新築事_。	魚町=廣瀬家(廣瀬家のある通りの名前)
		人に許可をもらう。	請_家君_以_新築事_。始經_於齋南_。	齋とは「梅花塙」のこと
		施の構想をする。	之_魚町_謀_新築事_。	
		人夫二人と門下生とで竹を舎の南に移す。眞道を食客（イソウロウ）し、その監督をする。	雇_二夫_與_門生_移_竹於舍南_。眞道監焉。以_經營_故也。以_眞道_爲_食客_。	
		人夫三人と門下生が手伝って板築（地搗）	雇_三夫_板築。門生助_之。	
		半日で排水路をなおす。（人夫二人）。官司に上棟日をたずねる。	雇_二夫_治_穢水之渠_。半日而畢。訪_橋本出雲。咨_上梁日_也。	
		業工人たちと相談し、監督者が交代した。	使_工人經_焉。來眞代監_經營事_。	
		立柱。	是日。新築上梁。	
		上棟。	是日上梁事畢。	
		根を葺き始める。	新築葺_屋。	
		屋根葺き終了。	冬至。(中略) 蔽_屋畢。	
		閨を塗る。	新築塗_壁。	
		札を梁に貼り、天井と壁が完成する。	橋本氏送_鑽宅符_。貼_之於梁_。新築天井成。新築換成。天井漢名考。	天井と襖の漢名を考えつかない。
		夜壁の凍結防止の為火する。	連日連夜燃_燎於新築_。防_壁凍_也。 寒中不_可_。堵_壁。宜_以_此為_戒。	
		便所を建てる。	建_廁。	建て始めることか。
		障子が建つ。	新築障子成。	
		戸と縁が出来上る。	新築戸及縁成。 戸縁從_俗稱_。	戸と縁の漢名がわからない。
		土壁の中塗りが完了。	新築壁中塗成。 中塗_俗稱_。	中塗(俗称)⇒漢名がわからない。
		官司と引越日を打合せる。	訪_橋本出雲_。諸_轉居日_。	

表 3-6-1 招隱洞建築関連史料年表

「招隱洞」建築関連史料年表

年	工事項目	『醒齋日曆』	備考
(一八二一年) 天保二年	新居に敷物をしき。	鋪_席於新居_。	
	おおよそ完成する。妻と新居に移る。赤豆粥を炊く。家人とともに食す。	新居略成。是日實爲_吉辰_。與妻移焉。朝造_赤豆粥_。請_家君_及伸平。謙吉。同妻。鉄之助。婢皆同食。	
	新居で食事はするが夜は梅花塙で寝る。(壁が乾いてなく湿気があるため)	晝_食於新居_。夜寢_於梅花塙_。以_新居壁未_乾。畏_濕氣_也。	
	新居ほとんど完成するも、便所は未完。	於_是新居殆成。唯廁未_完。	
	壁を使いはじめる。	新居開_爐。	爐を開く。
	壁がほとんど乾いたの新居に帰って寝る。	歸寢_新居_。以_壁殆乾_也。	
	便所完成。但し中外の仕上塗りは春を待って塗ることにする。	廁成。於_是新居備。唯壁中外未_畢_功。將_待_來春_塗_上_之。招_眞道_。曾計所_費。蓋百三十貫貰餘。餉_米五斗於眞道。以謝_拮据之勞_。號_新居_爲_竹外邸莊_。	新築費用は_百三十貫。新居は竹外邸莊と名付ける。
	内外に隠居の旨を伝える。	隠居之稱始達_内外_云。	
	正月元旦	予年五十有二。住_堀田村_。居_竹外邸莊_。晝居_淡窓_。夜寢_心遠處_。	堀田村竹外邸莊(招隱洞)に居る。昼は「淡窓」で夜は「心遠處」で寝る。
	3月	壁中塗りが終わる	塗_壁畢。塞_爐。
(一八二三年) 天保四年	4月2日	壁の上塗りを始める。	再塗_壁外面。
	4月5日	壁の上塗りが終わる。	塗_壁畢。
	4月晦日	壁塗りを始める。	初塗_壁。 <small>第三回也。</small>
	5月2日	壁塗りが終わる。	塗_壁畢。
	6月	庭の竹を移動して、南北の垣根を除き2棟を一区画とした。	大移_竹樹_。合_南北二塙_爲_レ_。除_中間籬_。塾生皆役。

表3-6-2 招隱洞建築関連史料年表

「招隱洞・梅花塙」合体 建築関連史料年表

年	月 日	工事項目	『醒齋日曆』	備考
	12/1	北塙の移築計画。 官司を訪ね移築を質する。	訪_橋本出雲_。範治從行。 將_移_北塙_。 故路_之也。	矢野範治=廣瀬青い(淡窓の義子で第一代大宜園塾主)
	12/2	官司を呼んで方位を観る。	招_橋本出雲_觀_方位_。	
	12/3	北塙の竹木を移す。	移_北塙竹木_。	
	12/4	南塙の西北隅を削る。 北塙を合体させるためである。	匠人貞八來。削_南塙西北隅_。將_合_北塙_。故也。 更移_竹木_。	
(天保十年 八二九年)	12/5	双方合体 大工植設中 山要助や_手_ん_、礎 石し、北_塙_を_西_北 合体。 一事人	匠要助。貞八。及石工來 會。脩_地置_礎。遂移_北 塙_。合_之於南塙_。役者 凡十五六人。	
	12/16	合体部分の隔壁(間仕切)、雨水の処理をする。接続部分の工事をする。	匠來如_昨。修_隔壁_作_雷。	昨日のように大工が来た。
	12/17	北塙(梅花塙)の瓦を葺く	圬人來安_北塙瓦_。 將_移而 砌_之也也。	左官が来て、瓦を葺く。
	12/18		匠來如_昨。	
	12/19	木工事完了 大工が昨日と同じく来る。(この日をもって終わる)	匠來如_昨。既來止。 是日_。	大工が来る。
	12/20	左官が来て瓦を葺く。 新しい壁を塗り終える	圬人來安_瓦_及塗_新壁_事畢。 (中略) 移_坐於南 塙_。	もう一度、左官が来て瓦を葺く。 秋風庵から南塙に戻る。
	12/21	人夫が来て庇を掛け、垣根を造り、工事が完了する。	役夫來設_庇廄_結_籬。 經營一切畢。經營之費。 金不_下_。 二團金_。然支據金_。 至_此始得_成_用。	費用は二團(両)金を下らないが、しばらく使用していないかった北塙がようやく使用できるようになった。

表 3-7 招隱洞・梅花塙合体 建築関連史料年表

懐旧樓筆記 卷・頁は『増補淡窓全集』上・中・下巻（日田郡教育会編）

<梅花塙建設関係>

文政 13 年（1830）5 月 16 日

新築のこと始まり。予家を謙吉に傳ふるの議決せしにより、今年の冬より、西家を謙吉に付属し、予夫妻は東家楼上に転移せんとす。樓窓暗うして、看書に便ならざるを以て、東家の東、菜園の中に、一小齋を構ふ。此日より始まりて、七八月に及んで成就せり。上下二室にして、席は四疊なり。上を醒齋と称し、下を夜雨寮と称す。伸平其事を監す。徳令又諸生を督して、經營をなせり。（卷 29 P378）

同 12 月 5 日

初め予家を謙吉に傳へんとすること久し。其議少しく定まらざることあり。時をうつせしに、今春に至って、粗定まれり。因って是日吉辰たるを以て、予夫妻西家より新築の書齋に遷り、謙吉講堂より西家にうつる。予は妻をして炊かしめ、碑は西家に留めて、謙吉に役せしむ。七日至って、南樓《東家の樓なり。以下同。》に転す。書齋を以て、看書の所とす。南樓を食息の処とし、講堂を借して、他方の賓客応対の処とす。傳家錄二巻を撰して、謙吉に與へたり。此日よりして、塾中政令、皆謙吉に屬せり。然れども、書を講し、詩文稿を刪り、月旦評を作ることは、大抵予か手より之をなせり。門人は、明年元旦以後入門する者を以て、謙吉か弟子と定めたり。（卷 29 P 382）

<招隱洞建設関係>

天保 3 年（1832）11 月 12 日

始めて新築の事を議す。予去々冬を以て、楼上に転居す。又梅花塙を築けり。然るに、楼上晦うして、読書に便ならず。烟火の氣、上に逼り、起臥に便ならず。梅花塙、僅に二疊二間、狭くして用をなさず。妻朝夕不便を懃ふること已ます。此に於て、又新に一宅を東家の東南に構へんとす。因って其事を議するなり。十四日に至り、先考に其事を乞へり。先考本より東家を予に傳へんとの約なり。故に新築を以て、無用の事とし玉ぶ。因つて其意味を聞いて、終に乞ふ所を得たり。（卷 32 P 417）

同 12 月 4 日

新築略成れり。此日吉辰なり。妻と俱に此に移る。赤小豆粥を烹る。此郷俗なり。先考、及伸平、謙吉夫婦、鐵之助を招いて、同しく食ふ。新築長春庵の東南、梅花塙の東南に當れり。南軒六疊、名けて「心遠処」といふ。東軒二疊、「夜雨寮」と云ふ。其西三疊、名号なし。其西土間あり。中に一疊を設く。合せて十二疊なり。心遠処、客を延くところなり。夜雨寮、書を読むところ。三疊、飯を吃する処。一疊、飯を炊く処なり。本の二疊二間、「梅花塙」と称せしを改め、醒齋淡窓の二室となし、梅花塙を以て、園の号となし、其中にて、新築の地面を「南塙」とし、旧築を「北塙」とす。又新築の屋を号して「招隱洞」と云ふ。名号後來少小の変革あり。今大要を此を録す。余詩あり。曰はく、

「南塙」 茛蒲映小橋 茂蒲（こほ） 小橋に映ず

宛有陂塘趣 宛かも 陂塘（はとう） の趣有り

翠禽不得魚 翠禽（すいきん） 魚を得ず

猶立垂楊樹 猶立つ 垂楊の樹（き）

菖や蒲の葉が小さな橋に映えて光っている。あたかも、つつみのような風情がある。緑色の羽の小鳥（カワセミ）が池の中の魚を捕らえられず、まだ枝垂柳の樹に留まっている。

「心遠処」 新秀数竿竹 新たに秀づ 数かん竿の竹  
偶当窓戸間 偶々 窓戸の間に当たる  
幽人心自遠 幽人 心自（おのず）から通し  
不必見南山 必ずしも 南山を見ず

新しく伸びてきた数本の竹が、偶然にも戸の隙間に懸かってきた。静かに暮らしている人の心は、必ずと世俗から遠く離かれており、必ずしも（隠逸詩人の陶淵明のように）南山を見る必要はない。

「北塙」 讽詠声何処 讽詠の声 何れの処より  
柴扉暁已開 柴の扉は 暁より已に開けり  
小窓人不見 小窓には 人見えず  
竹外一枝梅 竹外 一枝の梅

詩を吟詠する声が何處から聞こえてくるのであろう。柴の扉はすでに明け方から開かれている。小さな窓には人の姿は見えない。竹群の向こうの梅の木の一枝に花が咲いている。

「醒齋」 夢裏逢吾友 夢の裏 吾が友に逢ひ  
相携花下迷 相携えて 花下に迷う  
醒來見孤蝶 醒め来って 孤蝶を見る  
飛在小欄西 飛んで 小欄の西に在り

夢の中で友と出逢い、二人で花の下で遊び、道に迷ってしまった。驚いて目が覚めると、一匹の蝶が飛んできて、小さな手摺の西側に止まつたのである。

「夜雨寮」 夜坐宜聽雨 夜坐して宜しく雨を聴くべし  
芭蕉展葉初 芭蕉 葉を展（のば）す初め  
一燈吾事了 一燈吾が事了り  
更読十年書 更に読む 十年の書

夜はじっと坐って雨の音に聴き入るのがよい。芭蕉が葉をひろげはじめ、その葉に落ちる雨の音が聞こえる。灯火をともす、その時に私の一日の仕事が終わり、さらにこれから十年來の書を読み始めるのである。

此宅経営の費、百三十貫文余を費せり。初北塙を營む時、百十貫を費せり。北塙頗る美麗なり。南塙質素なり。故に広狭相違けれども、費用相近し。物は質を貴ふへきことなり。（巻 32P418-419）

天保 4 年（1833）9 月 12 日

初め予か新築南北の二塙、中間に籬ありて、之を限れり。此日之を除いて一とす。十三日、四日、庭中の樹木を移し植え、位置を改めたり。之より日々其際に往来し、楽んて食を忘れたり。会心の処、必しも遠きにあらずと覚えたり。（巻 33P432）

＜招隱洞・梅花塙合体関係＞

天保 10 年（1839）11 月 28 日

初め予か四十九歳の時に当って、長春庵の東に小築をなす。上二疊、下二疊。上を醒齋と云ひ、下を淡窓と云ふ、其の後五十一歳の時に及んで、又其の南に築く。凡そ三間、六疊、三疊、二疊なり。此の後、南を南塙と称し、北を北塙と称す。其際相去ること一間余、中に小逕あり。樹木を栽えたり。此日に至って、二室を合して一となせり。北塙の室を昇きて、之を移し、南塙に連ねたり。役せらるるもの十余人。匠人圬人皆来れり。経営頗る力を費し、數日にして完きことを得たり。経費金二百余に及へり。然れども、北塙常に閉ぢて廃棄するに近し。是に至って、其用を得たり。（巻 41P542）



### 3) 講堂

講堂は、当初西家側の「西塾」に対して「東塾」と呼ばれていた。用途としては、それまで「西塾」のみであった塾舎が塾生が増えたことによって手狭になり、新たに建てられた建物で、「一切の講釋會読、皆此處に於てする」とされたように、文字通り講義を行った建物であった。

発掘調査では、後世のかく乱等によって、建物遺構を確認することが出来なかった。また、文献史料にも講堂の建築に関する記述は乏しい。

#### ①古写真

講堂が写った古写真は確認されていない。

#### ②絵図

大正絵図・明治絵図ともに平屋の瓦葺の建物として描かれている。(後掲)

#### ③文献史料

講堂は淡窓日記にも建築に関する記述が乏しく、記述部分を紹介する。

##### ・淡窓日記 抜粹【意訳文】

文政年（1820）12月29日

西塾が狭くなったので、新しく書塾を建てようという話になった。本日は日がよいので、久兵衛が職人をつれてきて、秋風庵の北に縄張りして、斧始めに一つの柱を立てた。《本日は日がよいので、仕事を始めた。本格的な仕事は明春になってからである。》

文政4年（1821）2月8日

新築上棟、棟上の式をした。三侯遠江を招いて祭りをし、酒飯を出した。大工や人夫などにも皆酒を出した。これらの事は、久兵衛來て主任となって指図した。政右衛門も来たので、これにも酒飯を出した。

同3月5日

新塾の工事がほぼ終る。名を東塾となす。いって毛詩を講義した。内外の学生三十餘人を集め、酒をふるまい落成の祝いをした。《実はまだ全部出来上ったわけではないが、本日は日がよいので、儀式をしたのである。》

洞4月7日

社友が酒肴をもってたずねてきた。東塾が落成したので祝いに来たのである。東塾に集まつた。座客は三松静寿、館林清記、佐藤玄歎、熊谷見順、釈虚白、蒲池久市である。そして、この席に清末の二人も迎えられた。また、益多、研介、頼之も加わって、夜になって散会した。

##### ・懐旧樓筆記

文政3年（1820）12月

廿九日、秋風庵の東北に塾を立てんとして、一の柱を立てて表とせり。是は西塾狭くして諸々生を容ること能はざるを以て、明春に至り、經營せんと計りしに、来年の方角不吉なり。ゆえに今年の中に其表を立てたり。(卷 20P260-261)

文政4年（1821）

二月八日、東塾上棟せり。これよりして、三月五日に至つて略成就せり。同八日、一切の講釋會読、皆此處に於てするの法を定む。予濠梁に転居せしより、此に至つて五年、塾は唯西塾あるのみなり。此に於て又一塾を添ふ。故に西塾に対して、東塾と称す。即ち今の講堂なり。今所謂東塾は、又後年に建つ所なり。(卷 21P265-266)

### 第3節 整備内容への反映

「東塾」及び「招隱洞・梅花塙」の建物遺構については、史跡咸宜園跡保存整備委員会の指導・助言をいただきながら、推定平面図等の精度を高めていったが、根拠となりうる古写真などの史料不足もあり、復元までに至らず、建物遺構の平面復元を行った。あわせて石組水路についても、整備に伴う調査により得られた成果から、新たに塾に隣接する遺構として整備した。

#### (1) 東塾

発掘調査の第10次調査で確認された、長方形の内部が灰土で満たされた竪穴遺構が、東塾建物建築のための土壤改良の痕跡と考えられ、「大正絵図」においても2間×4間の茅葺2階建ての建物として描かれており、その規模と竪穴遺構の規模が一致する。残念ながら、発掘調査では礎石等は見つかっていないため、礎石位置については推定である。一方で、西家側に建っていたとされる「南塾」は、「東塾」と同機能を有した寄宿舎であったと考えられ、南塾は梁間2間・桁行6間の規模で描かれており、淡窓の日記には、一階が17畳、二階が18畳の規模であることがわかっている。東塾の構造はこの南塾の構造などから推定したものである。

#### (2) 招隱洞・梅花塙

書斎である梅花塙は二畳二間の小さな書斎で、招隱洞は、二畳・三畳・六畳（客間：心遠処）の3つの部屋と西側に土間があることが文献史料から読み解くことができる。

発掘調査では、招隱洞跡は建物の東側の礎石は確認されたが、西側礎石は後世のかく乱等で確認できなかったため、東西の桁行の規模を推定する根拠に乏しかった。その後、書蔵庫修理に伴い、礎石下から梅花塙遺構の一部と考えられる痕跡が確認された。あわせて、梅花塙と招隱洞は別個に建てられたもので、後に人力で梅花塙を曳家して招隱洞の北東部分と合わせたことがわかつており、梅花塙の位置が招隱洞の西側部分を推定する材料となる。

同じく、招隱洞西側の土間の大きさについては、当初、招隱洞の桁行を6間程度と推定して大きな土間を想定していたが、保存整備委員会での助言もあり、桁行5間程度の平面図に修正した。その後、平成25年度の遺構表示整備に伴う調査で書蔵庫礎石を取り除いたところ、新たに礎石とみられる栗石B（第17次調査参照）が確認され、これを梅花塙の北東部分の礎石と推定すると、招隱洞の桁行が6間程度ではなく5間程度であったことが裏付けられた。

また、建物南東部分の縁は、建物基礎のすぐ東側に境界石列の南伸が確認され、建物と境界石列の時代差が判然としないものの、両者が近接していることもあり、濡れ縁程度のものであったと推定された。

東塾および招隱洞・梅花塙の推定平面図は次の通りであり、あわせて遺構表示（平面復元）をおこなうにあたって設置した説明板記載の推定平面図も示す。

東塾推定平面図

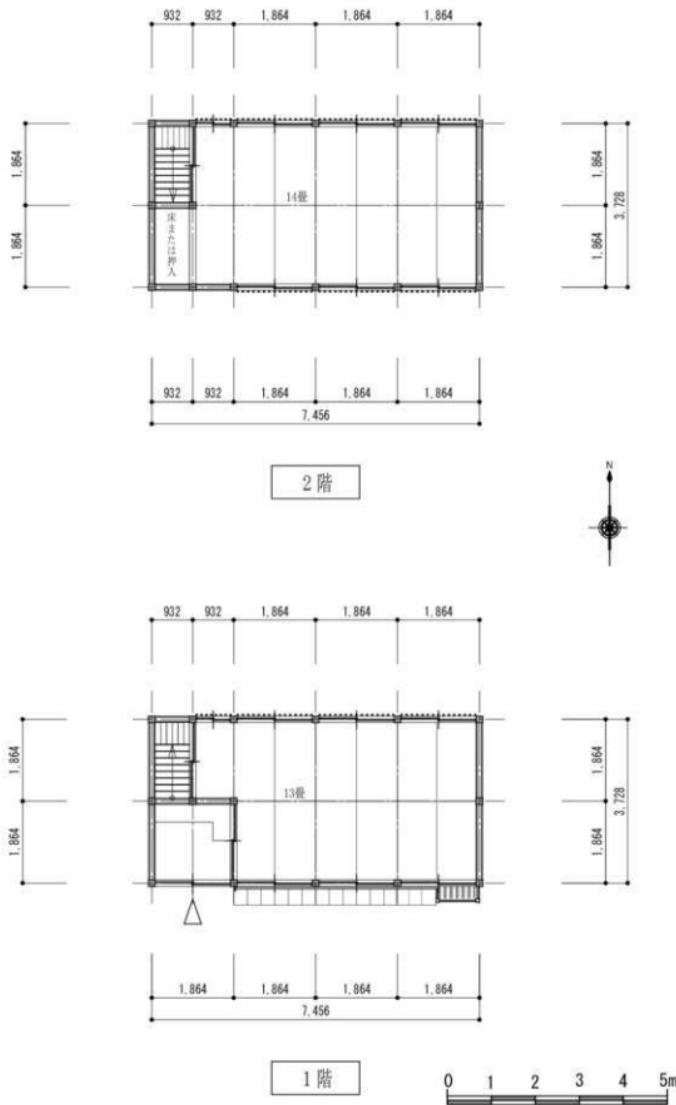


図 3-19 東塾推定平面図

## 招隱洞・梅花塙推定平面図

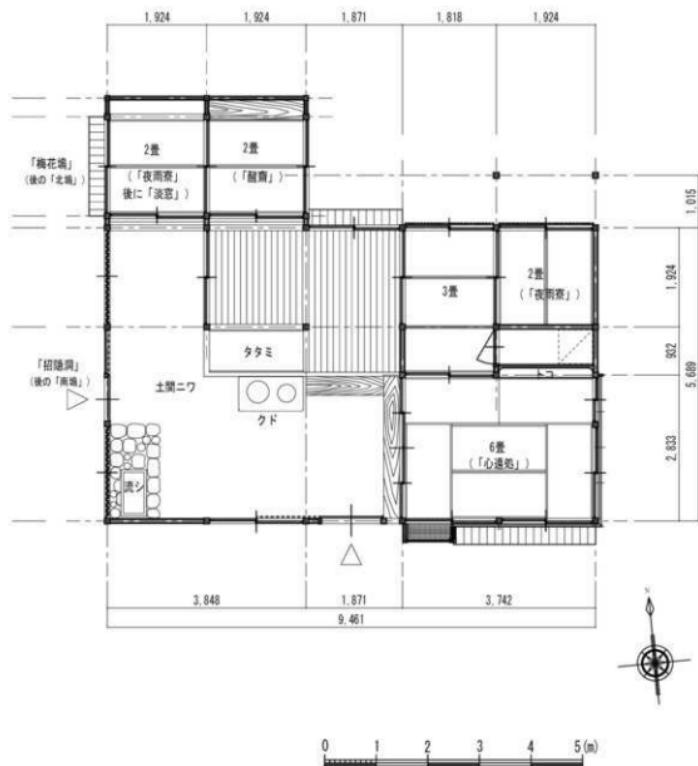


図 3-20 招隱洞・梅花塙推定平面図

## 東塾推定平面図

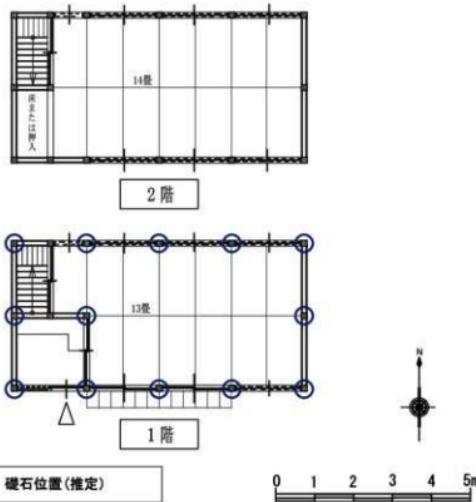


図 3-21 東塾推定平面図（説明板記載）

## 招隱洞・梅花塙推定平面図



図 3-22 招隱洞・梅花塙推定平面図（説明板記載）

### (3) 講堂

講堂に関する調査成果は乏しく、推定地を平面表示した。位置については、大正絵図に咸宜園の出入口から伸びる通路が描かれており、その直線上に講堂が位置していることから位置を推定した。その規模については、大正絵図に描かれた東塾が豎穴造構とほぼ一致する規模であり、絵図がある程度正確であるという視点から、同絵図に描かれた講堂の規模を東塾の規模から梁間2間半・桁行6間半程度と類推し、その規模で平面表示することとした。

#### 絵図に残る講堂



「咸宜園図」（大正2年 長岡永邨画）東側



「咸宜園図」（大正2年 長岡永邨画）講堂部分



「咸宜園図」（明治16年 小栗布岳画）講堂部分

図 3-23 絵図に残る講堂

#### (4) その他

整備に伴う確認調査（第16次）で、井戸跡から石組水路が西側の境界へ向かって延伸していることが確認された。この井戸や水路は絵図等では確認できないものの、塾生が出入りした塾の出入り口付近に位置していることから、塾生が利用していた井戸と水路である可能性が高く、塾に関係する遺構として、井戸跡とともに平面表示することになった。

大正絵図では、東塾の北側に小さな建物が描かれており、文献史料では「東塾雪隠」という表現で塾のトイレの存在が確認されている。復元実施設計に伴う調査（第15次）で土坑が確認され、咸宜園時代のものとは判断できなかったが、東塾雪隠の可能性も含め、東西に延びる植栽溝・雨水側溝の整備ラインを当初計画よりも北側へ移した。

また、南北に延びる植栽溝・雨水側溝についても、東側境界石列の南伸が確認されたことから、遺構保護の観点から、当初計画よりも約2m東側へ移して整備した。

## 第4章 整備概要

### 第1節 実施設計

平成17年度に、史跡咸宜園跡東家側全体の整備実施設計を株式会社中桐造園設計研究所に委託して行った。当初の整備イメージ図は次のとおりである。



## 第2節 工事内容

### (1) 園路広場工事

東側の市道みゆき通り線及び南側の市道咸宜線からの進入路及び園路については、史跡としての環境に配慮して三和土舗装とし、特にバス乗降場部分については路盤部分を厚くし、利用に耐えられるよう配慮した。

緊急車両や史跡地内を活用したイベントなどで一時に車両が進入すること等を考慮し、北側の多目的広場（張芝部分）の一部にプロテクターを入れ、東側の多目的広場には路盤を厚くするなどの対応をした。

旧来の私塾・咸宜園の範囲、すなわち歴史的建造物や建物遺構周辺の園路は、特に園路として導線を設けず、来訪者が自由に散策できるよう配慮した。また舗装については、建物とのバランスを考慮し、より自然な風合いを重視した上で、塩化マグネシウムを固化材とした真砂土舗装に留めた。

## 園路広場工事

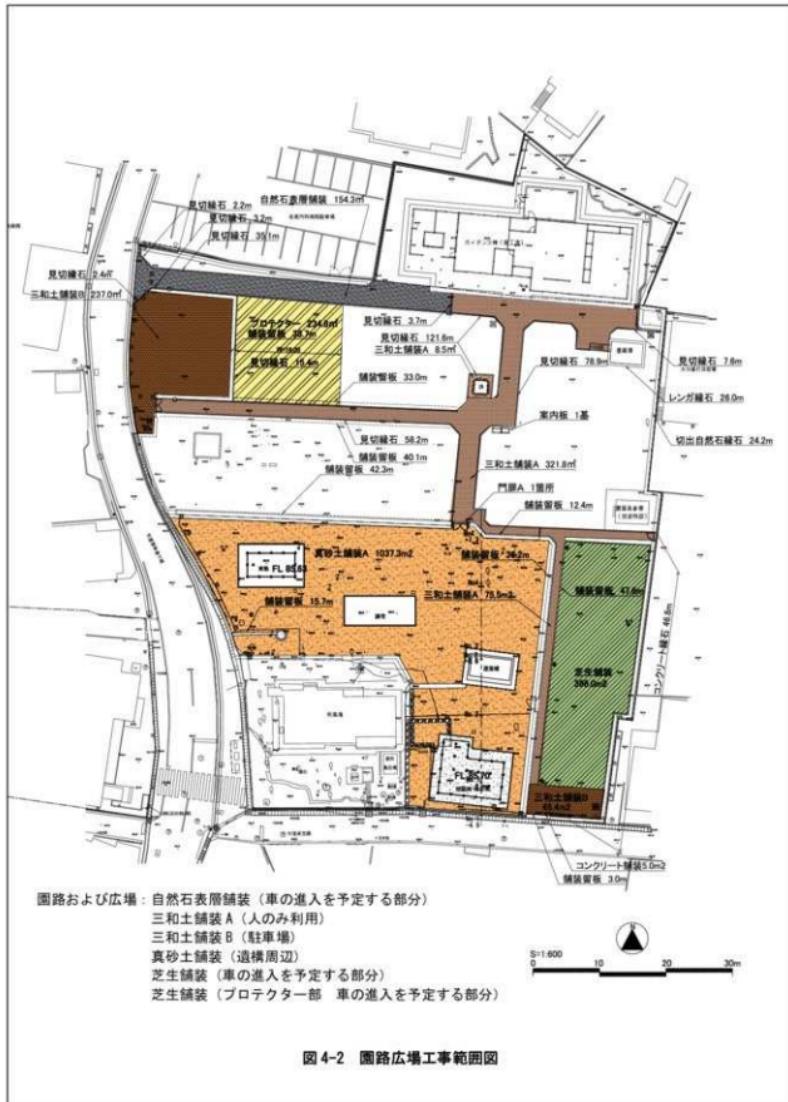


図 4-2 園路広場工事範囲図

## (2) 植栽工事

秋風庵周辺の樹木は樹齢 100 年を数えるものも存在するが、いずれも咸宜園閉塾以後に実生から成長、あるいは植樹されたアラカシ・イヌマキ・カキ・モミジなどの樹木が存在する。これらは主に平成元年まで史跡地内に存在した日田市立淡窓図書館に植樹されたもので、特にアラカシは巨木に成長している。

史跡の活用のため、発掘調査等で建物遺構等が確認されなかった北側部分及び東側部分については、張芝による多目的広場として整備した。これにより園内での史跡活用イベント等で利用することが可能となり、また、学校などの団体見学者の滞留場所としても利用できるようになった。

樹木については、日本古来の樹種以外、明らかに咸宜園閉塾後に植樹された樹木等を伐採したほか、枯れ枝部分等の剪定を実施した。特に、秋風庵周辺の樹木が、大木となって枝が繁茂し、茅葺屋根に覆いかぶさるようになって、屋根の痛みの進行を早めるとともに、建物そのものに影響を及ぼしていた。そのため、特に影響の大きい樹木を地下遺構に影響の無い地上部分を伐採し、周囲の樹木についても枝の大規模な剪定を行った。

また、旧来の咸宜園の範囲と多目的広場として整備した範囲の境界に、植栽としてオカメザサを定植した。将来、地下の根等が遺構に影響を及ぼすことの無いよう植栽溝を設置し、植栽が成長して高くなりすぎた場合も、剪定を行うことで調整できるよう配慮した。

隣地との境にあるブロック塀など景観阻害要素に対する遮蔽植栽としてアラカシを植え、史跡空間の環境整備を進めたほか、来園者の導線誘導を図るためにチャノキやツツジを定植した。



写真4-1 生垣(オカメザサ)



写真4-2 遮蔽植栽の例 (アラカシ)

## 植栽工事



図 4-3 植栽工事範囲図

### (3) 排水路工事

史跡咸宜園跡は、日田盆地のほぼ中央、江戸時代から栄えた豆田町・隈町の両町のほぼ中間地に位置し、北の花月川と南の三隈川に挟まれた微高地にあり、かつては咸宜園から遠く豆田町や隈町の家並みを眺望することができたと考えられる。

また、咸宜園跡の内でも秋風庵周辺が最も低い土地となっており、周辺の道路よりも低いレベルに存在している。咸宜園跡北西付近の咸宜園教育研究センター周辺が高くなっている、西側の道路及び南側の秋風庵に向かって放射状に低くなっている。これは咸宜園時代からこのような地形であったかは定かではないが、各塾舎が立地する以前、淡窓の伯父月化がこの地に初めて秋風庵を建設した時には、北側の背後に丘陵があり、南側に開けた土地であったことが想像され、風水など地形的な配慮の基にこの地が選ばれた可能性がある。

現在も史跡の東家側では秋風庵が所在する南東部分が最も低くなっている、近年しばしば頻発する豪雨の際には、園内に降った雨水が秋風庵周辺に滞留する現象が発生し、歴史的建造物への悪影響が危惧された。このため、秋風庵北側に雨水側溝を整備し、史跡としての適切な管理ができるようにした。函渠型側溝の表面は周囲の真砂土舗装と合わせ、カラー舗装を行った。

あわせて、秋風庵及び遠思樓の雨水排水施設について、修理後の経年で堆積した土砂を取り除き、排水機能の回復に努めた。

## 排水路工事

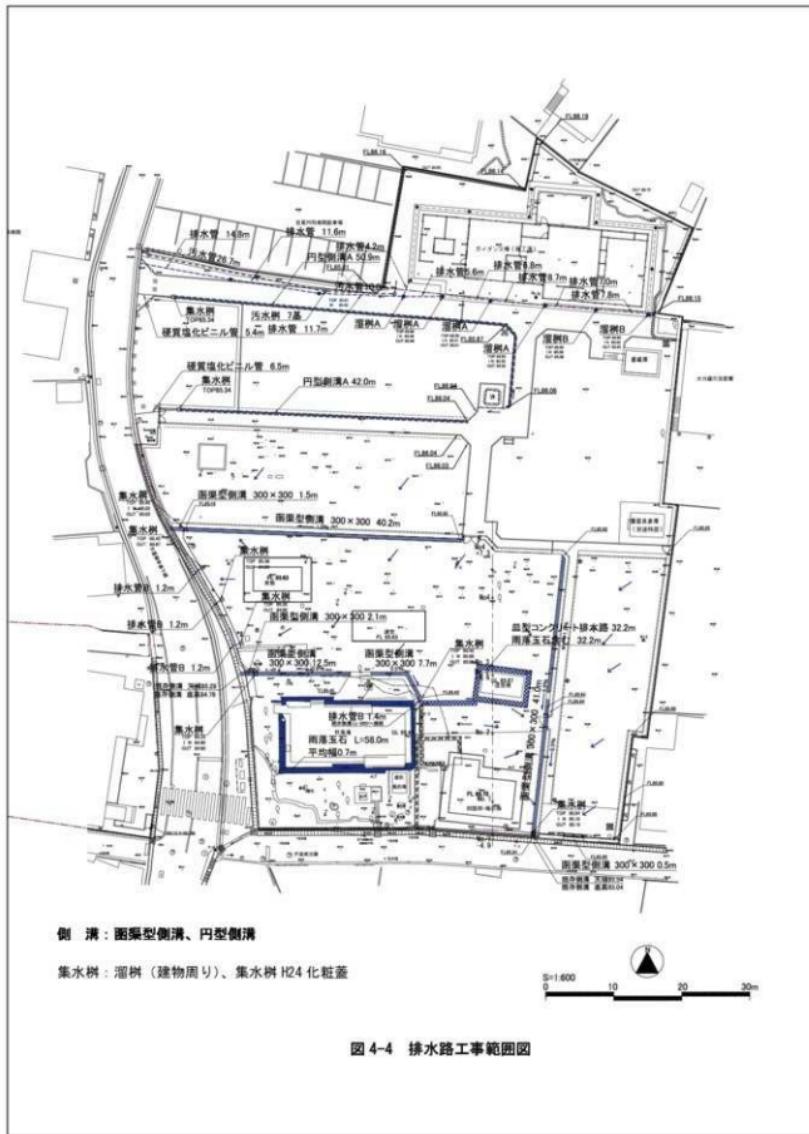


図 4-4 排水路工事範囲図

#### (4) 遺構表示工事

建物遺構（東塾および招隱洞・梅花塙）については、地下遺構に配慮しながら、推定位置に礎石を据え付けた。また、建物部分とそれ以外（犬走り部分等）については、敷き詰める碎石の質（石材の色）に差をつけることで、来訪者に建物規模が一見してわかりやすいよう配慮した。建物推定地（講堂）の平面表示では、周辺の真砂土舗装との違いを縁石の内側に着色された真砂土舗装をすることによって範囲を示す程度にとどめた。



写真 4-3 東塾平面復元



写真 4-4 础石、壁芯、犬走り

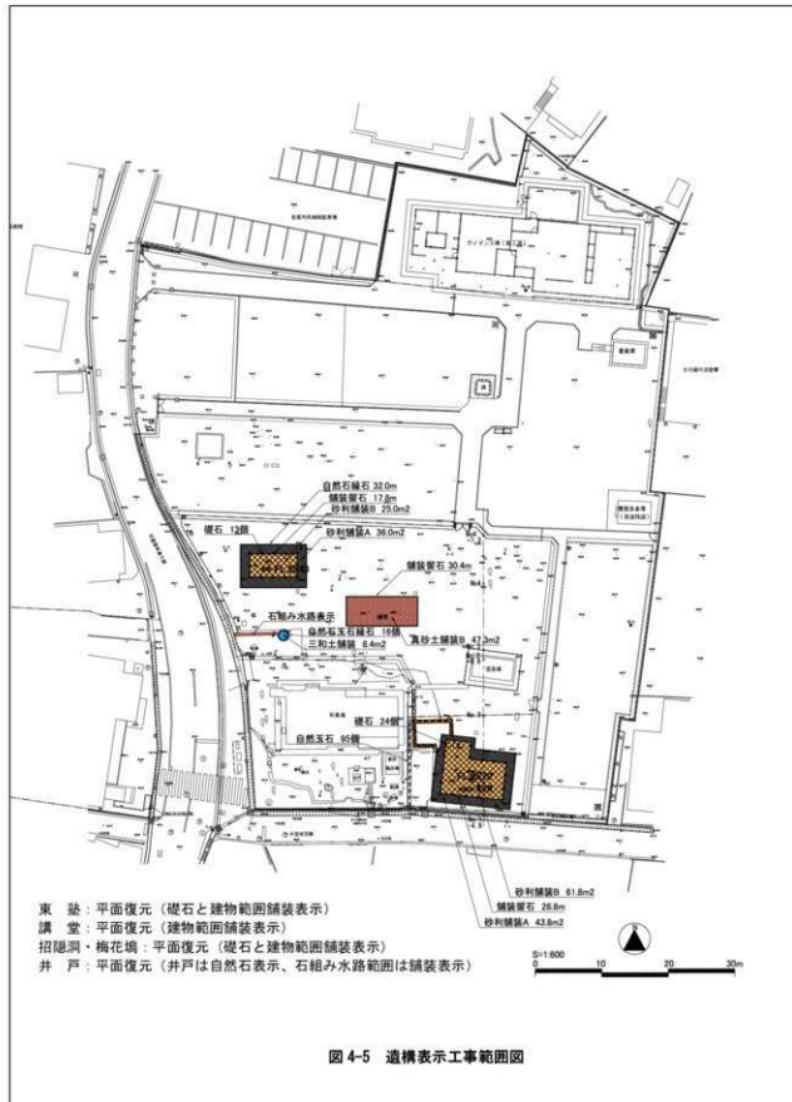


写真 4-5 招隱洞・梅花塙平面復元



写真 4-6 础石、壁芯、犬走り

## 遺構表示工事



## (5) サイン工事

史跡全体の案内板（2基）のほか、史跡地内の遺構及び石碑類に個別の解説板を設置した。史跡空間に配慮して地元産の石材を用いた台や木製のものとし、特に石材を用いた案内板・名称板について、カラーの絵図等を表示するものについては、対候性に優れ、退色しづらい陶板を用いることにより、長期間にわたって使用できるよう配慮した。



写真 4-7 史跡案内板（北側）

## サイン工事

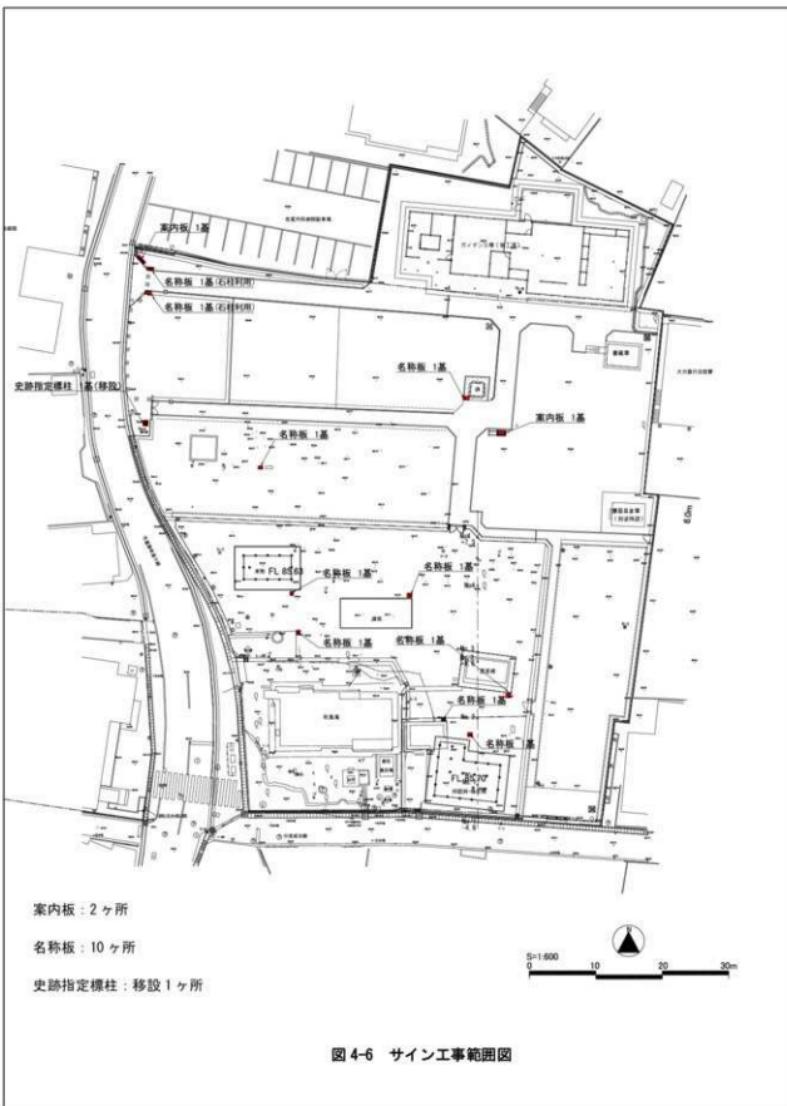


図 4-6 サイン工事範囲図

#### (6) 管理施設・その他工事

平成 16 年度に、台風災害により秋風庵西側土塀が倒壊し、復旧を行った。当時の絵図でも秋風庵の西側は土塀で描かれている。また、境界の板塀整備にあたっては、旧来の咸宜園の範囲の境界は板塀で整備し、その他は生垣による植栽工事とした。

板塀は耐久性を考慮して雨水が流れやすいよう屋根を取り付け、秋風庵の北側部分は一部取り外しできる仕様とし、防災面で緊急車両等が市道から史跡地内に進入できるよう配慮した。秋風庵南側の板塀は土塀の高さにあわせ、秋風庵の縁側から外部を遮蔽する効果をもたらすようにした。咸宜園東側の境界石列は南側市道境まで延伸していたことから、石列の遺構保護の観点から、独立基礎とした。史跡南側の入口の門扉は、通常人の出入りのみを想定し、また、緊急時やイベント時には車両が進入できるよう扉の大きさを変えたスライド式の門扉とした。

平成 21 年度に完成した咸宜園教育研究センターが完成し、同センターで秋風庵・遠思楼の警備・自動火災警報器等の配線を一括管理するため、暫時ケーブル類の仮設配線を行っていたものを、平成 24 年度の園路舗装にあわせて既存の配線用ハンドホールまでの配線工事を行った。

また、移設前の書蔵庫裏にあった遠思楼用の消火栓（放水銃）が、遺構表示等の整備に支障となることから、より小型のものとして新設した。



写真 4-8 板塀 (南側)



写真 4-9 遺構保存のための独立基礎

## 管理施設工事



図 4-7 管理施設工事範囲図

## その他工事

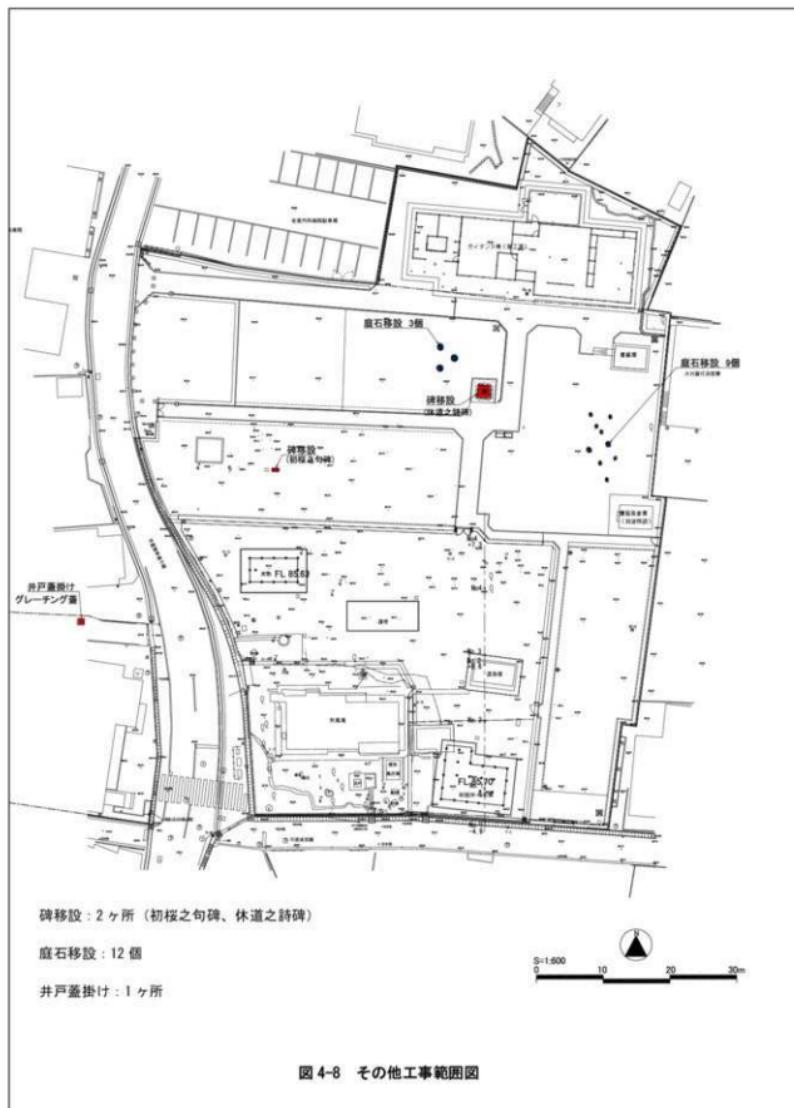
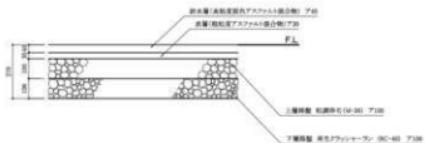


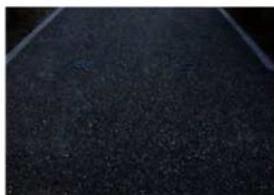
図 4-8 その他工事範囲図

### 第3節 施工過程

#### 自然石表層舗装



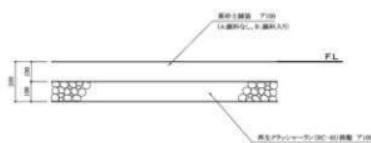
断面図 1:10



写真(完成)

特記付箇所  
1. 施工工程: 施工用ゲートを準備し、敷設面の整地を実施すること。  
2. 施工用ゲートの高さ: 1.2m、ゲート幅の幅: 1.2mのものを用いること。  
3. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。  
4. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。  
5. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。  
6. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。  
7. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。  
8. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。

#### 真砂土舗装A、B



断面図 1:10



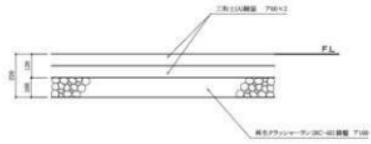
写真(施工中)

特記付箇所  
1. 施工工程: 施工用ゲートを準備すること。  
2. 施工用ゲートの高さ: 1.2m、ゲート幅の幅: 1.2mのものを用いること。  
3. 施工用ゲートの構成: 破砕石と砂の組合せで構成する。

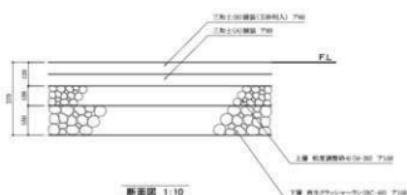


写真(完成)

### 三和土舗装 A(通路用)



### 三和土舗装B(バス乗降場用)



**構造図**  
 1.三和土(A)の配合は高砂土(3:2:1)と、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。  
 2.三和土(B)の配合は高砂土(3:2:1)と、既成砂利(4:3:2)、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。  
 3.三和土(C)の配合は高砂土(3:2:1)と、既成砂利(4:3:2)、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。  
 4.三和土(D)の配合は高砂土(3:2:1)と、既成砂利(4:3:2)、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。  
 5.既成砂利(4:3:2)の配合は既成砂利(4:3:2)と、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。  
 6.既成砂利6mmの配合は既成砂利(4:3:2)と、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。  
 7.既成砂利6mmの配合は既成砂利(4:3:2)と、既成砂利6mm、10kg/m<sup>3</sup>。

## 砂利舗装A、B、礎石

砂利舗装A、B  
(断面図表示)



断面図 1:10

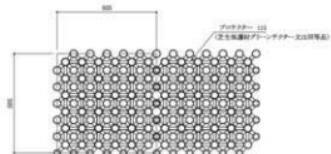


写真(施工中)

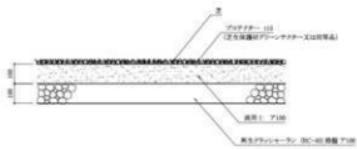


写真(完成)

## プロテクター



平面図 1:10

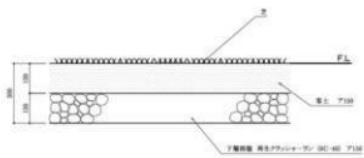


断面図 1:10



写真(完成)

## 芝生舗装



断面図 1:10

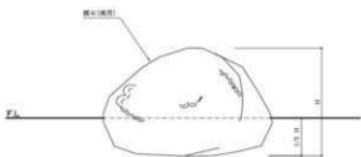


写真(施工中)



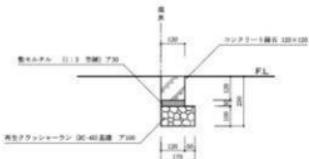
写真(完成)

## 庭石移設工



写真(完成)

## コンクリート縁石(境界用)



断面図 1:10



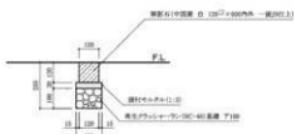
写真(施工中)

規格仕様:  
コンクリートブロックは、250kgで運び扱われたもの  
を用意すること。

## 見切縁石



平面図 1:10

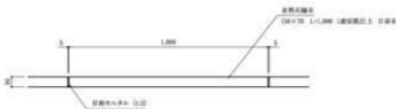


断面図 1:10



写真(完成)

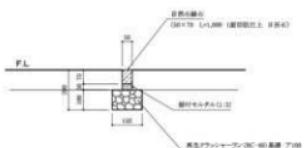
## 舗装留石



平面図 1:10



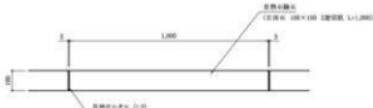
写真(施工中)



断面図 1:10

規格仕様  
1. 背丸モルタルは接着剤とし、周辺に打設したものではありません。

## 自然石縁石



平面図 1:10



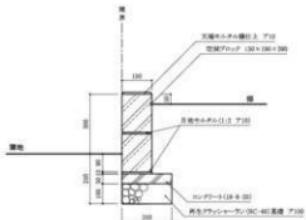
断面図 1:10

規格仕様  
1. 背丸モルタルは接着剤とし、周辺に打設したものではありません。



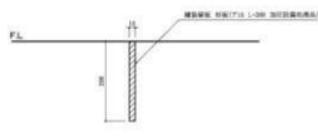
写真(完成)

## 錨止めブロック

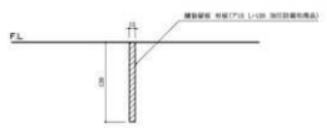


断面図 1:10

## 舗装留板



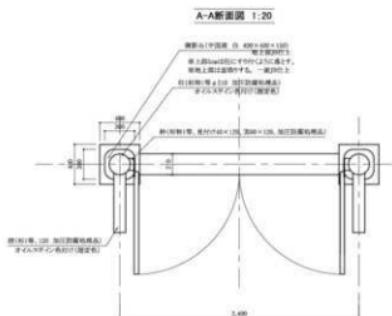
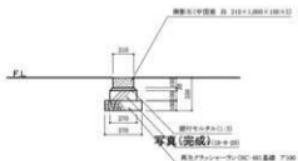
断面図 1:5



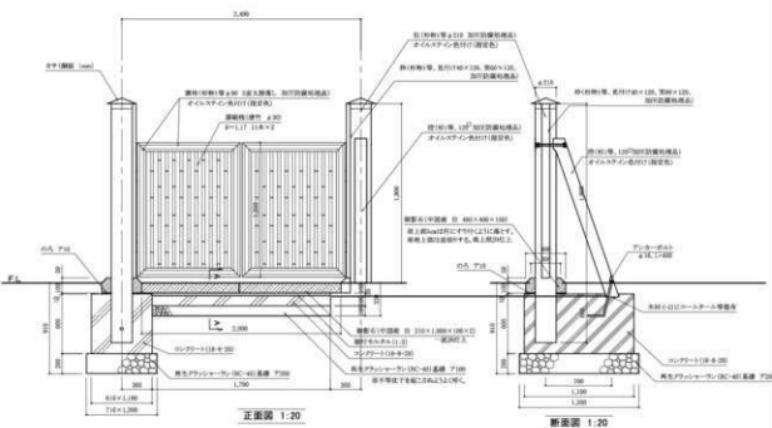
断面図 1:5

※寸法値  
上部幅は、加工余量を含みます。

## 門扉A(H23)

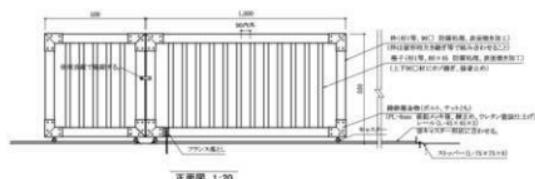
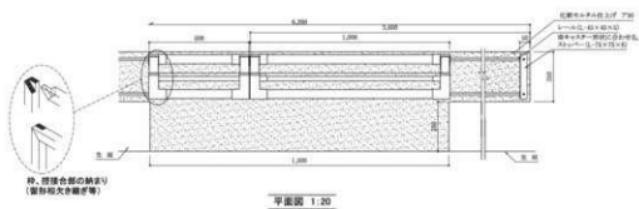
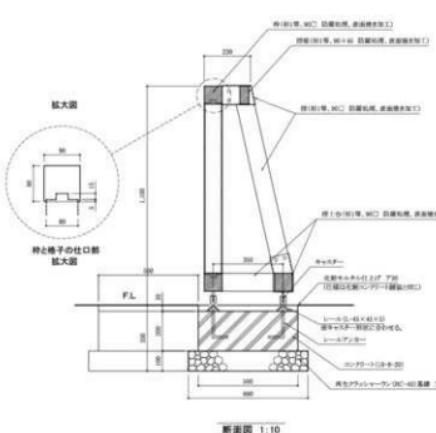


平面図 1-20



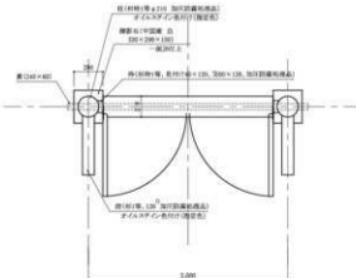
断面図 1-20

## 門扉A(H25)



構造仕様  
1.北側モルタル柱上部(柱頭部)は30kg、脚部(ドア開閉時)は30kg、脚部(ドア開閉時)は30kg。  
2.モルタルマーク(BC-40) 高さアタッシュ。

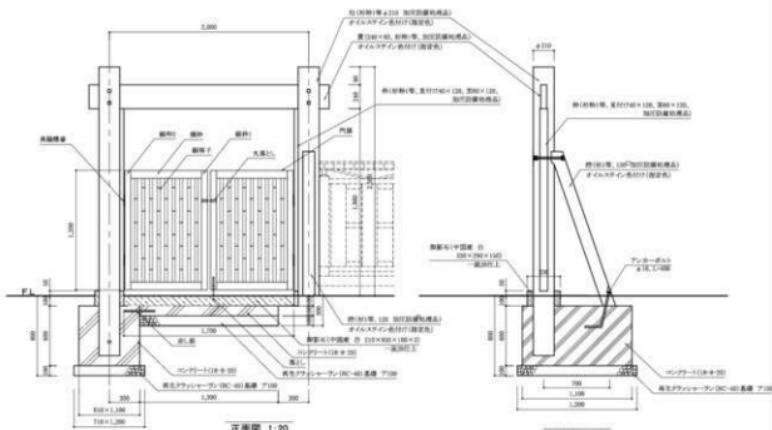
## 門扉B(H22)



平面図 1-20



写真(完成)

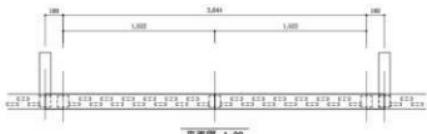


正側面図 1-20

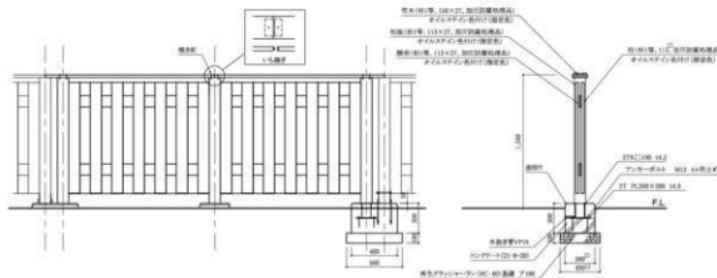
断面図 1-20

〔 門扉設計計画書 〕  
規格: 60×60×1200 (H22) 前面用防護柵商品 オイルステイン色付け(標準色)  
規格: 60×60×1200 (S) 背面用板  
規格: 60×60×1200 (S) 前面用防護柵商品 オイルステイン色付け(標準色)  
規格: 60×60×1200 (S) 側面用防護柵商品 オイルステイン色付け(標準色)  
規格: 60×60×1200 (S) 基礎用

## 門扉B(緊急時用 ソケット付引き抜き型)H25



平面図 1:20



正面図 1:20

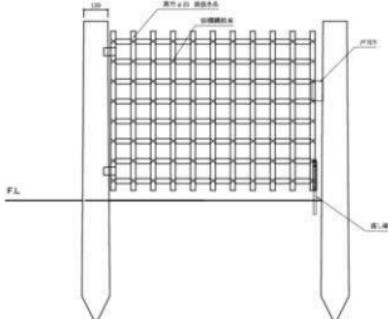
断面図 1:20

※ソケット部の裏側よりドリルで穴を開けた後、専用ハリを差す。



写真(完成)

## 垣門扉

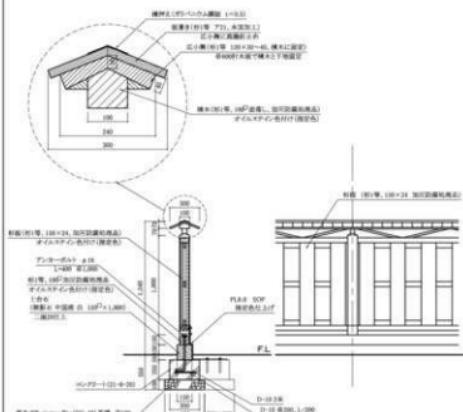


正面図 1:10



写真(完成)

## 板塀(屋根付)

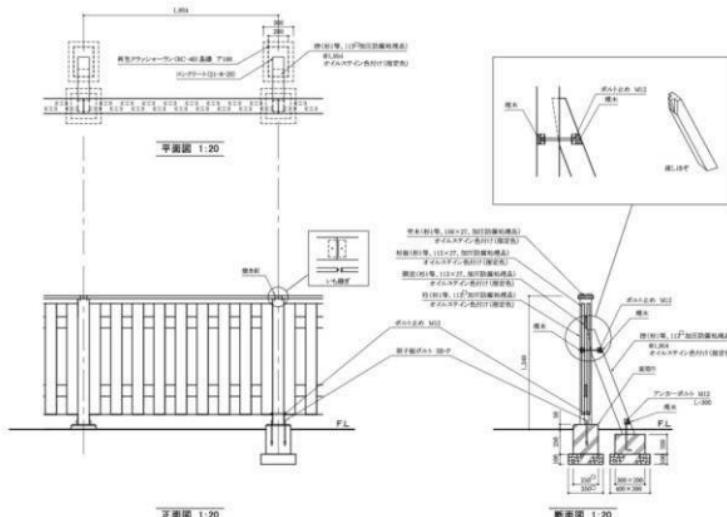


断面図 1:20

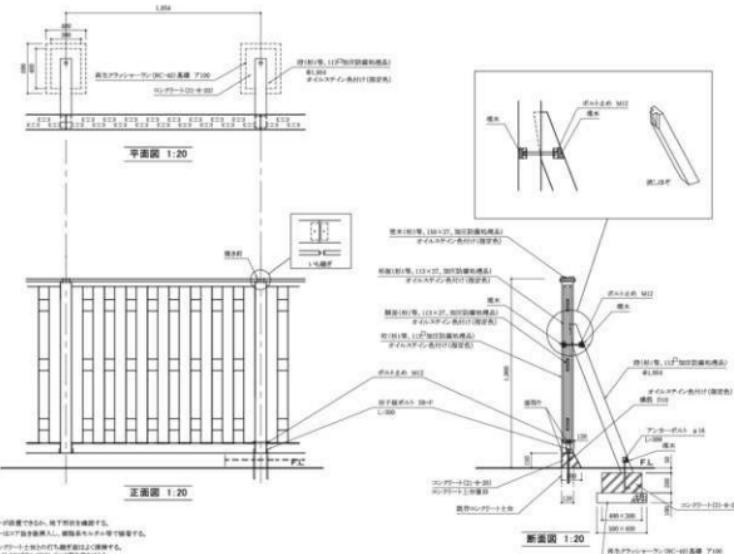


写真(完成)

## 板塀A



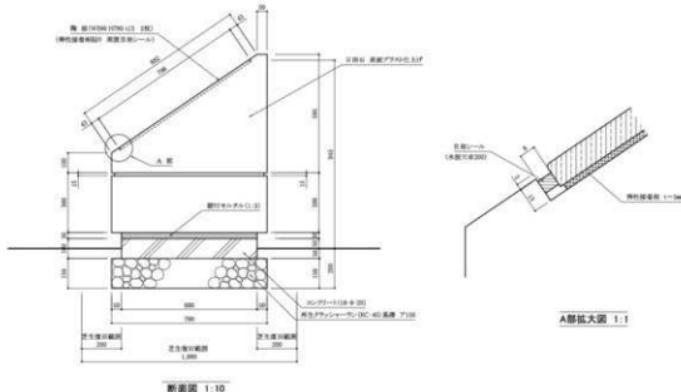
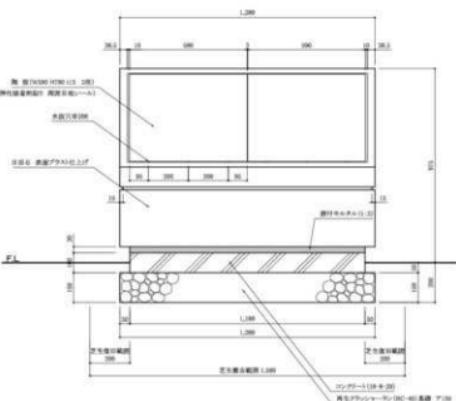
## 板塀B



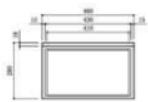
直アーチゲートの取扱いは、必ず下記を参照ください。  
直アーチゲートは自重過大による倒壊の危険性がありますので、  
直アーチゲート上部に付いた引手(把手)を上に回すと、  
直角のアーチゲートが開いており、手を離すと、  
直角のアーチゲートが閉じます。



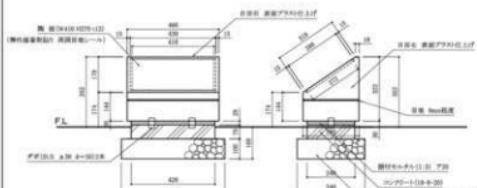
## 案内板



## 名称板工



平面図 1:10



正面図 1:10

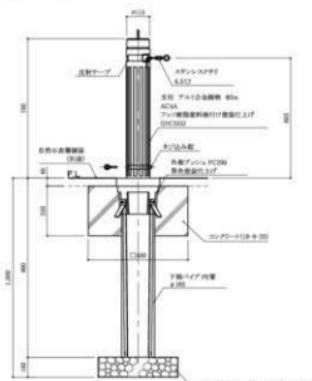
断面図 1:10



写真(完成)

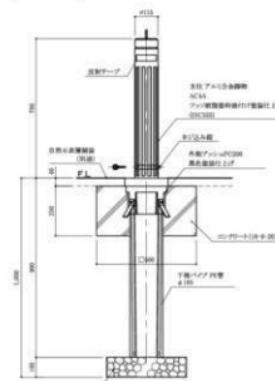
## 車止めA、車止めB(端部用)

車止めA



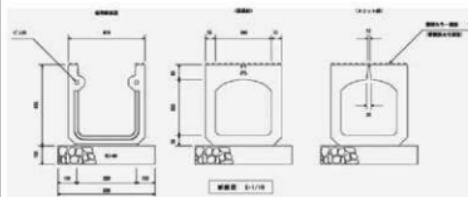
断面図 1:10

車止めB

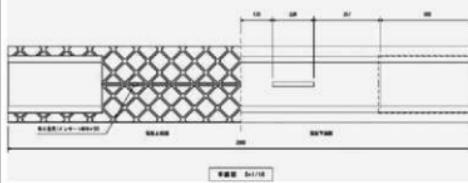


断面図 1:10

## 函渠型側溝工

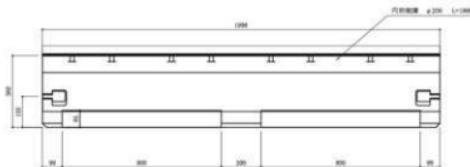


写真(施工中)

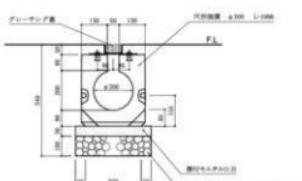


写真(完成)

## 円型側溝 A工



側面図 1:10



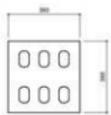
断面図 1:10



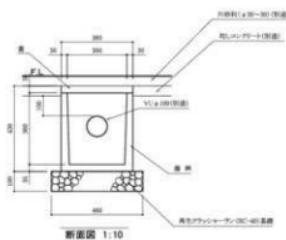
写真(完成)

## 溜 樹 工

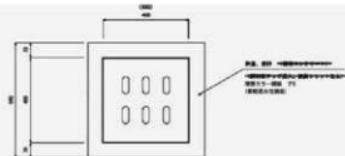
### 集水樹(H24)



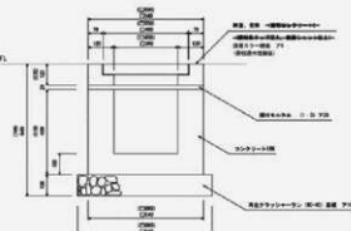
平面図 1:10



断面図 1:10

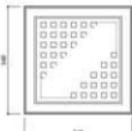


平面図 1:10

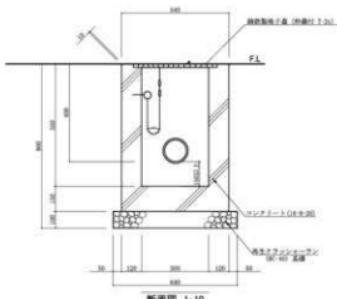


断面図 1:10

### 集水樹(H21)



平面図 1:10



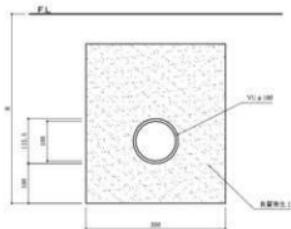
断面図 1:10



写真(完成)

排水管(VU  $\phi$  100)

排水管B(VU  $\phi$  150)

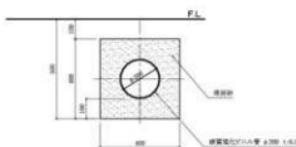


断面図 1:5



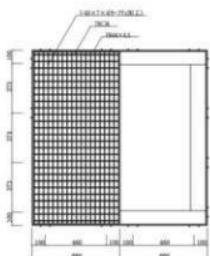
断面図 1:10

硬質塩化ビニル管 (VP-200)

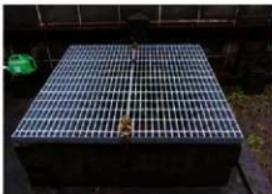


断面図 1:10

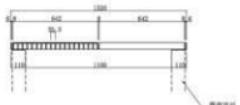
## グレーチング蓋工



平面図 1-15



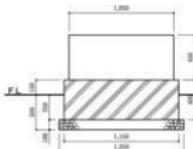
写真(完成)



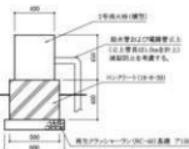
断面図 1-15

資料元  
鉄骨格柵(メッシュ) (2019年4月) TD244  
鉄骨格柵(網)(主ネバーカーティンシング)

## 消火栓移設



正面図 1-20



側面図 1-20



写真(施工中)



写真(完成)

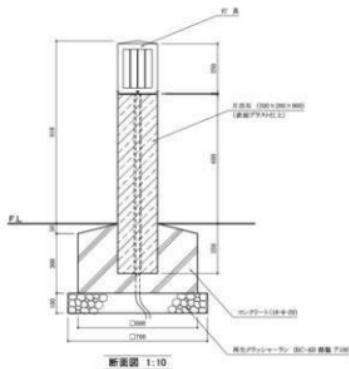
### 〔模型を新設〕

構成品  
消火栓 33×30° 鋼製スリム (1本)  
ノズル 33×4.8 鋼製 (1本)  
ホース 33×30° 鋼管接頭品 (1本)  
ホース固定装置 (1本)

## フットライト工



平面図 1:10



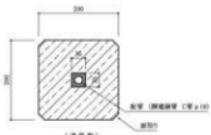
断面図 1:10



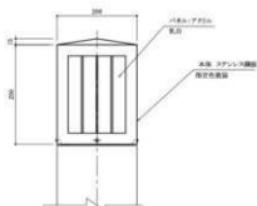
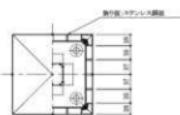
写真(施工中)



写真(完成)



配管部断面図 1:5

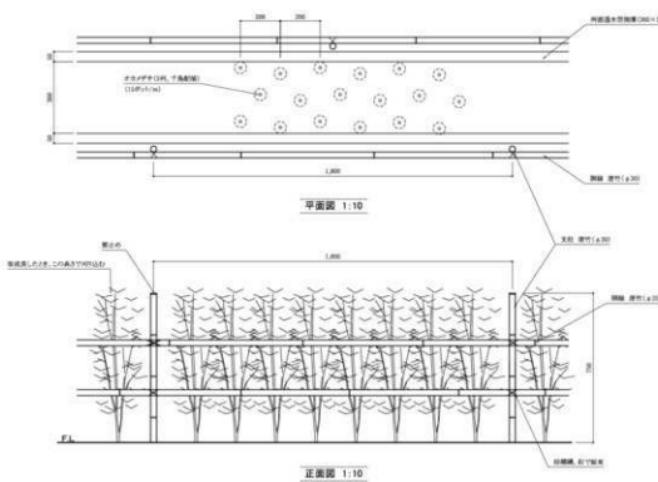
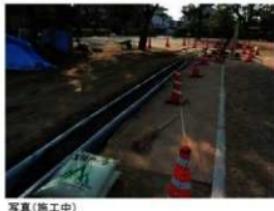
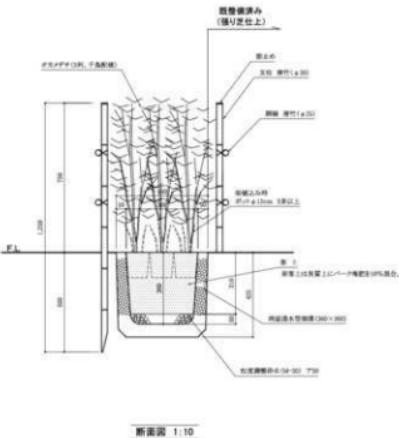


灯具姿図 1:5

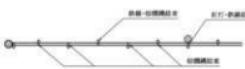


灯具前面詳細図 1:5

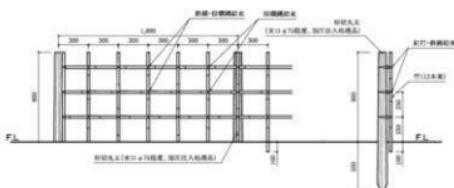
## 生垣工



## 四つ目垣工

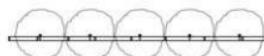


平面図 1:20



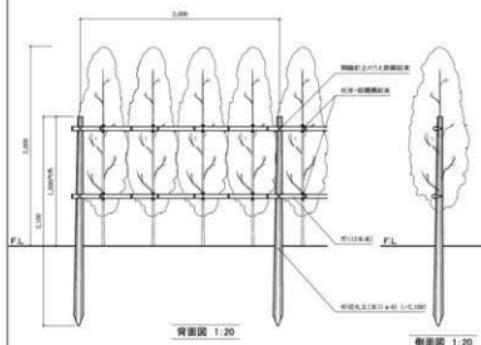
構造仕様  
1. 砂は、すべて乾燥の小粒。  
2. 砂は、ACI規格のA級砂を用いたものとする。  
3. 混合比は、砂:セメント:水=1.5:1.0:0.45とする。  
4. 壁面:表面パック供給する時は、2段分までに砂利以上の被覆  
を設けする。

## 生垣支柱 A

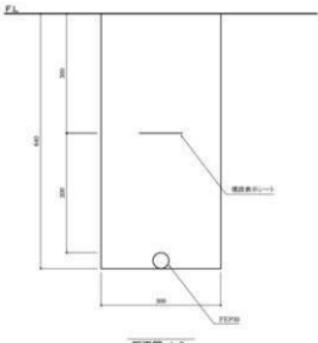


平面図 1:20

構造仕様  
1. 砂は、すべて乾燥の小粒。  
2. 砂は、ACI規格のA級砂を用いたものとする。  
3. 混合比は、砂:セメント:水=1.5:1.0:0.45とする。  
4. 壁面:表面パック供給する時は、2段分までに砂利以上の被覆  
を設け、上部は整葺土の充填とする。  
5. 砂利の充填時は、歩道・植栽スペースを除く時は、  
6. 2段分までに砂利以上の被覆を設ける。



## 電線管埋設



断面図 1-5

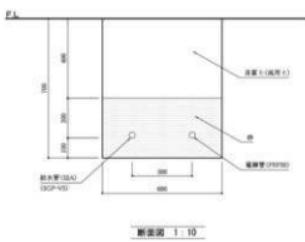
H22



断面図 1-5

H25

## 給水管、電線管(H23)

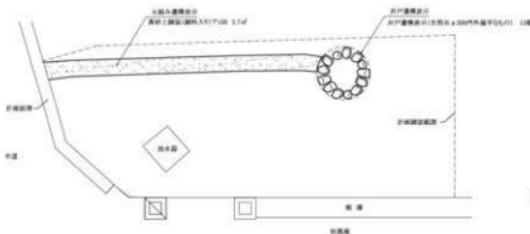


断面図 1-10



写真(施工中)

## 石組み水路・井戸遺構表示工



平面図 1:50



断面図 1:10

解説図面  
1. 施工寸法はH=5.7m(奥)に近づいたものとする。  
2. 施工寸法はH=2.0m(外), 砂充填マウント(奥)100kgを設置, 塗装, 鋼材切付。  
3. 施工寸法はH=2.0m(外)とする。(外)は内壁面と外壁面の間分を除いた寸法。  
4. 施工寸法はH=2.0m(外)とする。内壁面と外壁面の間分を除いた寸法。



写真(施工中)



写真(完成)

#### 第4節 整備成果



図 4-9 整備成果全体平面図



写真 4-10 整備状況  
(東家側中央から東を望む)  
上：整備前 下：整備後



写真 4-11 整備状況  
(東家側北側から南西を望む)  
上：整備前 下：整備後



写真 4-12 広場東側



写真 4-13 広場北側



写真 4-14 園路



写真 4-15 バス乗降場



写真 4-16 休道之詩碑



写真 4-17 桜塚（初桜之句碑）

## 第5節 ガイダンス施設の建設

咸宜園教育研究センターは、史跡咸宜園跡に隣接し、史跡咸宜園跡のガイダンス機能に加え、廣瀬淡窓や咸宜園に関する調査研究及び普及啓発の拠点として整備された。建設工事は平成 20 年度から 21 年度にかけて行われ、平成 22 年 10 月に開館した。

現在、展示室などを利用した観光客に対するわかりやすい解説や、研修室は市内小中学校の咸宜園教育でも利用されている。また、調査研究の成果を展示会で公開するなどの取組を進め、「研究紀要」の刊行など、咸宜園に関する新たな研究成果の公表にも努めている。

史料の展示やガイダンス映像を視聴できる展示室、畳敷きの研修室、専門書等を配架して来館者自由に閲覧できる研究室に分かれる。研修室には、センターの建設にあわせ、文化庁の補助事業を活用して「咸宜園入門ぼっくす」を整備した。<sup>註1)</sup>また、咸宜園入門者を紹介するタッチパネル式の情報端末を備え、5,000 名近い門下生の入門簿情報などを検索・閲覧することが出来る。一部 RC 構造の収蔵庫は、日田市が所蔵する貴重な咸宜園関係の史資料の保管に役立てられている。

整備にあたっては、国土交通省の「まちづくり交付金」事業を活用して行われた。

展示室内のモニターでは、「天領日田の歴史と文化」、「淡窓先生と咸宜園」、「咸宜園教育と門下生たち」（各約 10 分）のガイダンス映像が整備され、来館者が自由に視聴することができる。研修室においてもプロジェクターを利用して視聴でき、市内小中学校の児童・生徒の見学においても活用されている。さらに、文化庁の補助事業を活用し、平成 23 年度は映像の多言語化（英語・中国語・韓国語）に対応し、平成 24 年度は廣瀬淡窓の末弟で第 2 代塾主の廣瀬旭莊を紹介した映像を追加するなど、その充実を図っている。

タッチパネル式の情報検索端末においても、文化庁の補助事業を活用し、平成 24 年度に「咸宜園子ども クイズ」を整備し、小学生を中心に利用が図られている。

註1 「咸宜園入門ぼっくす」については第 7 章で解説。



図 4-10 咸宜園教育研究センター外観図

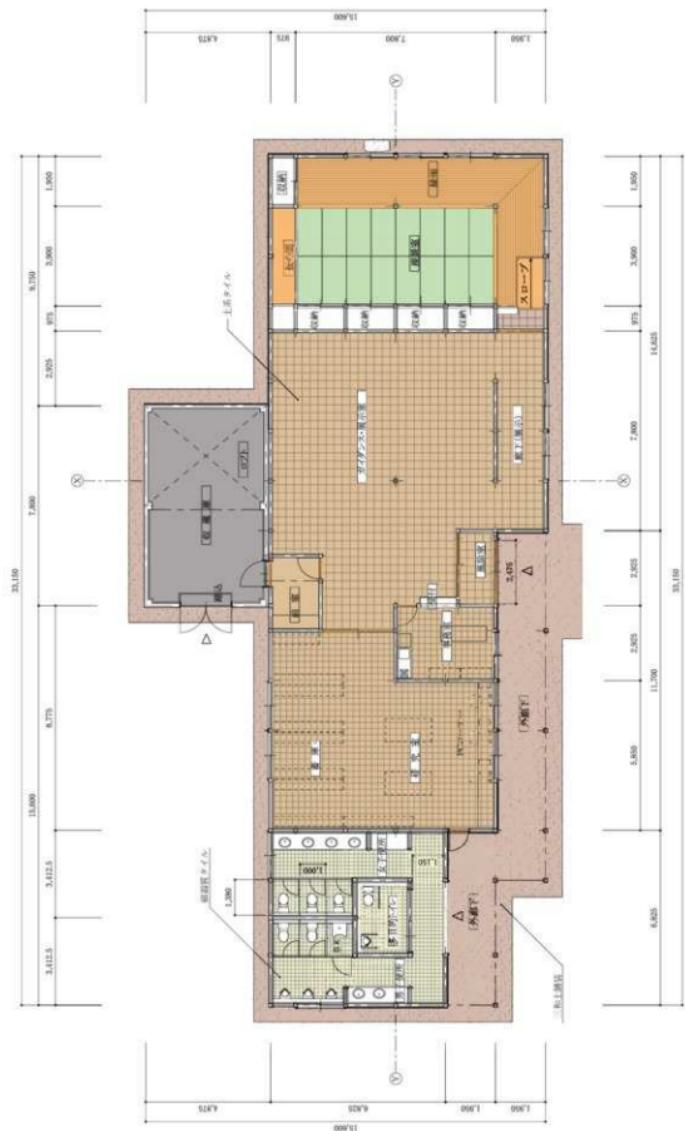




写真 4-18 センター正面



写真 4-19 正面軒先周り



写真 4-20 座談室（現・研修室）



写真 4-21 ガイダンス室（現・展示室）

## 第5章 管理・運営の内容及び体制

### 第1節 管理・運営体制

史跡咸宜園跡東家側は、年末年始を除き無料で公開されている。教育庁文化財保護課を担当課として管理を行っており、史跡に隣接する咸宜園教育研究センターには市職員が常駐しているほか、市が委託した解説員が管理事務所に待機しており、何らかの異常が見つかった場合にはただちに対応できる体制を整えている。(休日:年末年始のみ)夜間においても、秋風庵・遠思樓・書蔵庫及び咸宜園教育研究センターの防犯警備、自動火災警報設備を設置している。

市民参画の体制づくりとして、「咸宜園平成門下生之会」は、会員自ら咸宜園及び廣瀬淡窓について学び理解を深めるとともにこれを広め、咸宜園教育研究センターの運営を支援し、咸宜園が近世日本の教育遺産群として、世界文化遺産に登録されるための取り組みを市とともに推進することを目的とする市民団体であり、平成22年度に発足した。市民と一緒にとなった取組を推進するほか、学習会等を通じて、廣瀬淡窓や咸宜園のことを学び、将来的に咸宜園の解説ができる人員の育成も目的の一つとしている。こうした市民の協力を得ながら、史跡の有効活用を図る。

今後、咸宜園跡の効率的・効果的な管理を行うために、日常的な管理、公開等のあり方について検討し、国民共有の財産である史跡等の価値を維持、継承することが第一義であることから、防災や、調査・研究体制が充実し、建造物管理や修理技術等専門性の高い人材を擁する体制作りが求められる。咸宜園跡の建造物全般にわたって見られる伝統的な技術の継承のために必要な取組みを、地元の技術者などとの連携によって継続していく必要がある。

特に活用については、隣接する咸宜園教育研究センターの普及啓発活動と連動して、教育に関する史跡として、学校教育・社会教育の場として広く活用を図る。調査研究の成果を広く発信するとともに、各種イベントにおいて史跡の一部を利活用できるようにする。

#### ア. 墓跡及び居宅跡（保存範囲）

咸宜園に残る歴史的建造物や建物遺構等が含まれる範囲で、指定地東側はほぼ整備を完了している。絵図に描かれた咸宜園の東側の範囲に当たり、今後も建造物の適切な維持管理に努めると共に、保存・維持管理を行う上でも遺構に影響を与えること無いように十分に配慮する。

また、歴史的建造物を含めた公開施設として来訪者を適切に誘導し、かつての咸宜園の姿をしのばせ、江戸時代日本最大規模の私塾として市内外を含めて来訪者が理解できるよう解説員の配置により、啓発や活用に努める。

さらに、咸宜園教育研究センターで咸宜園に関する調査研究を進め、塾としての姿を分かりやすく紹介するパンフレットや各種講座を通じて、市内外に咸宜園の姿をより広く周知できるよう、研究の蓄積とその公開に努める。

#### イ. 外周部（活用範囲）

旧来の咸宜園建造物の範囲以外の指定地内については、主に多目的広場（芝生広場）として整備を行った。史跡指定地ではあるが、旧来の咸宜園の範囲外であり、緩衝地帯としての景観を損ねないよう風致維持に努める。市内小中学校などの団体で咸宜園へ来訪する児童・生徒らの園内利用のスペースとして利用するほか、咸宜園門下生・清浦奎吾の遺徳を顕彰するため、出身地である熊本県山鹿市の児童らが毎年咸宜園までの道のりをたどる「立志の道

を歩こう」のイベント等でも活用する。「日田天領祭り」などの地域行事の際に地域住民の活用空間として利用がなされるなど、広く活用のための空間として、適切な管理を行うと共に、積極的な活用に努める。

#### ウ、周辺環境（周辺環境の適切な誘導）

史跡咸宜園跡周辺は、住宅地を中心に病院・店舗などが集積する市街地である。周辺で今後大規模な開発等が行われる可能性については、都市計画法や「日田市景観計画」において適切な景観誘導に努め、史跡としての風致の維持向上をはかる。また、行政が主体となる隣接する市道や雨水側溝の整備においては、今後、工事等整備を行う場合は、一部咸宜園に関連すると考えられる境界溝などの地下構造に影響がないよう事前に十分協議するとともに、咸宜園周辺の歴史的風致を維持・向上させるため、意匠等への配慮を行うよう働きかけを行う。

参考資料として咸宜園教育研究センターの条例・規則を巻末に資料として掲載する。

現在の運営・管理の体制については次の通りである。

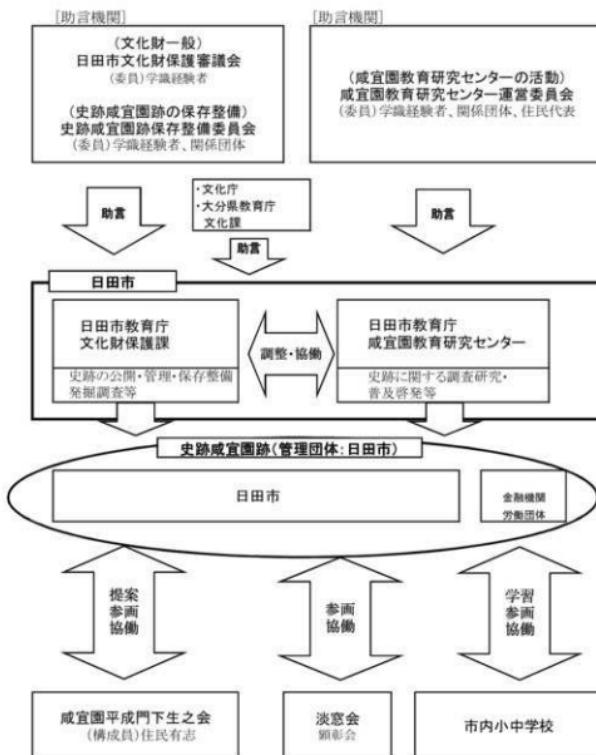


図 5-1 史跡咸宜園跡管理運営体制

## 第2節 保存管理の内容

### (1) 手法別保存管理の方法

#### 1) 維持管理

- ①維持管理として、日常的、定期的な点検等によって地上遺構および地下遺構の保存が適切になされているかを確認し、また土地と一体となった遺跡によって構成される景観が一定の状況で維持されているかを確認する。
- ②遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構近在の樹木の生育状況等については、観察・確認に留意する。
- ③既整備遺構や保存・整備施設の日常的、定期的な点検を行うとともに、未整備地を含めて遺跡の公開が可能な箇所においては、清掃・除草等の維持的措置によって史跡にふさわしい状態を維持する。
- ④日常的、定期的点検によって、施設設備の破損が判明した場合は、維持的措置か修理が必要かを適切に協議、判断し、対処する。
- ⑤災害・事故等が発生した場合は、臨時の見回りを実施し、遺構等のき損状況や文化財保存活用施設等の破損状況の把握に努め、必要に応じて破損の予防・拡大防止のための応急的措置を行う。

#### 2) 保存・管理

- ①咸宜園跡の本質的価値を構成する諸要素を守るために、標識・説明板・境界標・板塀等の保存施設を適所に、必要に応じて設置する。既存の保存施設は日常的・定期的点検によって施設の維持に努め、維持管理の範囲において必要に応じて軽微な補修等を行う。
- ②各種見回り、点検によって、遺構等本質的価値を構成する要素に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧および小修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお軽微なき損等以外の場合は、本格的な復旧策を講じるものとする。

#### 3) 防災

- ①自然災害、人為災害、事故等の緊急事態、非常事態に対して、危機管理体制を構築しておくとともに、安全管理マニュアルを作成し、関係者に指導・徹底を図る。
- ②火災、風水害、震災、病虫害といった災害から咸宜園跡の本質的価値を構成する要素を守るために、適切な防災措置を講じる。
- ③木造の建造物を多く有することから、日常的に消火設備の点検を行い、設備の維持に努め、必要に応じて更新を図る。また管理者が設備の役割や効果を熟知するとともに、防災訓練を年1回以上実施する。
- ④公開建造物を含めた咸宜園跡の避難路を確保し、入場者が安全に利用できるようにする。
- ⑤暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災等の災害発生時の連絡網を整備する。
- ⑥木造建造物は火災やシロアリ等虫害対策に対して、板塀等構造物は風水害に対して、対象に応じて防災対策を行うもの。
- ⑦鳥類や動物により遺構が損傷する恐れがある場合には、侵入防止柵の設置等適切な手法

を用いて被害の防止に努めるものとする。

#### 4) 復旧

- ①復旧は、遺構等本質的価値を構成する要素に、き損や劣化等が見られる場合に、き損等の前の状態に復するために行う。
- ②復旧に際しては、遺構の保存を大前提として、遺構保存や修復等の適切な手法を講じる。
- ③き損等が広範囲に、また様々な程度で見られる場合、遺構の重要性やき損の影響程度、安全性等を考慮して、破損状況調査に基づき計画的復旧を行う。
- ④復旧は、き損等の前の旧規に戻すことが原則であり、従前の意匠、材料、工法等を用いて原位置において行うことを基本とする。
- ⑤き損等に加えて欠損や後世の改変が加えられた箇所等を含む復旧に際しては、き損等の以前の旧規に戻す手法（保存修理）に加えて、欠損部を咸宜園最盛期の姿に戻す手法（復元修理）も検討する。その際は十分な調査検討を踏まえ、遺構の連続性や周辺景観との調和等の整備効果を検討した上で、整備委員会等の指導のもとに行うものとする。

#### 5) 来訪者管理

- ①咸宜園跡を訪れる来訪者は年間2万人弱である。重要伝統的建造物群保存地区に選定されている豆田町から南に300mに位置しているが、その来訪者の10分の1に満たない。個人の来訪者の大半は豆田町観光にあわせて徒歩で咸宜園へ来る例が多い。
- ②平常時には大型バス乗降場および史跡地外の駐車場を通常利用可能な状態としている。
- ③文化財の周知・啓発につながる咸宜園跡の公開活用策は必要であるが、来訪者誘致の過大な目標設定に基づく過度の広報やイベントの実施によって、本来の咸宜園跡が置かれた閑静な環境といった特性が失われることがないよう十分配慮する。

### （2）要素別保存管理の方法

#### 1) 建築物

建築物の保存管理については、常駐する市職員や関係者による巡視のほか、定期的に専門家による点検や専門家の意見を求め、一部マニュアル化する等して歴史的建造物としての適切な維持管理に努める。

マニュアル化の例

- ・腐朽や虫害といった木造建築物の劣化に対する日常的・定期的対応法
- ・小規模破損の場合の補修の適切な手法の選択・補修時期の目安等
- ・維持の措置、日常管理としての維持管理行為、現状変更を伴う修理の境界
- ・修理・補修箇所や劣化の恐れのある箇所等の定期的観察
- ・専門家による定期的診断、「アリ道」の日常的監視、薬剤効果の経過観察

近接する豆田町重要伝統的建造物群保存地区的建造物修理に携わる技術者との連携を深め、歴史的建造物の維持管理についての方策を検討する。以下、個別の建築物についての維持管理方法について触れる。

## ①秋風庵

### ア. 屋根

茅葺屋根の劣化を防ぐため、安全を確認した上で月に1回の燻蒸作業を行う。茅葺屋根の寿命は25～30年であり、平成8年に葺き替えを行ってから約20年経過しており、平成22年度には差し茅による補修工事を行ったところである。経過を観察する必要があるが、平成35年～40年度までには全面的な葺き替えが必要となる。

### イ. 壁・土間部分

定期的な巡視を行うが、経年による風化・劣化が見られた場合には適宜補修を行う。平成8年に保存修理後、平成22年度に一部補修工事を行ったところであり、必要に応じて補修を行う。土間部分は、来訪者等の出入りなどを通じて損耗している箇所があり、修繕を行う必要が生じている部分がある。

### ウ. 建具・畳類

日常的に巡視を行う。公開施設として開閉を繰り返すため、建具類の劣化や破損等には注意をする。畳は使用により損耗が認められた場合にはただちに畳の張替えを行い適切に管理する。畳の張替えは状況を見て7～8年に1度行う。

### エ. その他

排水対策として建物周囲に整備している排水溝は、周辺の園路からの土が流入する恐れがあり、年1回の洗浄の必要がある。また雨水排水用の集水坑はポンプアップして道路側溝へ流す仕組みとなっており、定期的にポンプが正常に働いているかを確認する必要がある。

## ②遠思樓

### ア. 屋根

雨どいは竹製のもので、経年による風化・劣化の恐れがあり、破損・劣化が認められた場合には修繕を行う。瓦屋根については平成12年に修理を行っている。破損等には随時修繕を行い、40年以内に取替えを行う。

### イ. 壁・土間部分

1階部分の壁の表面に杉皮を貼っており、強風や豪雨により剥離・劣化の恐れがあり、定期的に修繕を施す必要がある。土間部分は、来訪者の出入り等により劣化した場合には補修を行う。

### ウ. 建具・畳類

毎日の開閉や出入りによって経年劣化するものであり、適宜・必要に応じて修繕を施す必要がある。畳は使用により損耗が認められた場合にはただちに畳の張替えを行い適切に管理する。畳の張替えは状況を見て7～8年に1度行う。

### エ. その他

排水対策として建物周囲に整備している排水溝の玉砂利は、周辺の園路からの土が流入する恐れがあり、定期的な洗浄の必要がある。

### ③書蔵庫

#### ア. 屋根

瓦屋根については平成 21 年度に修理を行っている。破損等には随時修繕を行い、40 年以内に取替えを行う。

#### イ. 壁

平成 21 年度に修理を行っている。一部剥落や破損等には随時修繕を行い、全面的な補修については必要に応じて措置を講じる。

#### ウ. その他

咸宜園教育研究センターと一体的な利活用を行う目的で隣接地に曳屋移設後修理を行った。咸宜園関係の史資料の保存用として利活用されている。保存された史資料類を虫害等から守るために、隔年でガス燐蒸を行っている。

### ④風呂・便所棟

復元整備されたもので、一部秋風庵の瓦補修用倉庫として活用している。

経年による劣化に伴い、腰壁の保護のための杉皮の劣化が見られるため、定期的に補修を行う必要がある。

### ⑤井戸屋形・洗い場

復元整備されたもので、来訪者に対する展示用施設として機能している。井戸屋形の屋根は竹を組み合わせたもので、風雨にさらされることで劣化する。平成 9 年度に整備された後、経年による劣化のため、平成 22 年に屋根修理を行った。今後も 10 年周期で修理を行う必要がある。

## 2) 工作物

### ①東塾跡

推定礎石位置に石を据え、建物規模がイメージしやすいような遺構表示整備を行った。日常の清掃により落葉類の管理を行うほか、雑草類の管理もあわせて行う。

### ②招隱洞・梅花塙跡

推定礎石位置に石を据え、建物規模がイメージしやすいような遺構表示整備を行った。日常の清掃により落葉類の管理を行うほか、雑草類の管理もあわせて行う。

### ③講堂跡（推定地）

園路と同一で色を変えて平面表示しており、園路舗装の維持管理とあわせて行う。

### ④書蔵庫跡

旧書蔵庫跡の礎石を平面表示しており、日常的に雑草類の管理が必要となる。

### ⑤初桜之句碑・休道之詩碑

永年の風雨によりコケ類が表面に付着していたため、平成 22 年度に清掃を行った。初桜之句碑、休道之詩碑ともに石材であり、定期的な洗浄を行って、文字等が読めるよう努める。

### ⑥井戸跡（西家側）

現在井戸跡には、落下防止柵を設置している。石材であり構造体が崩落しないように定期的に巡視を行う。

### 3) 地下遺構

原則として地下遺構の保存に努め、工事等土地の形状を変更するような行為は地下遺構に影響を及ぼす恐れがあるため、事前に工法の検討などの調整を図る。また、指定地西家側などの発掘調査未実施の範囲については、整備時遺跡の保存に必要な場合は、遺構を損なわないよう調査を行う。

### 4) 植栽

史跡地内の樹木、生垣については、定期的に専門業者に依頼するなどして管理に努める。多目的広場のノシバは、特に春から夏季にかけて雑草が繁茂する傾向があるため、除草を行い、史跡空間としてふさわしい景観の維持に努める。

アラカシなどの巨木については、咸宜園時代に遡るものではないが、敷地内の空間構成と雰囲気作りに修景木として役立っており、当面は危険木や枯れ枝撤去等の適切な維持管理に努める。

歴史的建造物や地下遺構に影響を及ぼす恐れが生じるなど、撤去を行わなければならない場合には、地下遺構に影響が出ないように地上部分のみを除去するといった配慮を行う。

### 5) 園路

#### ①三和土舗装

史跡入口から生垣に囲まれた秋風庵等のかつての咸宜園の範囲へのアプローチの園路に用いている。冬季の寒冷による霜柱などで表面の砂が剥離して、また雨水等により咸宜園教育研究センターの雨水排水路等へ流入していることが確認されている。定期的に表面の剥離した砂の除去を行い、来訪者への便宜を図る必要がある。

#### ②秋風庵周辺土固化舗装

歴史的建造物の周辺であり、より自然な雰囲気を残すため、真砂土に塩化マグネシウムを混ぜて固化舗装を行った。雑草類の発生を抑制することができたが、舗装としての機能を維持するため、定期的に水に溶かした塩化マグネシウムの散布を行い、園路としての機能を維持する。ただし、豪雨により表面の砂の流出は免れないため、雨水排水路に溜まった土砂を定期的に清掃するなどの措置を講ずることにより、適切な管理に努める。

### 6) 外構他・工作物

#### ①活用関連施設 説明板・案内板

史跡咸宜園跡の理解を深める説明板等サイン類は常時巡視を行い、文字が読みない等といったことがないように注意する。小規模破損等については、維持的措置で原状回復に努める。カラーを用いた説明板には退色しないように陶板を用いるなどの工夫をしている。

#### ②保存管理施設

##### ア. 管理事務所

来訪者案内対応の解説員や日常的な清掃に従事する者の詰め所として利用している。また

必要な道具類の保管用倉庫としても利用しており、今後も史跡の維持管理のために必要な施設として管理に努める。

#### イ. 消火設備

専門業者の定期的な点検を行い、自動火災警報機及び2基の放水銃、3基の易操作性消火栓の機能の適切な維持管理を図る。また、職員が不在となる夜間警備中の火災に対しては、歴史的建造物保護の観点から初期消火が重要となるため、警備会社及び消防署の協力を得て、発報と同時に通報できる体制作りを構築している。また、年1回以上関係者による消火設備の使用訓練を行い、火災が発生しても対応できる体制作りに努める。

また、機器が老朽化して十分な機能が発揮できない恐れがある場合には、定期的な改修を行い、機能の確保に努める。

#### ウ. 門扉・板塀

木製で風雨による劣化が免れないため、定期的な防腐剤の塗布と損傷箇所の修繕を行う。特に簡易な板塀として整備する箇所については、5～10年の間に損耗に応じて板塀の付け替えを含む全面的な補修が必要となることが考えられ、定期的に防腐処理を行うなど適切な管理に努める。

#### エ. 雨水排水用施設

歴史的建造物の保護のため、また近年頻発するいわゆる豪雨対策のため、平成24年度に秋風庵周辺の雨水排水路・集水枡の整備を行った。排水機能が健全に保たれるよう溜まった土の清掃を年1回以上行う必要がある。梅雨期前及び梅雨明けには、排水溝の状況を巡視し、雨水排水が適切になされるよう管理を行う。この他、北側の多目的広場に挟まれた園路にも排水路が整備されており、定期的に集水枡の泥溜めの清掃を行う必要がある。



写真5-1 集水枡清掃前（左）・清掃後（右）

## 第6章　まとめ

### 第1節　史跡咸宜園跡の保存整備事業について

平成15年度から平成26年度にかけて実施された環境整備を中心とする東家側の保存整備事業では、歴史的建造物の復元にかかる調査や整備に伴う発掘調査によって、往時の咸宜園の姿をより正確にとらえることができ、その結果が史跡空間の整備へつながった。

かつては、私塾咸宜園は秋風庵の建物のことを指すと理解されることが多かったが、失われた建物の遺構表示や各説明板の整備によって、咸宜園には塾主の居宅のほかにも塾舎や寄宿舎など多くの建物があり、個人が経営する私塾としては、大規模のものであったことを理解しやすくなった。咸宜園には全国から5,000人を超える入門者がおり、最も多い年で200人を超える塾生が在籍したことからも、その規模は他の同時代の私塾と比べても大きい。塾生の全てが史跡咸宜園跡で寝泊まりをしたわけではないが、遠来の塾生が寝泊まりする寄宿舎の建物が塾主である廣瀬淡窓や廣瀬家の人物の住む居宅の近くに存在し、師弟がともに生活しながら、当時としては画期的な教育方法で優秀な人材を育成していた。そのような往時の塾の姿を、現代の咸宜園跡への来訪者に理解できるようになったことは成果と言える。

整備途中も咸宜園跡は公開されており、工事に伴って来訪者に迂回路を進んでもらうなどの配慮を行なながら進めたが、工事期間中には特に来訪者の減少が見られた。整備が完了した後は、団体客等大型バス乗降場の利用も増え、順調に来訪者の数を伸ばしている。

### 第2節　今後の課題

#### (1) 保存活用上の課題

史跡咸宜園跡の歴史的建造物等を適切に管理していくためには、日頃の管理行為が重要となる。経年劣化する部分はあるものの、日頃から定期的に巡視するなど、不具合があった場合に早急に対応できる体制作りが必要となる。幸い、隣接する咸宜園教育研究センターには市職員が休館日を除き昼間常駐している。また、センターの休館日であっても年末年始を除き、史跡公開のための解説員を配置しており、何らかの異常があった場合にも対応できる体制となっている。

また、史跡のガイダンス機能を有したセンターと一体となって、来訪者が咸宜園に対してより深く知りていただけるよう、咸宜園に関する調査研究を進め、その成果を公開し、新たな魅力を発信していく必要がある。

さらに、平成27年4月には、咸宜園跡を含む教育遺産群が、茨城県水戸市の「旧弘道館」、栃木県足利市の「足利学校跡」、岡山県備前市の「旧閑谷学校」などと共に、「近世日本の教育遺産群—学ぶ心・礼節の本源—」として「日本遺産」に認定された。日本遺産とは、わが国の歴史的魅力を語るストーリーを国が日本遺産と認定し、地域の観光振興や地域活性化に役立てる仕組みである。日田市でも、咸宜園跡のほか、近接する豆田町重要伝統的建造物群保存地区などが「ストーリーを構成する文化財」となったことを受け、その結びつきをわかりやすく伝えるなど、魅力を国内外へ発信することを通じて、さらなる活用に努めていく必要がある。

## (2) 西家側の公有化・調査

西家側の一部は民有地で金融機関が営業しており、史跡保護管理上の課題として早期に日田市で公有化等を図って適切な管理をする必要がある。日田市では平成27年度から西家側の公有化に着手した。

西家側は、文化14年（1817）に廣瀬淡窓がこの地に塾を構えた際に、最初に塾舎と自らの居宅を構えた場所であり、私塾「咸宜園」の本丸部分でもある。それまで、東側に伯父月化の隠宅である秋風庵のみが存在していたこの場所に、豆田裏町にあった「桂林園」の塾舎（西塾）を移設するとともに、塾主の居宅（西家）を構えた。このため、早期に公有化、調査を行い、その全体像を明らかにする必要がある。

調査によって東家側の調査だけでは分かり得なかった部分についても究明し、西家側の整備方針に反映させる。その上で、整備を完了した東家側との一体的な管理を行い、史跡地全体として有効な利活用を図ることが望ましい。

### 【参考文献】

「日田市史」日田市 1990

「日田市豆田町 - 日田市豆田町伝統的建造物群保存対策調査報告」日田市教育委員会 2004

「史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書」一発掘調査編一 日田市教育委員会 2004

「史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書」一写真図版編一 日田市教育委員会 2005

「史跡咸宜園跡秋風庵他保存修復工事報告書」一本編・建造物編一 日田市教育委員会 2006

「史跡咸宜園跡書蔵庫保存修理工事報告書」日田市教育委員会 2010

「日田市の歴史と文化財」日田市教育委員会 2012

「廣瀬淡窓の生家 - 廣瀬家の歴史と業績」日田市教育委員会 2012

「廣瀬淡窓と旧宅」日田市咸宜園教育研究センター紀要第2号 2013

「廣瀬淡窓と咸宜園 - 近世日本の教育遺産として - 」日田市教育委員会 2013

「廣瀬淡窓旧宅及び墓保存管理計画書」日田市教育委員会 2015

## 第7章 附編・資料

### 第1節 工事現場の公開

史跡咸宜園跡の秋風庵は、平成8年度に保存修理工事が完了後、経年劣化により茅葺屋根の一部を差茅による補修工事が必要となった。平成22年度に施工した工事では、現代ではあまり見かけることのなくなった茅葺屋根の葺き替えを行うこともあり、文化財の修復現場公開として屋根に近づくことのできる足場を用意し、観光客などに定期的に工事の説明を行った。加えて、差し茅の体験を行うイベントを企画したところ、市内の親子を中心に募集があり、地域の文化財に触れ親しんでいただく機会となった。

#### 文化財の修復現場特別公開 in 咸宜園 実施要項

##### 1. 名称 文化財の修復現場特別公開 in 咸宜園

##### 2. 施設・目的

咸宜園は、江戸時代の日田の儒学者・瀧瀬洪忠によって開かれた日本最大級の私塾であり、数多くの門下生が輩立ち、その後各界で活躍した。現在、国史跡咸宜園跡では、咸忠の住居である「秋風庵」等が保存公開されているが、今年度、秋風庵の棟樋・壁等の修理工事を予定している。

大分県では「文化財の戦略的保存活用推進事業」において、県内の文化財修復現場の特別公開を予定しており、日田市においても、史跡咸宜園跡を訪れた方に伝統的な技術を用いた修理工事の現場を公開し、文化財保存の重要性と日本の伝統的な建築技術について学ぶ機会を設ける。公開期間中に、茅葺き屋根と同じ高さの足場に乗って工事を間近で見学でき、職人等による技術の解説を受けられるよう配慮する。

また、修理現場では、普段あまり見かけない茅葺屋根の葺き替え作業の一部を体験する機会を設ける。他市から訪れた方に咸宜園に直接触れていただくとともに、市民に対しては郷土の貴重な文化財愛護の意識啓発につなげたい。

##### 3. 主催 日田市教育委員会（担当課：文化財保護課）・大分県教育委員会

##### 4. 日時 修復現場公開期間：平成22年8月22日（日）～平成22年9月5日（日）

休館日（月曜日）を除く

各日 10:00～、13:00～、15:00～に見学者対応の説明会を予定

（職員・工事請負業者で対応予定）

作業体験日：平成22年8月28日（土）、平成22年8月29日（日）

実施予定 各日 13:00～（最大1時間・入会制限あり）

※公開初日 22日（日）10:00～に開催による体験を予定

##### 5. 会場 史跡咸宜園跡（大分県日田市筑後 2-2-13）

##### 6. 見学料 黒料 ただし、体験申込者は、イベント保険料として100円負担

##### 7. 種類・見学

公開期間中、史跡咸宜園跡開館時間（毎日 10:00～16:00 確保）であれば、見学は可能

各日 10:00～、13:00～、15:00～から、職員等が対応し「見学会」の時間を設定する。

※この時間帯は足場に乗って間近に工事を見て、解説等を受けることが出来る。

##### ・体験

参加資格 小学生以上の方（中学生以下の方は保護者同伴）

参加費 一人当たり1,000円（イベント保険料として）

必要事項（氏名（姓別・連絡先・年齢）の記入の上、

日田市教育委員会文化財保護課文化財管理係あてFAXまたはメールで申込み

申込期限：8月20日（金）（予定）

※雨天時、史跡咸宜園跡秋風庵内等において咸宜園についての解説で対応予定

##### 8. 告知方法 （体験の募集）広報ひた 8月1号号 および 大分県の広報誌等

##### 9. 担当連絡先

〒877-0077 大分県日田市南友田町 516-1 日田市教育庁文化財保護課 文化財管理係

担当：原田 勝也 薩木 雅代

TEL (0973) 24-7171 FAX (0973) 24-7024 mail:bunka@city.hita.iota.jp

#### 資料7-1 修理現場公開実施要項



# 咸宜園で茅葺き体験をしよう！

咸宜園跡にある秋篠籠の茅葺き屋根の修復に伴う茅葺き体験の参加者を募集中です！

## 咸宜園ってどんなところ？



咸宜園は、萬葉淡翁が営いた日本最大級の私邸で多くの著名な門下生が学びました。今後は、茨城県水戸市の「弘道館」などと共に世界遺産への登録を目指しています。

## 茅葺き体験ってどんなもの？



今回は、今では少なくなった茅葺き屋根の茅の取り替え（葺き替え）を、約3mの足場に登り、職人さんの指導を受けながら実際に体験いただける満足に無い機会です。

今朝、体験を行った結果

【茅葺きの作業】  
(写真: 茅葺き体験の様子)

日時  
平成22年8月28日(土)、29日(日)ともに13:00～  
(雨天時は別風箇内で咸宜園についてのお話)

会場  
史跡咸宜園跡(日田市淡路2-2-13)

対象  
小学生以上の方(中学生以下の方は保護者同伴)

料金  
100円(保険料として、当日ご持参ください)

準備するもの  
作業着(汚れてもよい服装)、運動靴、軍手、飲料水

申込期限  
平成22年8月20日(金)

申込方法  
必要事項を記入の上、下の申込先まで、ファックス・メール  
(必ずひらがなで申込みください。  
(必要事項)体験を希望される方にについての以下の内容  
○庄名 ○年齢 ○住所  
○電話番号 ○希望日

友だちを説いて  
みんなで楽しもう！



## 【申込み・お問い合わせ】

日田市 教育局 文化財保護課 文化財管理係  
〒877-0077

日田市南及田町516-1  
(電話) 24-7171

(ファックス) 24-7024  
(メール) bunka@city.hita.oita.jp

資料 7-2 体験募集案内



写真 7-1 修復現場公開・差茅体験の様子

## 第2節 普及啓発事業

### (1) 学習講座・公開講座の開催

平成 23 年度から平成 26 年度にかけて、文化庁の補助事業を活用し、廣瀬淡窓や私塾咸宜園に関係する市民向け講座や講演会を実施した。専門家などの講師による講座などを通して、廣瀬淡窓の交遊や咸宜園教育の拡がり等について市民を中心に理解を深めていただくことができた。(講師の肩書は当時のもの)

平成 23 年度 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業（史跡咸宜園跡）

公開講座の様子

市民向け公開（定期）講座、「私塾フォーラム」

・公開（定期）講座（平成 23 年 9 月～12 月）



第 1 講 「塩谷代官と廣瀬淡窓」平成 23 年 9 月 9 日 講師：財団法人廣瀬資料館理事長 廣瀬 貞雄氏

・「私塾フォーラム」（平成 23 年 11 月 12 日）



写真 7-2 平成 23 年度講座

平成 24 年度 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業（史跡咸宜園跡）  
公開講座の様子



第 1 講 「淡窓・旭莊の往復書簡」

平成 24 年 9 月 27 日

講師：佐賀大学名誉教授 井上敏幸氏



第 2 講 「大塙の乱と廣瀬旭莊」

平成 24 年 9 月 28 日

講師：帝塚山学院大学准教授 福島理子氏



第 3 講 「廣瀬旭莊と幕末の大坂」

平成 24 年 10 月 6 日

講師：大阪大学講師 合山林太郎氏



第 4 講 「江戸における廣瀬旭莊」

平成 24 年 9 月 27 日

講師：明治大学教授 徳田 武氏



第 4 講 パネルディスカッションの様子



「咸宜園の日」講演会の様子

平成 25 年 2 月 23 日

講師：福岡女学院大学教授 伊藤文一氏

写真 7-3 平成 24 年度講座

平成 25 年度 史跡咸宜園跡史跡等総合活用支援推進事業  
公開講座の様子



第 1 講「亀井南冥と昭陽の生涯」

平成 25 年 10 月 31 日

講師：久留米大学准教授 吉田洋一 氏



第 2 講「豊前国の私塾・藏春園」

平成 25 年 11 月 7 日

講師：東筑紫短期大学非常勤講師  
恒遠俊輔 氏



第 4 講「草場佩川の生涯」

平成 25 年 12 月 5 日

講師：多久市文化財審議会委員  
武田耕一 氏



第 5 講「九州の私塾と教育」

平成 25 年 12 月 15 日

講師：新潟大学教授 木村政伸 氏



第 5 講

パネルディスカッションの様子

平成 25 年 12 月 15 日



「咸宜園の日」講演会の様子

平成 26 年 2 月 23 日

講師：東京学芸大学教授 大石 学 氏

※第 3 講は、平成 25 年 11 月 21 日 講師：日田市教育委員会職員

演題「咸宜園教育の広がり～九州の私塾を中心として～」開催

写真 7-4 平成 25 年度講座

平成 25 年度 史跡成宜園跡史跡等総合活用支援推進事業  
体験学習講座の様子



「夏休みは成宜園で学ぼう！」 平成 25 年 8 月 11 日  
土壁作り体験 講師：一般社団法人日田市職人会

写真 7-5 平成 25 年度体験学習講座

平成 26 年度 史跡咸宜園跡史跡等総合活用支援推進事業  
公開講座の様子



第 1 講「廣瀬淡窓の博多旅情」

平成 26 年 8 月 28 日

講師：神戸女子大学名誉教授

林田 慎之助 氏

第 2 講「廣瀬淡窓と菅茶山 二人の漢詩」

教育者の接点」平成 26 年 9 月 4 日

講師：広島県立歴史博物館主任学芸員

西村 直城 氏



第 3 講「頼山陽の日田來訪について」

平成 26 年 9 月 25 日

講師：広島大学名誉教授 頼山陽史跡資料館

館長 頼 祺一 氏

第 4 講「廣瀬淡窓と菅茶山の詩風について」

平成 26 年 10 月 9 日

講師：明治大学専任講師

小財 陽平 氏



第 5 講「淡窓の詩ーその風景を歩くー」

平成 26 年 10 月 23 日

講師：咸宜園教育研究センター名誉長

後藤 宗俊 氏

「咸宜園の日」講演会の様子

「廣瀬淡窓の文筆」平成 26 年 2 月 22 日

講師：福岡大学教授 高橋 昌彦 氏

写真 7-6 平成 26 年度講座

## (2) 普及啓発用教材の作成

平成 21 年度には、咸宜園教育研究センターの建設に伴い、小学生などが親しみながら廣瀬淡窓や咸宜園、江戸時代の暮らしなどについて学ぶことが出来る体験学習教材「咸宜園入門ぼっくす」を整備した。咸宜園の「月旦評」とよばれる成績表のランク付けにちなんで、一級下・一級上・二級下と最上級の九級上までの 18 種類を備え、咸宜園教育研究センターの研修室において、市内小学校の咸宜園学習などで広く活用されるとともに、一般来訪者も希望すれば体験を行うことができる。

平成 23 年度には、咸宜園教育研究センター展示映像の多言語化（英語・中国語・韓国語）、平成 24 年度には、第 2 代塾主廣瀬旭莊に関する展示映像の作成及びタッチパネル式情報端末に「咸宜園子どもクイズ」の追加を行った。

また、平成 25 年度には、東塾及び招隱洞・梅花塙復元実施設計などこれまでの調査成果をもとに、史跡咸宜園跡の東側の建物を再現した「咸宜園ペーパークラフト」を作成し、子どもたちを中心に咸宜園の失われた建物について作りながら学ぶことができる教材として活用されている。

このほか、史跡咸宜園跡で配布されるパンフレットのリニューアルなどを行い、来館者の理解の助けとなっている。



写真 7-7 咸宜園ペーパークラフト

## ボックス配置図

棚左側

棚右側



### ■棚左側

三級下
5 「すごろく 『淡窓先生の一生』」

三級上
6 「すごろく 『咸宜園入門 ～月旦評を学ぼう～』」

六級下
11 「日田の古地図 咸宜園をさせ」

六級上
12 「掛屋の仕事を体験しよう」

二級下
3 「紙芝居 『淡窓先生のものがたり』」

二級上
4 「紙芝居 『咸宜園入門のものがたり』」

五級下
9 「はんこをつくろう 『淡窓先生の落款』」

五級上
10 「漢詩紙芝居 『淡窓先生が詠んだ風景』」

一級下
1 「声に出して読む 『淡窓先生のことば』」

一級上
2 「かるた 『咸宜園 いろは歌』」

四級下
7 「縦手のパズル 『咸宜園の建物にふれよう』」

四級上
8 「江戸時代の国名パズル 『門下生はどこからきたの？』」

### ■棚右側

九級下
17 「万葉薄をつけてみよう」

九級上
18 「日記を書こう 『淡窓先生の一日』」

道具入れ
道具入れ

道具入れ
道具入れ

八級下
15 「漢詩パズル 『淡窓先生の漢詩にふれよう』」

八級上
16 「漢詩のしきみ 『淡窓先生の漢詩で学ぼう』」

道具入れ
道具入れ

道具入れ
道具入れ

七級下
13 「和紙じの本をつくろう」

七級上
14 「和紙のはがきをつくろう」

道具入れ
道具入れ

道具入れ
道具入れ

図 7-1 咸宜園入門ぼっくす配置図

# 咸宜園入門ばっくす

一冊下 言にして読む「濱野先生のことば」

二冊上 カルタ「咸宜園いろは歌」



七歳下 和厚じの本をつくろう  
七歳上 和紙のはがきをつくろう

八歳下 游泳パズル 濱野先生の運動にふれよう

八歳上 「咸宜園のしくみ」  
濱野先生の運営で学ぼう

九歳下 「万華鏡」  
鏡をつけてみよう

九歳上 日記を書こう  
濱野先生の一日

四歳下 繩手のパズル 咸宜園の建物にふれよう

四歳上 江戸時代の町名パズル 門下生はどうからかたの?

五歳下 はんこをつくろう 濱野先生の篆刻

五歳上 游泳池パズル 「濱野先生が教んだ運動」

六歳下 日田の古地図 咸宜園をさせせ!

六歳上 「咸宜園の仕事を体験しよう

資料 7-3-1 咸宜園入門ばっくす紹介

一冊上 かるた「咸宜園いろは歌」



二冊下 紙芝居「濱野先生ものがたり」



## 咸宜園入門ばっくすの紹介

三冊下 すぞろく「咸宜園入門一ヶ月目野を学ぼう」



濱野先生の一生をすこらをつかって学びます。ここでは先生の家族のことや咸宜園の歴史について学ぶことができます。

二冊上 紙芝居「咸宜園入門ものがたり」



門下生を主人公とした紙芝居です。先生がどのような人所で、咸宜園はどんな学校だったのかを学びます。



三冊上 紙芝居「咸宜園入門一ヶ月目野を学ぼう」  
すぞろで遊びながら「自由自在」のしみなど、「咸宜園」についてくわしく学ぶことができます。



## 咸宜園を 世界遺産に！



### 咸宜園入門ぼっくすの紹介

#### 地下 誰のパズル 咸宜園の建物にふれよう



咸宜園の建物に使える正在作成中の  
大工の技(職人)のパズル(複数)  
をつけて、その技術を学んだ  
り、咸宜園の建築の中に使用さ  
れている場所をさがします。

#### 五感下 はんこをつくろう 洪宣先生の篆刻



洪宣先生の書には、いくつもの  
篆刻(はんこ)が使われています。  
ここでは、先生の篆刻(しブリカ)  
を押したり、自分でかぎはんこを  
つくることができます。

#### 六感上 羽屋上の仕事を体験しよう



洪宣先生の生まれた家は、著の  
羽屋上(はやじょう)という仕事をして  
いました。羽屋の仕事ではあつた  
両替のしふみを江戸時代のお金  
を使って体験します。

#### 七感下 築地バスル 洪宣先生の講評にふれよう



洪宣先生の「住林庄講談」  
の講評(こうひょう)で、洪宣先生の  
篆刻(しブリカ)を使つた  
パズルです。講評にふれ、そのし  
くみや意味を学ぶことができます。  
(全4種類)

#### 八感上 和紙じの本をつくろう



洪宣先生はたくさん本を書き  
残していますが、当時の本は和  
紙(わرق)で、そのため和紙(わرق)  
だけだと重いと呼ばれ、重  
いからには縫合がありました。ここ  
では和紙(わرق)に縫合します。

(用柱車輪)に+10点(車輪)

[TEL・FAX] 0975-22-0268

[e-mail] kairigen@olympia.or.jp

[URL] http://www.city.hirai.or.jp/kairigen/



#### 利用のご案内

開館時間	午前9時から午後5時(但し、入館は4時半まで)
休館日	水曜日(祝日の場合はその翌日)
年末年始(12月29日から1月3日)	
入館料	大人 大分県日田市税課 2-2-18 無料
所 在 地	大分県日田市税課(下車歩約10分 高速バス「市役所前」下車歩7分 車1分自動車「日田 IC」から1分 (用柱車輪)に+10点(車輪))

### **参考資料**

- |                               |       |   |
|-------------------------------|-------|---|
| ①成宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例     | ..... | 1 |
| ②成宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則 | ..... | 2 |

○成宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例

平成 22 年 3 月 24 日 条例第 9 号

改正 平成 25 年 12 月 19 日条例第 63 号

(設置)

第 1 条 成宜園や廣瀬淡窓等に関する調査研究及び関係資料の収集、公開等を行うことにより、その理解を深め、宜風の浸透を図ることをもって、教育、学術や文化の向上に寄与することを目的として成宜園教育研究センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 成宜園教育研究センター

位置 日田市淡窓 2 丁目 2 番 18 号

(業務)

第 3 条 センターの業務は、次のとおりとする。

(1) 成宜園、廣瀬淡窓、門下生等に関する研究並びに関係資料の調査、収集、整理及び保管

(2) 前号の研究や調査成果の展示公開、情報発信等による活用

(3) 成宜園に関する体験学習、講座、講演会等による普及啓発

(4) 史跡成宜園跡の公園

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する事務のうち、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間及び休館日)

第 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（入館時間については、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）とする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 水曜日（その日が国民の祝日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日

(2) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

(入館料)

第 5 条 センターの入館料は、無料とする。

(入館の制限)

第 6 条 教育委員会は、センターの入館者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ぜることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他センターの管理上支障があるとき。

(原状回復義務又は損害賠償)

第 7 条 故意又は過失によりセンターの建物、設備、展示物等を損傷又は滅失した者は、直ちにこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(研修室の利用の許可)

第 8 条 研修室の利用（体験学習の利用を除く。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第 9 条 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、研修室の利用の許可（以下「利用許可」という。）をしないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 研修室の建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他研修室の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

第 10 条 教育委員会は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消し、又は研修室の利用を停止し、若しくは制限することができる。

(1) 利用許可の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたことが明らかになったとき。

(3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(4) その他研修室の管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、前項の規定による利用許可の取消し等によって利用者が損害を受けても、その賠償の責めを負わないものとする。

(目的外利用又は権利譲渡の禁止)

第 11 条 利用者は、研修室を利用許可を受けた目的以外に利用し、又はその利用する権利を他の者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 12 条 利用者は、別表に定める額を使用料として前納しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を後納することができる。

(使用料の減免)

第 13 条 教育委員会は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 市及び市の執行機関が市の行政上のために利用するとき。

(2) 市長又は教育委員会が特に必要と認める者が第 1 条に規定する設置目的に沿って利用するとき。

(使用料の不還付)

第 14 条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する事由に基づいて利用を中止したときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(1) 研修室の管理上必要があるため、その利用許可を取り消したとき。

(2) 利用者が自己の都合により 2 日前に利用許可の取消しを申し出たとき。

(3) 災害その他やむを得ない事情により利用することができなくなつたとき。

(成宜園教育研究センター運営委員会の設置)

第 15 条 センターの適正かつ効果的な運営を図るために、成宜園教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の所掌事務、組織その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に際し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## (施行用日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第15条及び次項の規定並びに附則第3項の改正は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年教委規則第11号で平成22年10月2日から施行)

## (準備行為)

2 教育委員会は、施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。

(日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第167号)の一部を次のように改正する。

【次のよう】略

附 則(平成25年12月19日条例第63号)抄

## (施行用日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## (経過措置)

50 第55条の規定による改正後の成宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料から適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第12条関係)

(平25条例63・一部改正)

区分	単位	金額	備考
研修室	1時間につき	220円	1 実習電灯以外の電気を利用されるときは、1回につき40円を定期に加算する。 2 冷暖房を利用されるときは、1時間につき200円を加算する。

備考 1日の利用時間は、原則として3時間程度とする。

## ○成宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成22年3月25日 教委規則第2号

## (趣旨)

第1条 この規則は、成宜園教育研究センターの設置及び管理に関する条例(平成22年条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (利用申請)

第2条 条例第8条第1項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、成宜園教育研究センター研修室利用許可申請書(様式第1号。以下「利用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

## (利用許可)

第3条 教育委員会は、研修室の利用の許可(以下「利用許可」という。)をしたときは、成宜園教育研究センター研修室利用許可証(様式第2号。以下「利用許可証」という。)を申請者に交付するものとする。

## (利用者の遵守事項)

第4条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる物品又は動物を持ち込まないこと。

(2) 研修室内において、許可を受けずに物品の販売若しくは陳列をし、又は

看板その他の広告物の掲示若しくは配布をしないこと。

(3) 利用を終了したときは、研修室内を整理整頓すること。

(4) その他職員の指示に従うこと。

## (利用許可の変更等)

第5条 利用者は、利用許可の変更又は取消しを求めようとするときは、成宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消申請書(様式第3号)に利用許可証を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の利用許可の変更又は取消しを許可したときは、成宜園教育研究センター研修室利用許可変更・取消許可証(様式第4号)を利用者に交付するものとする。

3 利用者は、前項の規定による利用許可の変更の許可を受けた場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額に対して不足額を生じるときは、直ちに、当該不足額を納付しなければならない。

## (使用料の減免)

第6条 条例第13条の規定による使用料の減免又は免除(以下「使用料の減免」という。)ができる場合及び減免の率は、別表第1に定めるとおりとする。

## (使用料の減免の申請)

第7条 使用料の減免を受けようとする利用者は、成宜園教育研究センター研修室利用料減免申請書(様式第5号)に利用許可申請書を添えて教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

## (使用料の還付)

第8条 条例第14条ただし書の規定による既納の使用料の還付ができる場合及び還付の率は、別表第2に定めるとおりとする。

## (使用料の還付の申請)

第9条 使用料の還付を受けようとする利用者は、成宜園教育研究センター研修室利用料還付申請書(様式第6号)を教育委員会に提出し、承認を受けなければならない。

## (損傷等の届出)

第10条 成宜園教育研究センター(以下「センター」という。)の入館者は、センターの建物、設備、展示物等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、成宜園教育研究センター施設等損傷(汚損・滅失)届(様式第7号)を教育委員会に提出しなければならない。

## (寄贈及び寄託)

第11条 センターは、成宜園に関係する資料の寄贈及び寄託を受けることができる。

2 前項の資料の所有者は、センターに当該資料を寄贈し、又は寄託しようとするときは、資料名、数量等を明記した寄贈・寄託申込書(様式第8号)を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による資料の寄託を受けるものと決定したときは、預かり証(様式第9号。以下同じ。)を寄託者に交付し、受託控(様式第10号)をセンターに保管するものとする。

4 寄託期間は、原則として3年とする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認めるときは、この期間を短縮することができる。なお、寄託の更新を妨げないものとする。

5 前項の期間の起算日は、寄託資料をセンターが受託した日が1月1日から6月30日までのときは1月1日、7月1日から12月31日までのときは7月1日とする。

6 寄託者は、寄託期間中に、特別の理由により寄託資料の一時返還を受けようとするときは、寄託資料一時返還申請書(様式第11号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、寄託資料の一時返還を受けようと

- する者が寄託者の代理人であるときは、その旨を証明する書類を添付しなければならない。
- 7 教育委員会は、前項の寄託資料の一時返還を承認したときは、寄託資料一時返還承認書（様式第12号）を寄託者に交付し、当該寄託資料を一時返還するものとする。
- 8 寄贈資料又は寄託資料の保管その他の取扱いについては、センターの所蔵する資料に準じて行うものとする。ただし、寄贈者又は寄託者と利用制限等に関する特約があるものについては、この限りでない。
- 9 資料の寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈者又は寄託者の負担とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。
- 10 寄託資料が汚損し、損傷し、又は滅失したときは、教育委員会が補償するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、その賠償の責めを負わないものとする。
- 11 寄託資料の所有者が譲渡により変更が生じたときは、譲渡人は、速やかに預かり証に所有権の移転を証明する書類を添えて教育委員会に提出し、その旨の書き換えを受けなければならない。
- 12 寄託者は、預かり証を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかにその事実を証明する書類又は当該預かり証を教育委員会に提出し、再交付を受けなければならない。
- （資料の館外貸出し）
- 第12条 収藏品等の資料は、館外貸出しを行わないものとする。ただし、教育委員会が、博物館、図書館、学校等において学術上の調査研究又は教育普及の目的で使用され、かつ、取扱い上安全性が確保されると認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の館外貸出しを受けようとする者（以下「貸出し申請者」という。）は、成宜園資料貸出し許可申請書（様式第13号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の館外貸出しを許可したときは、成宜園資料貸出し許可書（様式第14号）を貸出し申請者に交付するものとする。
- （撮影、複写等の許可）
- 第13条 収藏品等の資料を学術上の調査研究等の目的で撮影し、若しくは複写し、出版物等への掲載をしようとする者は複写、模造等をしようとする者（以下「撮影等申請者」という。）は、成宜園資料撮影等許可申請書（様式第15号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の規定による撮影等を許可したときは、成宜園資料撮影等許可書（様式第16号）を撮影等申請者に交付するものとする。
- （運営委員会の所掌事務）
- 第14条 条例第15条に規定する成宜園教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、教育委員会の諮問に応じ、条例第3条各号に掲げる業務に関する事項について審議し、及びこれらの事項について教育委員会に建議する。
- 2 運営委員会は、前項に定める事項のほか、センターの運営に関する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。
- （運営委員会の組織等）
- 第15条 運営委員会は、委員10名以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験者等のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 5 会長は、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き、議決をすることができない。
- 9 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 運営委員会に、専門の事項について審議する必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 11 臨時委員は、教育委員会が運営委員会の意見を聽いて委嘱する。
- 12 臨時委員は、専門の事項について審議し、運営委員会への報告が完了したときは、解職されるものとする。
- 13 運営委員会の庶務は、教育委員会において処理する。
- （評価委員会）
- 第16条 センターに収蔵する成宜園に関係する資料の購入価格の適正な評価を行うため、成宜園教育研究センター収蔵資料評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置き、評価委員若干名で組織する。
- 2 評価委員は、教育委員会の諮問に応じ、センターが購入しようとする資料の評価を行い、その意見書を提出する。
- 3 評価委員は、学識経験者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 4 評価委員の任期は、1年以内とする。
- 5 評価委員は、職務上知り得た秘密のほか、自己が評価委員であることを他人に漏らしてはならない。
- 6 購入しようとする資料について利害関係を有する評価委員は、当該資料の評価に加わることができない。
- 7 評価委員会の庶務は、教育委員会において処理する。
- （委任）
- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。
- 附 則  
(施行期日)
- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第11条から第16条まで及び次項の規定並びに附則第3項の改正は、平成22年4月1日から施行する。
- （準備行為）
- 2 教育委員会は、施行の日前においても、この規則に規定する事務の実施について必要な準備行為をすることができる。
- （日田市教育委員会事務委任規則の一部改正）
- 3 日田市教育委員会事務委任規則（昭和39年教委規則第10号）の一部を次のように改正する。
- 〔次のように改正する。〕

別表第1（第6条関係）

減免ができる場合	減免の率	備考
1 市及び市の執行機関 が市の方針上のために 利用するとき。	免除	1号の免除は、使用料の 減免の申請を省略するこ とができる。
2 市長又は教育委員会 が特に必要と認める者 が第1条に規定する設 置目的に沿って利用す るとき。	免除	

別表第2（第8条関係）

還付ができる場合	還付の率	備考
1 研修室の管理上必要があ るため、その利用許可を取り 消したとき。	10割	還付金に10円未満の端数 があるときは、これを切り捨てる。
2 利用者が自己的都合によ り10日前に利用許可の取消し を申し出たとき。	7割	
3 利用者が自己的都合によ り2日前に利用許可の取消し を申し出たとき。	5割	
4 災害その他のやむを得ない 事情により利用することがで きなくなったとき。	10割	

備考（省略）

## 史跡咸宜園跡保存整備事業報告書

2016年3月31日

編集 日田市教育庁 文化財保護課

877-0077 大分県日田市南友田町 516-1

発行 日田市教育委員会

877-8601 大分県日田市田島 2-6-1

印刷 日田時報紙器印刷株式会社

